

熊谷市高齢社会対策基本計画

令和6年度～令和8年度

いきいきあんしん 元気で長寿のまち くまがや

令和6年3月

熊谷市



今日、急速な高齢化や地域社会におけるコミュニティ意識の希薄化など、高齢者を取り巻く環境が大きく変化しつつあります。

本市においても、令和6年2月の高齢化率が国の水準を上回る30.57%に上るなど、3人に1人が高齢者となる時代がすぐそこまで近づいています。そうした中で一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯、認知症高齢者などに対し、多様な高齢者サービスのニーズが生じていくことが見込まれます。

また、新型コロナウイルスの感染拡大によって生じた地域・世代間交流の停滞は、様々な規制が緩和された以降も引き続き大きな影響を与え続けており、以前の状態に戻るには多くの時間を要するものと思われまます。

このような状況に対し、本市は全ての人に優しいまちを目指すために、高齢者の医療と介護の連携、認知症の方への支援等、高齢者を地域で支えていく地域包括ケアシステムに引き続き取り組むことで、高齢者が元気に暮らせる環境づくりを推進するほか、高齢者の移動手段の確保やデジタル・デバイドの解消など新たな施策に取り組むことで、誰もが安心して快適に暮らせる環境の整備に努めてまいります。

この度、計画期間の満了に伴い、前回計画の見直しを行い、「いきいきあんしん 元気で長寿のまち くまがや」を目標に、令和6年度から3年間を計画期間とする「熊谷市高齢社会対策基本計画」を策定いたしました。

本計画を指針として、高齢者の方々が心豊かに安心して暮らすことができる社会を実現するため、関係機関や市民の皆様との連携を強めてまいりますので、一層の御協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定に当たりまして、貴重な御意見・御提言をお寄せいただきました高齢社会対策審議会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査に御協力いただきました多くの市民の皆様へ心から感謝を申し上げます。

令和6年3月

熊谷市長

小林 雄也

目 次

第 1 部 総 論

第 1 章 計画の概要

第 1 節 計画の趣旨	3
第 2 節 計画の位置付け	4
第 3 節 計画期間	4

第 2 章 高齢者を取り巻く環境の現状

第 1 節 高齢者の状況	5
第 2 節 高齢者施設等の状況	8
第 3 節 アンケート調査からみる高齢者の現状	9

第 3 章 計画の基本方針

第 1 節 熊谷市が目指す高齢社会の将来像	23
第 2 節 基本理念	24
第 3 節 基本目標	25
第 4 節 施策の展開（施策体系）	26
第 5 節 重点課題	28

第 2 部 各 論

第 1 章 あたたかい心の通う健康で生きがいの持てるまちをつくる

第 1 節 社会参加の促進	34
第 2 節 高齢者の就労支援	39
第 3 節 生涯学習・生涯スポーツの推進	41
第 4 節 介護予防・健康づくりの推進	45
第 5 節 コミュニティ意識の醸成	51
第 6 節 ボランティア活動の促進	55

第 2 章 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちをつくる

第 1 節 生活支援サービスの充実	57
第 2 節 認知症高齢者対策の推進	61

第3節	高齢者虐待防止の推進	67
第4節	地域の見守りネットワークの推進	70
第5節	成年後見制度に基づく権利擁護	72
第6節	地域包括ケアシステムの推進	75
第7節	介護保険事業の円滑な推進	86
第8節	入所施設の確保	88

第3章 安全で快適に暮らせるまちをつくる

第1節	安心・安全の確保	90
第2節	高齢者にやさしいまちづくりの推進	95

第4章 計画の推進体制

第1節	推進体制の整備	101
第2節	計画の進捗管理	103

第3部 資料編

	熊谷市高齢社会対策基本計画の策定経過	106
	熊谷市高齢社会対策審議会条例	107
	熊谷市高齢社会対策審議会委員名簿	108
	第9期介護保険事業計画（抜粋）	109
	用語解説	142

第1部 総論

第 1 章 計画の概要

第 1 節 計画の趣旨

我が国では、総人口が減少する一方、高齢者人口は年々増加しています。国が発表した「令和 5 年度版高齢社会白書」によると、令和 4 年 10 月 1 日現在の総人口は、1 億 2,495 万人で、このうち 65 歳以上の高齢者人口は 3,624 万人で高齢化率は 29.0%、75 歳以上の後期高齢者人口は、1,936 万人で総人口に占める割合は 15.5%です。そして、およそ 50 年後の 2070（令和 52）年には、約 4 人に 1 人が 75 歳以上の後期高齢者となると推計されています。

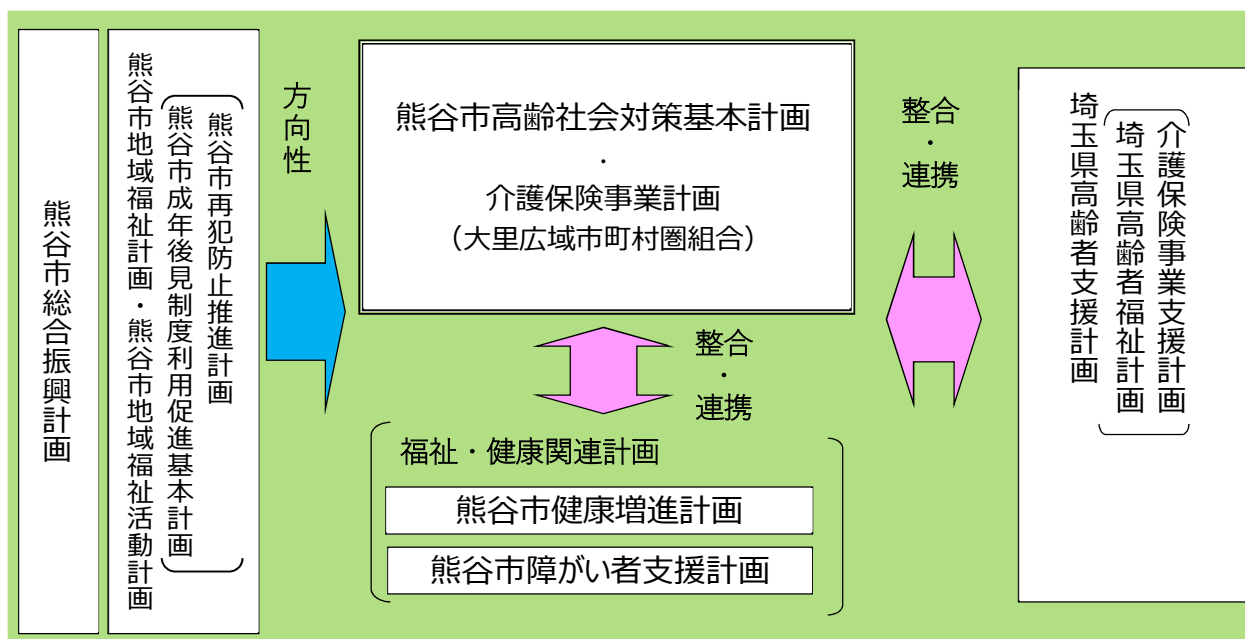
国では、これらの情勢を踏まえ、令和 2 年 6 月に成立した「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」により、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築を支援することとしています。これにより、既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のため、多方面から重層的に取り組むことができるようになりました。

本市においても、令和 5 年 10 月 1 日現在の高齢者人口は 58,596 人、高齢化率は 30.4% に達しており、今後も高齢化が進行する中で、誰もが安心して暮らせる社会の実現を目指していかなければなりません。熊谷市高齢社会対策基本計画（令和 6 年度～令和 8 年度）（以下、「本計画」という。）は、こうした社会情勢や高齢者を取り巻く環境の変化に対応し、令和 3 年度から令和 5 年度までの前回計画を踏まえ、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間を計画期間として、高齢者が健康で生きがいをもって暮らし、社会の支援が必要になったときに適切なサービスが受けられる社会の実現を計画的に推進するために策定したものです。

第2節 計画の位置付け

本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」として位置付けられます。

県が策定する「埼玉県高齢者支援計画」と整合・連携するとともに、上位計画となる「熊谷市総合振興計画」や「熊谷市地域福祉計画・熊谷市地域福祉活動計画」の方向性を踏まえ、関連する各個別計画とも整合・連携を図ることにより、高齢社会対策全般にわたる計画の推進並びに「老老介護」、「老障介護」及び「8050問題」等の高齢化の進展に伴い複雑化・複合化する課題への対応を図るものとします。



第3節 計画期間

計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。

本計画は、前々回計画・前回計画を踏まえ、今後も着実に進行する高齢化と、令和8年に迎える高齢化率31.5%という本市の高齢社会の姿を念頭に置いた計画とします。

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度		
前々回計画						本計画		評価・見直し					
		評価・見直し	前回計画										
					評価・見直し						次回計画		

第 2 章 高齢者を取り巻く環境の現状

第 1 節 高齢者の状況

1 人口の推移

本市の高齢者人口は、令和 5 年 10 月 1 日現在で 58,596 人、高齢化率 30.43%です。

総人口は減少傾向にありますが、高齢者数は増加し続けており、平成 30 年から 5 年間で 2,851 人（5.1%）増加しています。

	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
総人口	197,856	196,957	195,814	194,122	193,502	192,553
年少人口（15 歳未満）	23,043	22,595	22,162	21,574	21,024	20,416
生産年齢人口（15～64 歳）	119,068	117,690	116,134	114,540	114,154	113,541
高齢者人口（65 歳以上）	55,745	56,672	57,518	58,008	58,324	58,596
高齢化率	28.2%	28.8%	29.4%	29.9%	30.1%	30.4%

（各年 10 月 1 日現在）

2 人口の将来推計

過去 5 年間の住民基本台帳及び外国人登録人口の数値を基にコーホート変化率法[※]にて人口推計しました。

※コーホート変化率法……あるコーホート（同時出生集団）の一定期間における人口の変化率に着目し、その変化率が将来的に変化しないものと仮定して、将来人口を算出する方法。

計画の最終年度となる令和 8 年度では、高齢者人口 59,081 人（高齢化率 31.5%）と推計されます。

	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
総人口	190,786	189,141	187,425	185,625	183,757	181,829
年少人口（15 歳未満）	21,994	21,394	20,853	20,293	19,795	19,314
生産年齢人口（15～64 歳）	110,061	108,698	107,491	106,233	104,897	103,478
高齢者人口（65 歳以上）	58,731	59,049	59,081	59,099	59,065	59,037
高齢化率	30.8%	31.2%	31.5%	31.8%	32.1%	32.5%

3 世帯の状況

国勢調査によると、令和 2 年 10 月現在で 65 歳以上の世帯員がいる世帯は 36,134 世帯 (45.2%) となっています。

これは平成 27 年 10 月現在と比較すると 2,699 世帯 (8.1%) 増加しています。また、高齢単身世帯は 9,218 世帯、高齢夫婦世帯は 10,754 世帯となっており、いずれも増加傾向にあります。

(世帯)

	平成 27 年 (市)	令和 2 年		
		市	県	全国
一般世帯総数	76,876	79,976	3,157,627	55,704,949
65 歳以上世帯員がいる一般世帯数	33,435	36,134	1,240,902	22,655,031
(一般世帯総数に占める割合)	43.5%	45.2%	39.3%	40.7%
65 歳以上高齢単身世帯数	7,462	9,218	332,963	6,716,806
(一般世帯総数に占める割合)	9.7%	11.5%	10.5%	12.1%
高齢夫婦世帯数	7,904	10,754	338,189	5,830,834
(一般世帯総数に占める割合)	10.3%	13.4%	10.7%	10.5%

(資料：令和 2 年度国勢調査)

※高齢夫婦世帯とは、夫婦ともに 65 歳以上の世帯としています。

国勢調査では、世帯構成 (単身や高齢夫婦のみ世帯) を調査していますが、5 年ごとの調査であるため、最新の調査結果が令和 2 年となっています。

単身高齢者数及び世帯を把握するものとして、単身高齢者台帳の登録者数及び住民基本台帳上の単身高齢者数があります。

単身高齢者台帳の登録者数については、令和 5 年 4 月現在で 2,180 人、住民基本台帳上の単身高齢者数は 14,775 人となっています。

(人)

	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
単身高齢者台帳登録者数 (※1)	2,364	2,246	2,180
住民基本台帳上の単身高齢者数 (※2)	14,059	14,379	14,775

(各年 4 月 1 日現在)

※ 1 熊谷市では、近所に親族がおらず、民生委員の見守りを希望される 65 歳以上の一人暮らしの方を、本人からの申出に基づき単身高齢者台帳に登録しています。

※ 2 住民基本台帳上の単身高齢者数には、施設入所者や世帯分離を行っている場合などが含まれています。

4 要支援・要介護認定者数の推移

高齢者人口の増加とともに、要支援・要介護認定者数は年々増加し続けており、令和5年度で10,120人となっています。認定者の中では要介護1の占める割合が22.8%と最も高くなっています。

(人)

年 度	令和3年度	構成比(R3)	令和4年度	構成比(R4)	令和5年度	構成比(R5)
合 計	9,645	100.0%	9,825	100.0%	10,120	100.0%
要支援1	1,179	12.2%	1,210	12.3%	1,245	12.3%
要支援2	1,059	11.0%	1,076	10.9%	1,045	10.3%
要介護1	2,140	22.2%	2,132	21.7%	2,306	22.8%
要介護2	1,625	16.9%	1,656	16.9%	1,665	16.5%
要介護3	1,441	14.9%	1,495	15.2%	1,518	15.0%
要介護4	1,370	14.2%	1,395	14.2%	1,463	14.4%
要介護5	831	8.6%	861	8.8%	878	8.7%

(各年9月30日現在)

※大里広域市町村圏組合による圏域全体の実績値から熊谷市分を算定した値

計画期間中も認定者の増加が見込まれ、計画の最終年度となる令和8年度には10,820人になると推計されます。

(人)

年 度	令和6年度	構成比(R6)	令和7年度	構成比(R7)	令和8年度	構成比(R8)
合 計	10,518	100.0%	10,663	100.0%	10,820	100.0%
要支援1	1,290	12.3%	1,297	12.1%	1,312	12.1%
要支援2	1,063	10.1%	1,088	10.2%	1,108	10.2%
要介護1	2,309	21.9%	2,309	21.7%	2,329	21.5%
要介護2	1,721	16.3%	1,748	16.4%	1,760	16.3%
要介護3	1,595	15.2%	1,621	15.2%	1,663	15.4%
要介護4	1,553	14.8%	1,593	15.0%	1,624	15.0%
要介護5	987	9.4%	1,007	9.4%	1,024	9.5%

※大里広域市町村圏組合による圏域全体の推計値から熊谷市分を算定した値

第 2 節 高齢者施設等の状況

1 高齢者施設

■ 健康づくり施設

高齢者福祉の増進を図る施設として、老人福祉センター及び老人憩の家を設置しています。また、老人憩の家と児童館の複合施設として箱田高齢者・児童ふれあいセンターを設置し、高齢者と児童の交流を図っています。

- 老人福祉センター（別府荘・上之荘・ひかわ荘・江南荘） 4 施設
- 老人憩の家（荒川荘・平戸荘・吉岡荘・めぬま荘） 4 施設
- 老人憩いの家と児童館の複合施設（箱田高齢者・児童ふれあいセンター） 1 施設

■ 入所施設

居宅での生活が困難な高齢者等が入所する市内の施設は以下のとおりです。

- 養護老人ホーム 1 施設（定員 110 人）
- 軽費老人ホーム 1 施設（定員 200 人）
- ケアハウス 4 施設（定員 250 人）
- 有料老人ホーム 21 施設（定員 1,403 人）
- サービス付き高齢者向け住宅 17 施設（定員 658 人）
- 介護老人福祉施設（地域密着型 20 床を含む。） 15 施設（定員 1,230 人）
- 介護老人保健施設 5 施設（定員 500 人）
- 認知症対応型共同生活介護（グループホーム） 13 施設（定員 225 人）
（令和 5 年 1 1 月 1 日現在埼玉県ホームページ掲載分）

2 相談窓口

高齢者の保健福祉に関する相談は、主に以下の窓口で受け付けています。

- 熊谷市福祉部長寿いきがい課
- 各行政センター福祉担当（大里、妻沼、江南）
- 地域包括支援センター（8 か所）
- 熊谷保健センター
- 社会福祉協議会（熊谷、大里、妻沼、江南）
- あんしんサポートねっと（社会福祉協議会）
- 認知症疾患医療センター（1 か所）
- 熊谷保健所
- 医療機関（かかりつけの医療機関、専門医、在宅歯科医療推進窓口）
- 薬局（健康サポート薬局や、かかりつけの薬局・薬剤師）

上記以外にも、地域の民生委員・児童委員や介護保険事業所でも相談に応じています。

第3節 アンケート調査からみる高齢者の現状

計画策定に当たり、市民の高齢福祉に関するニーズを把握するためのアンケート調査を実施しました。

1 アンケート調査の概要

- 調査対象：市内在住の40歳以上で介護保険の要介護認定を受けていない市民2,500人
(内訳：40歳以上60歳未満1,000人、60歳以上1,500人)
- 調査期間：令和5年4月25日～5月26日
- 調査方法：郵送配布・回収
- 回収状況：回収数 1,140票 回収率 45.6%

2 集計結果の概要（前回との比較を含む。）

- 前回：令和2年5月8日～5月29日
(対象者：40歳以上60歳未満1,000人、60歳以上1,500人)
※「前回」…前回（令和2年度～令和5年度）計画策定時において令和2年度に実施したもの。回収率は55.4%
- 表中の 網掛け部分は特に変化がみられた箇所（5ポイント以上の増減）
- なお、無回答及び複数回答があるため、100%にならない箇所があります。

■ご本人について

○年齢

	前回	今回
40～49歳	16.8%	13.1%
50～59歳	15.2%	16.8%
60～64歳	13.6%	12.8%
65～69歳	17.8%	13.9%
70～74歳	17.4%	20.4%
75～79歳	10.9%	13.2%
80～84歳	5.2%	6.5%
85歳以上	1.9%	2.6%

○世帯状況

	前回	今回
一人暮らし	11.8%	13.2%
夫婦のみ	35.2%	39.7%
本人とその他の高齢者のみ	7.0%	6.8%
多世代世帯	32.1%	28.6%
その他	12.4%	10.0%

■暮らしについて

〔アンケートの分析〕

- ・日常的に行き来のある親族がない人の割合が増加（前回 31.9%→今回 33.9%）
- ・近所との付き合い方から、コミュニケーションの希薄化がうかがえる。

○日常的に行き来のある親族

	前回	今回
1 いる	63.9%	61.3%
2 いない	31.9%	33.9%

○ご近所との付き合い方

	前回	今回
1 日ごろから助け合っている	12.7%	11.4%
2 気の合った人とは親しくしている	21.9%	18.5%
3 たまに立ち話をする程度	22.9%	25.5%
4 顔が合えば挨拶をする程度	34.9%	36.5%
5 ほとんど付き合いはない	6.4%	6.9%
6 その他	0.3%	0.5%

■健康づくりについて

〔アンケートの分析〕

- ・現在、健康だと感じていますか「1 とても健康、2 ある程度健康」を合わせやや減少（前回 80.8%→今回 78.7%）
- ・健康で気になることは「3 運動不足」49.9%が最も多く、次に「7 生活習慣病」を気にしている割合が高くなっている。
- ・知りたいことは「4 認知症の予防」48.2%と「1 生活習慣病にならないための工夫」38.0%のほかに「3 運動の方法について」26.7%も関心が高まっている。

○現在、健康だと感じていますか

	前回	今回
1 とても健康だと感じている	10.6%	10.5%
2 ある程度、健康だと感じている	70.2%	68.2%
3 あまり健康だとは感じていない	16.2%	17.7%
4 まったく健康だとは感じていない	2.7%	2.9%

○健康で気になること

	前回	今回
1 たばこの吸いすぎ	8.3%	7.6%
2 お酒の飲みすぎ	9.1%	8.1%
3 運動不足	53.6%	49.9%
4 ストレスや悩みが多い	21.4%	24.6%
5 睡眠不足	17.3%	21.9%
6 休養が十分にとれない	7.0%	9.6%
7 肥満・血圧等生活習慣病	40.9%	38.5%
8 栄養が偏っている	7.4%	8.2%
9 物忘れが多い	12.0%	13.6%
10 その他	6.9%	5.8%

○健康について知りたいこと

	前回	今回
1 生活習慣病にならないための工夫について	39.9%	38.0%
2 望ましい食生活について	25.7%	26.6%
3 運動の方法について	25.4%	26.7%
4 認知症の予防について	45.3%	48.2%
5 寝たきり予防について	23.0%	19.5%
6 検診の内容や受け方について	15.1%	14.8%
7 歯の健康について	17.9%	19.5%
8 その他	5.0%	3.4%

■地域活動について

〔アンケートの分析〕

- ・町内会・自治会、ボランティア活動に「1 よく参加する」と「2 とまどき参加する」を合わせた割合が減少（前回 44.5%→今回 39.6%）、「3 あまり参加しない」と「4 まったく参加しない」を合わせた割合が増加（前回 54.0%→今回 58.2%）している。
- ・今後、社会活動として取り組みたいと思う分野では、「2 健康づくり（食生活改善活動、健

康法・体操の指導など」26.5%、「1 生産・就業（農業・園芸指導、シルバー人材センターなど）」18.6%、「4 生活環境改善（環境美化活動、リサイクル活動など）」17.5%となっている。しかし、「8 特にない」が43.9%と多い。

○町内会・自治会、ボランティア活動への参加状況

	前回	今回
1 よく参加する	14.8%	14.0%
2 とまどき参加する	29.7%	25.6%
3 あまり参加しない	24.6%	29.0%
4 まったく参加しない	29.4%	29.2%

○社会活動として取り組みたいと思う分野

	前回	今回
1 生産・就業（農業・園芸指導、シルバー人材センターなど）	11.8%	18.6%
2 健康づくり（食生活改善活動、健康法・体操の指導など）	16.9%	26.5%
3 教育・文化（学習会、こども会の育成、郷土芸能の伝承など）	8.1%	12.6%
4 生活環境改善（環境美化活動、リサイクル活動など）	11.3%	17.5%
5 福祉（介護・家事援助、施設訪問など）	5.7%	8.1%
6 まちづくり（地域活性化、自治会、町内会の世話役など）	5.9%	7.8%
7 交流（世代間交流、国際交流など）	6.0%	9.3%
8 特にない	29.3%	43.9%
9 その他	3.2%	5.1%

■生きがい・仕事について

〔アンケートの分析〕

- ・現在、行っていることでは、「1 働くこと」が49.6%と最も多く、次いで「6 友人や気の合った仲間との付き合い」が42.5%、続いて「7 趣味の活動（旅行やドライブ等）」を行っている人の割合が40.9%と多い。
- ・現在、生きがいを感じることで、「7 趣味の活動（旅行やドライブ等）」が41.1%、「6 友人や気の合った仲間との付き合い」が36.5%、「5 家族や孫と過ごすこと（団らん）」が34.1%と友人家族等身近な範囲での共通の趣味等に生きがいを感じている人の割合が多い。
- ・今後、行ってみたいことでは、「7 趣味の活動（旅行やドライブ等）」が36.9%、「3 健康づくり・体づくり」が36.4%と多い一方で、「9 長寿クラブ活動」は2.3%、「10 町内会・自治会等の地域活動」は3.7%と友人家族を超えた範囲の集まりに参加を希望する人の割合は少ない。

・現在働いている割合が増加（前回 38.8%→今回 52.8%）。何歳まで働きたいかについては、「61～65 歳」が増加（前回 18.9%→今回 26.9%）し、最も多くなっている。

○現在、行っていること

	前回	今回
1 働くこと	30.4%	49.6%
2 学習や教養を高めるための活動	11.9%	12.5%
3 健康づくり・体カづくり	36.2%	29.4%
4 スポーツ	14.5%	13.9%
5 家族や孫と過ごすこと（団らん）	33.7%	33.9%
6 友人や気の合った仲間との付き合い	44.7%	42.5%
7 趣味の活動（旅行やドライブ等）	37.7%	40.9%
8 社会奉仕活動（ボランティア）	8.4%	4.5%
9 長寿クラブ活動	4.6%	2.3%
10 町内会・自治会等の地域活動	11.4%	8.9%
11 その他	3.5%	3.7%
12 特にない	8.8%	9.6%

○現在、生きがいを感じること

	前回	今回
1 働くこと	24.9%	33.0%
2 学習や教養を高めるための活動	10.4%	12.2%
3 健康づくり・体カづくり	24.4%	19.4%
4 スポーツ	11.5%	10.7%
5 家族や孫と過ごすこと（団らん）	35.8%	34.1%
6 友人や気の合った仲間との付き合い	41.2%	36.5%
7 趣味の活動（旅行やドライブ等）	36.9%	41.1%
8 社会奉仕活動（ボランティア）	6.4%	3.2%
9 長寿クラブ活動	2.8%	1.2%
10 町内会・自治会等の地域活動	5.4%	3.5%
11 その他	3.8%	3.0%
12 特にない	10.4%	13.2%

○今後、行ってみたいこと

	前回	今回
1 働くこと	13.0%	18.4%
2 学習や教養を高めるための活動	16.8%	18.6%
3 健康づくり・体力づくり	34.7%	36.4%
4 スポーツ	8.7%	12.5%
5 家族や孫と過ごすこと（団らん）	16.3%	14.6%
6 友人や気の合った仲間との付き合い	25.3%	23.3%
7 趣味の活動（旅行やドライブ等）	32.4%	36.9%
8 社会奉仕活動（ボランティア）	10.4%	12.0%
9 長寿クラブ活動	4.9%	2.3%
10 町内会・自治会等の地域活動	6.2%	3.7%
11 その他	2.2%	1.5%
12 特にない	18.0%	17.3%

○現在、会社や組織で働いていますか

	前回	今回
1 働いている	38.8%	52.8%
2 働いていない	59.6%	45.9%

○何歳まで働きたいと考えているか

	前回	今回
1 ～60 歳まで	0.0%	10.3%
2 61～65 歳まで	18.9%	26.9%
3 66～70 歳まで	32.9%	25.4%
4 71～75 歳まで	25.6%	17.3%
5 76～80 歳まで	11.4%	11.6%
6 81 歳以上まで	8.1%	6.8%

■人権・権利擁護について

〔アンケートの分析〕

- ・高齢者虐待を見聞きしたことがある人の割合が増加し（前回 11.8%→今回 12.7%）、見聞きした時の対応としてはそのことを「5 家族に話した」46.2%が最も多い。一方で「4 近所の人と話した」が減少（前回 17.1%→今回 15.2%）し、「7 特に何もしなかった」が増加（前回 16.5%→今回 17.2%）した。
- ・福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）、高齢者虐待防止法については「3 知らない」がそれぞれ 50%以上となっている。
- ・成年後見制度については「1 内容を知っている」が増加（前回 32.2%→今回 33.1%）し、「3 知らない」が減少（前回 25.4%→今回 23.9%）している。

○高齢者虐待を見聞きしたことの有無

	前回	今回
1 ある	11.8%	12.7%
2 ない	86.5%	86.1%

○高齢者虐待を見聞きしたときの対応

	前回	今回
1 警察に通報した	5.5%	2.8%
2 市役所や関係機関などに連絡した	9.2%	6.2%
3 地域の民生委員・児童委員に連絡した	5.5%	2.8%
4 近所の人とそのことについて話をした	17.1%	15.2%
5 自分の家族とそのことについて話をした	47.0%	46.2%
6 当事者と直接、話をした	9.2%	9.7%
7 特に何もしなかった	16.5%	17.2%
8 その他	14.0%	20.0%

○福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）について知っているか

	前回	今回
1 内容を知っている	7.6%	6.0%
2 内容は知らないが、聞いたことはある	30.5%	31.3%
3 知らない	59.9%	61.6%

○高齢者虐待防止法について知っているか

	前回	今回
1 内容を知っている	8.2%	9.1%
2 内容は知らないが、聞いたことはある	36.0%	37.6%
3 知らない	54.1%	51.8%

○成年後見制度について知っているか

	前回	今回
1 内容を知っている	32.2%	33.1%
2 内容は知らないが、聞いたことはある	40.5%	41.5%
3 知らない	25.4%	23.9%

■消費生活などの安全について

〔アンケートの分析〕

- ・高齢者を狙った悪質商法に対する不安では「1 とても不安」が増加（前回 18.4%→今回 23.0%）した。
- ・過去 1 年くらいで実際に悪質商法の被害や勧誘にあったことがある人は、「1 ある（1 回）」が減少している一方、「2 ある（2 回以上）」が増加した。（ある（1 回） 前回 6.6%→今回 6.1%）（ある（2 回以上） 前回 2.7%→今回 3.2%）

○悪質商法に対する不安感

	前回	今回
1 とても不安	18.4%	23.0%
2 どちらかといえば不安	37.3%	43.2%
3 どちらともいえない	11.3%	9.1%
4 あまり不安ではない	21.7%	16.4%
5 不安ではない	10.0%	7.2%

○過去 1 年くらいでの悪質商法の被害・勧誘の有無

	前回	今回
1 ある（1 回）	6.6%	6.1%
2 ある（2 回以上）	2.7%	3.2%
3 ない	89.7%	89.5%

■高齢者福祉サービスについて

〔アンケートの分析〕

- ・福祉に関する情報源について、「5 市の広報紙で」が52.4%で最も多い。
- ・「9 インターネット」の割合が増加（前回14.7%→今回18.2%）している。

○高齢者福祉についての情報源

	前回	今回
1 家族から	16.8%	17.1%
2 近所の人や知り合いから	19.9%	18.8%
3 所属しているサークルや団体から	5.1%	3.7%
4 民生委員・児童委員から	4.3%	2.5%
5 市の広報紙で	56.0%	52.4%
6 社会福祉協議会の広報紙で	18.5%	15.2%
7 ラジオ・テレビで	31.6%	30.7%
8 新聞や雑誌で	28.3%	28.2%
9 インターネットで	14.7%	18.2%
10 その他	6.9%	4.6%

■認知症について

〔アンケートの分析〕

- ・認知症について知っていること（複数回答可）では、「2 進行すると、日常生活が困難になることがある」84.6%を筆頭に、各項目ともに割合が高く、ほとんどの人が認知症に関する何かしらの知識を持っていることが分かる。ただし、「3 早期に気づけば、進行を遅らせることもある」の回答率が前回より減少していることから、早期発見の重要性について周知していくことが必要である。
- ・認知症になったらどこで暮らしたいかでは、「1 介護施設」53.9%が「2 自宅」22.5%の倍以上の割合となっているが、「1 介護施設」と回答した人の中でも66.5%が「1 家族や周りの人に迷惑をかけるから」を選択しており他の回答割合よりも圧倒的に高い。
- ・また、「3 介護者がいない」が14.8%となっており、単身であったり、家族がいても身近に介護者がいなかったりという背景が考えられる。
- ・認知症の方をどのように支えていけば良いかについては、「2 地域全体で支えていくネットワークが必要」が28.4%、「1 住みなれた地域で穏やかに生活できるよう気にかける」が26.0%と、「地域とのつながり」に関する回答の割合が高い一方、「3 どのような対応をしてよいのか方法が分からない」が28.8%であり、認知症に対する知識はあるが、具体的にどう対応したら良いか分からないという状況がうかがえる。

○認知症について知っていること

	前回	今回
1 誰にでも発症しうる病気	85.0%	83.7%
2 進行すると、日常生活が困難になることがある	83.0%	84.6%
3 早期に気づけば、進行を遅らせることもある	65.1%	63.6%
4 初期では気づきにくい	58.1%	62.8%
5 周囲の理解と対応が不可欠	56.9%	60.7%
6 分からない	2.2%	2.5%
7 その他	1.3%	1.8%

○あなたがもし認知症になったら、どこで暮らしたいですか

	前回	今回
1 介護施設	52.6%	53.9%
2 自宅	25.7%	22.5%
3 病院	2.7%	2.5%
4 分からない	16.0%	18.4%
5 その他	1.7%	1.9%

○介護施設で暮らしたい理由

	前回	今回
1 家族や周りの人に迷惑をかけるから	67.7%	66.5%
2 施設の方が安心だから	20.0%	17.1%
3 介護者がいないから	11.0%	14.8%
4 その他	0.0%	0.7%

○認知症の方をどのように支えていけば良いか

	前回	今回
1 住みなれた地域で穏やかに生活できるよう気にかける	28.0%	26.0%
2 地域全体で支えていくネットワークが必要	25.3%	28.4%
3 どのような対応をしてよいのか方法が分からない	27.9%	28.8%
4 家族も安心して日常生活を営めるよう近所づきあいに協力したい	13.7%	11.4%
5 あまりかわりたくない	2.0%	2.4%

■これからの高齢社会について

〔アンケートの分析〕

- ・自分にとっての高齢期は「75歳～79歳」25.9%で最も多く、次に多いのが「80歳～84歳」22.7%である。
- ・特に不安を感じることは「1 健康」81.2%、「2 介護」53.2%、「4 生活費」43.2%。
- ・高齢期の過ごし方は「4 地域の人たちとのつきあいを大切にしたい」が多い（43.2%）。一方で「5 自由な時間を楽しみたい」が大幅に減少（前回 66.3%→今回 34.6%）した。
- ・地域の評価では「イ駅や公共施設のバリアフリー」（十分とまあまあを合わせて 53.6%）が比較的評価が高い。
- ・力を入れるべき施策では「2 健康づくりの推進」が前回より減少（前回 55.7%→今回 53.9%）しているが、今回も割合では一番多い。
- ・住む場所を考えると重視することでは「13 医療や福祉が充実」（61.2%）が最も多い。また、「8 道路や交通が便利なこと」、「14 買物が便利でにぎわいがあること」の割合が大きい。
- ・高齢者向け事業の予算については「1 もっと拡充が必要」という割合が多い（43.5%）。

○自分にとって高齢期は何歳ぐらいからだと思いますか

	前回	今回
1 60～64歳	2.7%	2.0%
2 65～69歳	7.4%	7.2%
3 70～74歳	24.6%	22.6%
4 75～79歳	24.8%	25.9%
5 80～84歳	20.6%	22.7%
6 85歳以上	5.1%	6.0%
7 一概に言えない	11.4%	10.6%
8 分からない	1.4%	1.6%

○高齢期に対して、特に不安を感じることは何ですか

	前回	今回
1 健康	80.4%	81.2%
2 介護	58.0%	53.2%
3 住宅	5.2%	4.7%
4 生活費	42.8%	43.2%
5 家族	16.8%	17.7%
6 友人・仲間	3.3%	3.6%
7 生きがい	13.2%	15.1%
8 社会参加	2.0%	1.9%
9 就業・仕事	3.6%	4.4%
10 交通手段	23.8%	30.6%
11 災害・犯罪	15.9%	10.8%
12 その他	1.2%	0.7%

○自分の高齢期の過ごし方

	前回	今回
1 友人や仲間を増やしたい	21.8%	35.8%
2 自分の経験や実績を生かし、社会に役立つことをしたい	19.0%	26.0%
3 自分自身の教養や知識を高めたい	20.7%	32.0%
4 地域の人たちとのつきあいを大切にしたい	31.7%	43.2%
5 自由な時間を楽しみたい	66.3%	34.6%
6 その他	3.0%	1.4%

○地域の状況の評価

	十分	まあまあ	あまりよくない	不十分	分からない
ア 歩道などの歩きやすさ	4.8%	43.3%	27.2%	18.4%	4.6%
イ 駅や公共施設のバリアフリー	4.1%	49.5%	18.6%	11.7%	13.8%
ウ 交通機関の使いやすさ	4.2%	33.4%	28.5%	24.5%	6.9%
エ 防災対策や避難体制	2.6%	28.2%	24.2%	18.5%	23.7%
オ 住民の交流の場や機会	2.0%	30.5%	23.7%	15.5%	25.9%
カ 福祉情報の入手	1.6%	28.8%	24.7%	20.1%	22.0%

○これからの高齢社会において力を入れるべき施策

	前回	今回
1 働く場所についての情報提供・紹介	25.0%	25.9%
2 健康づくりの推進	55.7%	53.9%
3 高齢者に配慮した住宅、住環境の整備	24.0%	26.8%
4 歩道の段差をなくすなど高齢者にやさしいまちづくり	35.2%	34.5%
5 長寿クラブ・趣味グループなどの紹介・相談	19.6%	20.7%
6 ボランティアグループなどの紹介・相談	11.2%	10.2%
7 スポーツの場の充実	14.2%	11.4%
8 学習や講座などの機会の拡大	16.1%	16.4%
9 高齢者を地域で見守るような住民の助け合い活動の育成	38.9%	41.8%
10 その他	3.2%	4.6%

○高齢期に住む場所を考えると重視すること

	前回	今回
1 子どもや親との同居	10.5%	7.5%
2 子どもや親の家からの距離	18.8%	18.2%
3 友人や仲間がいること	24.3%	22.3%
4 土地柄や地域性が合うこと	9.2%	9.3%
5 自然環境がよいこと	24.3%	21.3%
6 土地や農地が手に入ること	1.2%	0.6%
7 住宅が手に入ること	3.5%	3.4%
8 道路や交通が便利なこと	40.5%	44.5%
9 文化施設が充実していること	5.2%	5.0%
10 学校や教育環境がよいこと	0.7%	0.5%
11 就業の場や職場が得られること	4.0%	3.9%
12 生きがいや趣味が得られること	15.3%	15.4%
13 医療や福祉が充実していること	62.5%	61.2%
14 買物が便利でにぎわいがあること	31.4%	41.2%
15 災害や犯罪の不安がないこと	22.6%	24.4%
16 その他	0.5%	0.9%

○高齢者向け事業の予算について

	65歳以上	全体
1 もっと拡充が必要	42.7%	43.5%
2 現在の水準で十分	22.7%	22.4%
3 高齢者以外に予算を回した方がよい	13.4%	15.4%
4 その他	10.2%	11.6%

■デジタルメディアについて

〔アンケートの分析〕

- ・インターネットを普段利用しているかについては、「1 毎日利用している」が 47.9%と最も多く、次いで、「2 調べ物があるときだけ利用している」が 20.6%、「4 使い方が分からない」が 18.5%である。
- ・スマートフォンの所持割合については、「1 持っている」が 84.9%、「2 持っていない」が 14.0%。
- ・持っていると回答した方のうち、主に使用している機能はメールやインターネット閲覧の割合が大きい。
- ・スマートフォンを持たない理由としては、電話以外の機能を使用しない（36.3%）が大きい。

○インターネットの利用状況について

	65 歳以上	全体
1 毎日利用している	29.3%	47.9%
2 調べ物があるときだけ利用している	22.6%	20.6%
3 ほとんど利用していない	16.1%	11.4%
4 使い方が分からない	29.4%	18.5%

○スマートフォンの保有について

	65 歳以上	全体
1 持っている	77.3%	84.9%
2 持っていない	21.2%	14.0%

○スマートフォンを持っている方のうち電話以外でを使用したことのある機能について

	65 歳以上	全体
1 メール	81.1%	87.8%
2 インターネット閲覧	68.1%	80.8%
3 インターネットショッピング	27.7%	49.1%
4 キャッシュレス決済	29.7%	47.0%
5 Facebook,X(旧 Twitter)等 SNS の利用	17.2%	31.6%
6 電話以外は使用しない	13.6%	7.5%

○スマートフォンを持っていないと答えた方の理由について

	65 歳以上	全体
1 端末の購入代金が高いから	9.5%	10.6%
2 電話以外の機能を使用しないから	38.0%	36.3%
3 使い方が分からないから	35.8%	31.9%
4 その他	10.2%	15.0%

第3章 計画の基本方針

第1節 熊谷市が目指す高齢社会の将来像

本市が目指す高齢社会の将来像について、高齢期を迎えても安心して暮らせる社会にするために、熊谷市総合振興計画の方向性、また、令和5年度までの前回計画の継続性等を踏まえ、以下のとおりとします。

いきいきあんしん 元気で長寿のまち くまがや

具体的には

- ・高齢者一人一人が、自ら継続的に健康づくりや介護予防に取り組んでいる社会
- ・高齢者一人一人が、豊かな知識、経験、能力を生かして活躍できるよう、就労、ボランティア、生涯学習、趣味、スポーツなど積極的に社会活動に参加する社会
- ・高齢者一人一人に対して、生活機能が低下し支援が必要になった場合には、医療と保健、介護、福祉そして地域が密着し、連携して支援することができる社会
- ・高齢者一人一人の尊厳が守られ、どのような状態であっても、その人らしさが尊重され、安心して生活を送ることができる社会

第2節 基本理念

本市が目指す高齢社会の将来像を踏まえ、本計画の推進に当たっての基本理念について、前回計画の理念を引き継ぎ、以下のとおり設定します。

理念1 健康と生きがい

□高齢者の健康で自立した生活を支援し、高齢者が生きがいを持って生活できることを目標としていきます。

理念2 生涯現役

□高齢者が、元気で長生きし、知識や経験を生かし、生涯現役で通せるような社会づくりを目標としていきます。

理念3 自立と選択

□介護サービスの提供等の中で、介護予防事業の推進とともに高齢者の自立性、選択性が確保され、権利の擁護が図られることを重視していきます。

理念4 支え合い・連携

□市民、行政、民間事業者等がともに協力し合い、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるためのネットワークづくりを進めます。

第3節 基本目標

本市が目指す高齢社会の将来像の実現に向け、基本理念に基づき、本計画で目指す基本目標を以下のとおり設定します。

目標1 あたたかい心の通う健康で生きがいの持てるまちをつくる

－生きがい・交流づくりの推進－

- 高齢者が、いつまでも健康で生きがいを持って、地域活動や社会貢献などに参加でき、自立した生活を送ることができるまちをつくります。
- 高齢者を取り巻く周囲の方の意識の向上や、ボランティアの育成など、地域で支え合う、あたたかい心の通うまちをつくります。

目標2 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちをつくる

－生活支援の推進－

- 支援が必要な高齢者が、安心して生活できる福祉サービスの充実を図り、一人暮らしの高齢者や、認知症高齢者とその家族を始め、だれもが地域で安心して暮らせるまちをつくります。

目標3 安全で快適に暮らせるまちをつくる

－住宅・生活環境整備の推進－

- 高齢者が、社会生活の様々な場面で、安全で快適に暮らせるよう、まちづくりや、施設・住居の整備、交通安全、防犯及び防災の対策など、生活環境の整備を進め、高齢者にやさしいまちをつくります。

第4節 施策の展開（施策体系）

いきいきあんしん 元気で長寿のまち くまがや

基本理念

1 健康と生きがい

2 生涯現役

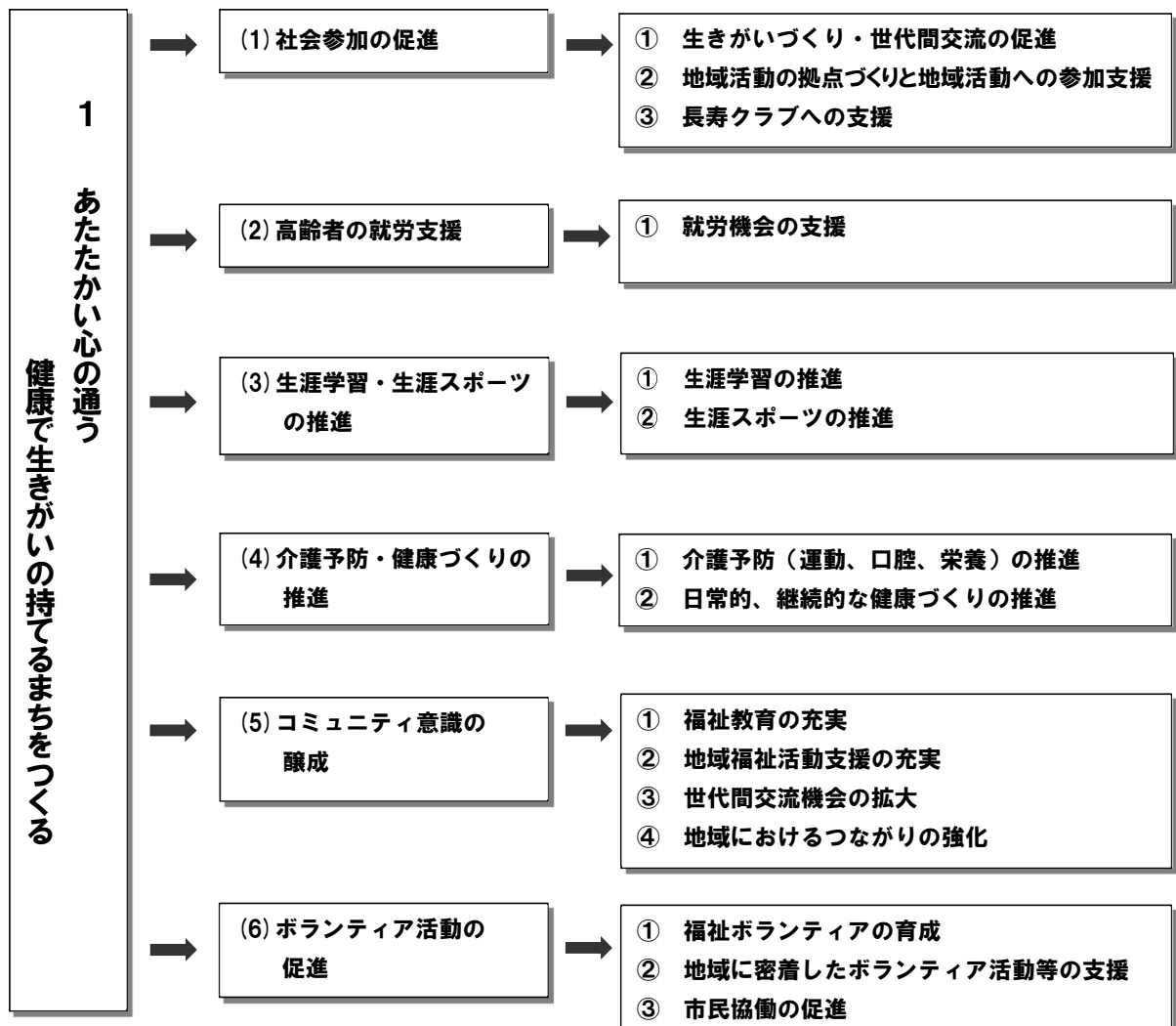
3 自立と選択

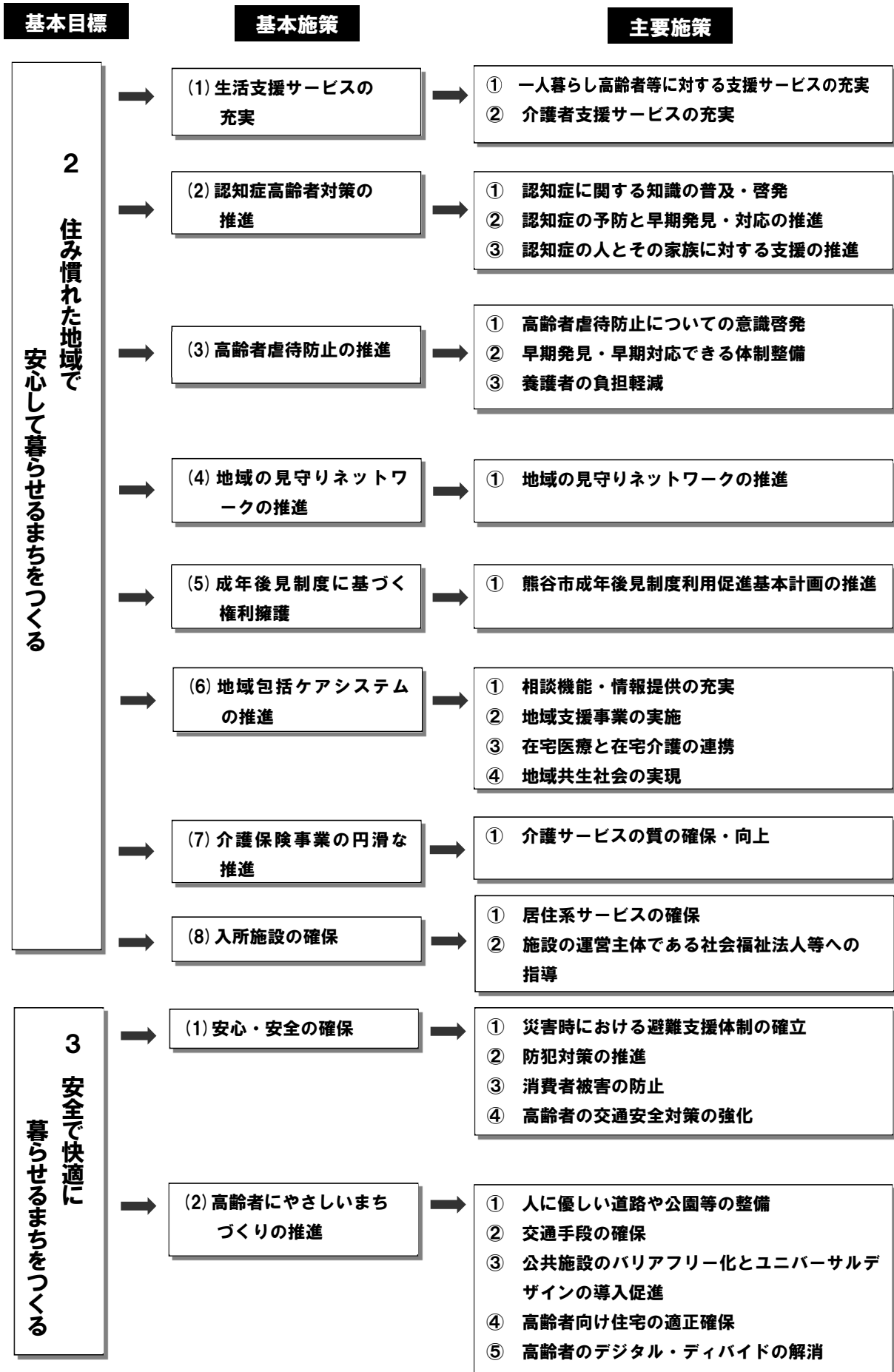
4 支え合い・連携

基本目標

基本施策

主要施策





第5節 重点課題

施策を展開するなかで、本計画期間において、特に重点的に取り組むべき課題を、アンケート結果や前回計画での取組状況等を踏まえ、以下のとおりとします。

課題1 健康づくりの推進

健康づくりは、市民が自主的・主体的に、そして楽しく気軽に取り組めるように、また、生涯学習や生涯スポーツなどを通じ、コミュニケーションを図りながら継続的に行われることが重要です。このためには、地域や関係団体等と協力しながら、「熊谷市第4次健康増進計画」の基本目標の達成に向け、介護保険や医療保険と連携して、家庭や地域で継続して自主的・自発的に健康づくりに取り組めるような情報提供や環境づくりが求められます。

- ・日常的・継続的な健康づくりの推進
- ・気軽に楽しめる生涯学習・生涯スポーツの推進
- ・地域の長寿クラブや地域公民館等との連携
- ・運動機能や口腔機能^{こうくう}の維持・向上、適切な栄養摂取など高齢者の健康づくりの啓発・情報提供

課題2 介護予防の推進

多くの高齢者は、将来の自身の心身について不安を抱えています。できるだけ長く自立した生活を送ることができるよう、一般介護予防事業の周知強化と自主的・自発的な活動をより促進して、自ら介護予防に取り組む高齢者が増えるよう支援していくことが求められます。

また、高齢者が病気になっても、住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるよう、地域における包括的、継続的な医療・介護の関係機関の連携が求められています。

さらに、高齢者の多様な心身の課題に対しては、疾病予防と介護予防の要素を組み合わせた支援を一体的に提供し、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援が行われることが重要です。このことから、高齢者が身近な場所で健康づくりに参加できる環境づくりと、高齢者のフレイル状態を把握した上で、適切な医療サービス等につなげ、自立支援や重度化の防止を推進する必要があります。

- ・介護保険の地域支援事業等との連携による予防の推進
- ・在宅医療と在宅介護の連携
- ・介護予防についての知識の普及・啓発
- ・一般介護予防事業等の参加者の増加促進

- ・高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施による効果的な健康づくりと介護予防の取組の推進

課題 3 市民協働の促進

多様化する高齢者のニーズに対応し、社会全体で高齢者を見守り、支えていくためには、高齢者自身も含めた市民参加の協力体制づくりが不可欠です。また、市民の意向を的確に把握するとともに、市民活動団体と行政がお互いの提案に基づき、共通の課題解決に向けて取り組むことで、より多様な価値観や住民ニーズに対応していく必要があります。

- ・協働事業による新たな支援の拡充
- ・介護者サロン等の支援

課題 4 認知症高齢者対策と高齢者虐待防止の推進

高齢者の増加に伴い、一人暮らしの高齢者、高齢者夫婦の世帯の増加など、家族や地域社会の介護や援助が必要な高齢者が、更に増加することが予想されます。

特に、認知症高齢者等が住み慣れた地域で、安心して尊厳を保ちながら生活できるよう、認知症に対する正しい理解の普及・啓発を行っていくほか、医療と介護、地域が相互に連携しながら、地域全体で認知症高齢者等やその家族を支援する仕組みづくりが必要です。

- ・認知症予防と相談窓口の充実
- ・認知症サポーター養成講座の推進
- ・地域見守りネットワークの充実
- ・高齢者虐待防止についての意識啓発

課題 5 成年後見制度の利用促進

社会・家族の関わりが希薄化する中、判断能力が不十分な要援護高齢者等の権利を擁護するための支援として、成年後見制度の普及・啓発を図っていかなければなりません。成年後見制度を必要とする高齢者の多くは認知症であることから、認知症予防対策を推進するとともに、認知症に対する理解を深め、住み慣れた地域で生活を続けていくために、地域全体で見守る体制づくりを進める必要があります。

- ・成年後見制度の普及・啓発
- ・成年後見制度に係る相談・支援体制の推進
- ・成年後見制度の担い手の育成・支援

課題 6 コミュニティ意識の醸成と助け合いづくり

社会環境や世帯構成の変化による、地域、隣近所、家族関係の希薄化などを背景に、地域全体で高齢者を見守り、支え合うコミュニティ意識の醸成が求められています。

市内のどの地域でも、これからの高齢社会において力を入れるべき施策として「高齢者を地域で見守るような住民の助け合い（共助）活動の育成」が重要な課題となっています。それぞれの地域の特性に応じた方法により、様々な機会や活動を通じてコミュニティ意識の醸成と助け合い（共助）の仕組みづくりを推進していく必要があります。

- ・要援護者の支援を目的とした地域の支え合い（共助）の仕組みづくり
- ・世代間交流機会の創設、充実
- ・老人福祉施設、コミュニティ施設等の活用
- ・ボランティア活動の活性化

課題 7 高齢者の地域参加

アンケート結果からは、社会状況の変化に伴って地域のコミュニティや住民同士の助け合いが重要性を増す一方、町内会や自治会等の地域と、高齢者自身との関わりの低下が徐々に進行している様子が見受けられます。

高齢者がこれまでの人生において培ってきた自らの知識や経験、能力を生かし、主体的に地域活動に参加できるよう支援するとともに、地域に密着した社会活動等、生きがいを持っていきいきと活動していける場を創出していく必要があります。

また、地域活動に参加するための交通手段の確保等、高齢者の移動手段についても「熊谷市地域公共交通計画」と連携しながら検討する必要があります。

- ・知識・経験・能力を生かした地域活動、ボランティア活動の支援
- ・長寿クラブやレクリエーション等の活動を通じた社会参加の環境づくり
- ・仲間づくりや地域参加への情報提供、支援

課題 8 就労支援の充実

高齢者の増加とともに、健康で元気な高齢者の就労希望者も増え、また、企業も豊かな知識と経験を持ったこの世代の力を必要としており、高齢期になっても就労している人が増えています。

高齢者の就労には、収入を得ることだけではなく、社会参加や生きがいがづくりの手段としての側面もあることから、健康で働く意欲のある高齢者が、その能力や目的に応じて就労することができるよう支援していくことが求められています。

- ・就労機会の支援
- ・高年齢者就職支援セミナーの開催
- ・関連情報の提供
- ・シルバー人材センターへの支援

課題 9 情報提供・相談体制の充実強化

アンケート調査では、介護認定を受けていない比較的元素な高齢者が対象だったため、高齢者福祉サービスの認知度が低いという結果になりました。

現在、高齢者福祉サービス等の情報提供については、市報、各種パンフレットに加えインターネット等も活用していますが、デジタル情報に不慣れな高齢者へのデジタル・ディバイド解消のための支援の実施なども含め、利用者の視点に立った一層の情報提供に努めるとともに、常に最新の情報を提供するように努める必要があります。

また、きめ細かな情報提供と適切なサービス利用に結びつけるためには、相談窓口の充実を図り、関係機関との連携を強化していく必要があります。

- ・市報、インターネット等利用者が選択可能な複数媒体による情報提供
- ・関係機関との連携と相談窓口の充実
- ・情報が伝わりにくい高齢者へのきめ細かな情報提供
- ・デジタル・ディバイドの解消のための支援

第 2 部 各 論

第 1 章 あたため心を通う健康で生きがいの持てるまちをつくる

第 1 節 社会参加の促進

長寿クラブを始めとした地域活動や生涯学習、スポーツ等、高齢者が積極的に地域社会に参加できる健康で生きがいの持てる環境を整備します。

1 生きがいつくり・世代間交流の促進

【現況と課題】

高齢者の交流の場である老人福祉センターや老人憩の家を始め、各地区の高齢者施設の有効活用がなされるよう、運営の支援を行っています。

各施設については、平成 18 年度から指定管理者制度を導入し、現在は、社会福祉法人熊谷市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）、公益社団法人熊谷市シルバー人材センター（以下「シルバー人材センター」という。）、地域の自治会等が管理運営を行っています。

各施設において、施設の老朽化や利用者の固定化等が顕在化しており、施設の計画的な修繕や適正な管理、施設利用の周知及び魅力ある運営により、幅広い高齢者が利用する施設として、利用促進を図っていく必要があります。

【施策の方向】

既存施設の有効活用、また、世代を超えてふれあえる場の提供と、社会福祉協議会や地域で行うサロン活動を支援し、高齢者の生きがいつくりと交流活動の促進に取り組みます。

さらに、地域活動の主体となっている各種団体間のつながりの強化や、活動目的を同じにする仲間同士の組織化を支援し、多様な主体による活動の活性化を図っていきます。

■ 老人福祉センターの利用促進

高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための拠点として、4 か所の老人福祉センターを設置し、多くの市民に利用されています。

平成 18 年度から指定管理者制度を導入しており、現在、社会福祉協議会が指定管理者として施設の管理運営を行っています。

施設の整備と併せて、職員の接客技術の向上や、各種イベントの開催等により、より快適で利用しやすく、地域に密着した施設とすることを心がけ、多くの高齢者にとって魅力ある施設運営に努めます。

施設設備の老朽化が進んでいるため、計画的な改修や修繕を進め、利用者の安全と利便性

を確保します。

また、令和 2 年 3 月に『熊谷市個別施設計画 ⑦水浴施設編』を策定しましたが、本計画に基づき、各施設の今後の方向性について検討していきます。

	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 8 年度
1 日平均利用者数 (4 施設合計)	人	138	125	155	見込 200	目標 260

※太枠は最終年次とその目標を示す。

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から令和 2 年 3 月 7 日以降臨時休館となった期間があり、再開後も入館人数を制限した期間があります。

■ 老人憩の家の利用促進

高齢者の主体的な活動の場であり、交流・仲間づくりなど、教養の向上及びレクリエーションのための拠点として、4 か所の老人憩の家を設置しています。

平成 18 年度から指定管理者制度を導入しており、現在、シルバー人材センター、地域の自治会、民間企業がそれぞれ指定管理者として施設の管理運営を行っています。

地域の自治会等が指定管理者として管理運営することにより、地域の高齢者等がより一層利用しやすい施設を目指します。

また、令和 2 年 3 月に『熊谷市個別施設計画 ③市民文化編』を策定しましたが、本計画に基づき、各施設の今後の方向性について検討していきます。

	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 8 年度
1 日平均利用者数 (3 施設合計)	人	15	23	29	見込 40	目標 55

※1 施設については、公民館としての利用があるため、上記の数値には含めていない。

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から令和 2 年 3 月 7 日以降臨時休館となった期間があり、再開後も入館人数を制限した期間があります。

■ 複合施設の利用促進

老人憩の家と児童館の複合施設として、箱田高齢者・児童ふれあいセンターを設置しています。平成 18 年度から指定管理者制度を導入しており、現在、シルバー人材センターが指定管理者として施設の管理運営を行っています。

高齢者と児童とのふれあいを図ることを目的とした複合施設であることから、世代間交流の場として、高齢者と児童とがふれあう機会を設けることにより、施設の活用を図っていきます。

また、令和 2 年 3 月に『熊谷市個別施設計画 ③市民文化編』を策定しましたが、本計画に基づき、施設の今後の方向性について検討していきます。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度
1日平均利用者数 (老人憩の家)	人	19	23	32	見込 30	目標 40

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から令和2年3月7日以降臨時休館となった期間があり、再開後も入館人数を制限した期間があります。

■ 世代間交流グラウンド・ゴルフ大会

長寿クラブ会員と、世代を超えたグラウンド・ゴルフ愛好者との交流を深め、仲間づくりを図ることで、健康で生きがいのある生活を目指します。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度
参加者数	人	中止	中止	中止	248	目標 300

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から令和2年度から4年度は中止しました。

2 地域活動の拠点づくりと地域活動への参加支援

【現況と課題】

高齢者が、主体的に社会との関わりを持つことができ、これまでに培ってきた知識、経験、技能を生かし、地域活動やボランティア活動に積極的に参加できるよう、高齢者の活躍の場としての活動拠点づくりを推進するとともに、地域活動への参加支援を行い、高齢者の意欲と地域のニーズが一致する仕組みづくりの検討が必要となっています。

また、アンケート結果によると、自治会、ボランティア団体の活動などに「あまり参加しない」、「まったく参加していない」という方の合計の割合が増加しています。高齢者の多様化するニーズを的確に捉え、高齢者が参加しやすい状況や活動機会の場をどのように整えていくかが課題となっています。

【施策の方向】

高齢者の地域参加を促進する環境づくりとして、高齢者が興味、関心を持てるNPO活動・ボランティア活動や、コミュニティ活動を体験できる機会の提供、社会参加やレクリエーション等の活動の拠点づくりを検討します。

また、活動目的を同じにする仲間同士の組織化や育成を支援し、多様な主体による活動の活性化を図ります。

■ 地域活動やボランティア活動への参加支援

高齢者が、自ら参加できる地域活動や、ボランティア活動の情報の提供を行い、地域活動等への参加を図っていきます。

また、高齢者の興味、関心のあるNPOの活動やボランティア活動等の情報提供を行うとともに、拠点施設としての市民活動支援センターの機能の充実を図ります。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度
市民活動団体の支援センター登録数	団体	265	278	285	見込 290	目標 250

■ 地域サロンの普及

高齢者人口の増加と核家族化により、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増えていきます。昔のような隣近所との付き合いも少なくなり、地域のつながりは希薄化が進んでいます。

今後、この希薄化の解決の一助になるよう、市民が気兼ねなく、世代を超えてふれあうことができる、地域コミュニティの拠点として、楽しく気軽に参加できる地域サロンに助成するとともに、普及と周知を図っていきます。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度
助成団体	団体	72	49	54	見込 58	目標 70

※新型コロナウイルス感染拡大に伴い、令和2年度は感染防止対策として助成し、その後、令和3年度は活動を休止した団体が増加したことから助成団体数が減少しました。

■ 地域活性化の促進

地域社会活動の主体であり、各種団体に組織された小学校区を単位とする「校区連絡会」の実施する地域の課題解決に向けた活動に対して支援します。

また、環境や地域安全、健康増進など、福祉分野にとどまらない、多様な活動を行う団体等の活動支援を行い、地域活性化を促進します。

3 長寿クラブへの支援

【現況と課題】

長寿クラブについては、近年、クラブ数、会員数ともに減少傾向にあります。仲間づくりや、地域参加への情報提供、啓発、そして身近な高齢者のコミュニケーションの場としての長寿クラブの活動は重要なものとなっています。

一方で、活動を牽引するリーダーけんいんの固定化や、会員の高齢化など、若手リーダーの育成や会員の増強が課題となっています。

【施策の方向】

魅力ある活動と、自主性・主体性をもった組織づくりが展開できるよう、長寿クラブへの活動に対する助成や活動支援を行い、高齢者の社会参加や生きがいづくりの場を確保していきます。

■長寿クラブ・長寿クラブ連合会の活動に対する支援

長寿クラブは、住み慣れた場所で活動できる身近な活動拠点のひとつです。高齢者が自主的、自発的に社会参加できるよう、気軽に楽しく参加できる組織の育成を進めます。さらに、クラブ間の情報の交換、共有を図るためには、長寿クラブ連合会の役割も大きいことから、これらの団体の活動に対して支援を行っていきます。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度
全体 単位長寿クラブ数 (会員数)	団体 (人)	136 (7,088)	126 (6,418)	115 (5,826)	109 (5,382)	目標 109 (5,400)
熊谷地区 (会員数)	団体 (人)	104 (5,499)	97 (4,966)	89 (4,565)	83 (4,134)	目標 83 (4,140)
大里地区 (会員数)	団体 (人)	7 (339)	7 (311)	7 (295)	6 (255)	目標 6 (260)
妻沼地区 (会員数)	団体 (人)	15 (730)	15 (674)	11 (563)	12 (588)	目標 12 (590)
江南地区 (会員数)	団体 (人)	10 (520)	9 (467)	8 (403)	8 (405)	目標 8 (410)

(各年4月1日現在)

■魅力ある長寿クラブづくり

高齢化の進展とともに、長寿クラブ会員の平均年齢は高くなり、活動に参加することのできる高齢者の減少も見込まれます。活動内容の見直しや、各種教室、世代間交流など魅力ある活動、負担のない活動ができるような支援を図っていきます。

■若手世代の加入促進

長寿クラブ会員の高齢化に伴い、今後も継続して魅力ある活動と自主性・主体性をもった組織づくりを展開できるようにするために、若手リーダーの育成やクラブの活性化を支援するとともに、長寿クラブへの入会を促進することで、クラブ数・会員数の維持に努めていきます。

第 2 節 高齢者の就労支援

高齢者の就労は、収入を得ることだけでなく、生きがいづくりや社会参加を目的にするなど、ニーズが多様化していることから、健康で働く意欲のある高齢者のセカンドライフへの円滑な移行に向けた就労支援や、関連情報の提供を行います。

1 就労機会の支援

【現況と課題】

高齢者の就労支援については、シルバー人材センターに対して補助金を支出し、運営を支援しているほか、働く意欲のある高齢者が、就労の機会を得られるよう、関係機関との連携を図り、就労相談や就労に係る情報の提供等、高齢者の就労機会の確保を図っています。

一方で、定年年齢の引上げとともに、年金支給開始年齢の引上げなどの法整備が進められていることや、団塊の世代の方の全てが65歳を迎えた今日、高齢期における就労・社会参加ニーズは多様化しています。

こうしたことから、就労機会の確保だけでなく、就労を通じた生きがいづくりや社会参加の推進も含め、高齢期の雇用のあり方や就労支援は大きな課題となっています。

【施策の方向】

シルバー人材センターについては、社会的な高齢者の雇用環境の変化により、登録会員数は減少していますが、短期的又は軽易な就労における高齢者の役割は重要であることから、引き続き支援を行うとともに、ハローワーク熊谷と連携した高年齢者就職支援セミナーの開催を通して、高齢者の就労を支援していきます。

また、就労意欲のある高齢者に対して、生きがいづくりや社会参加、介護予防といった観点からも、関係機関と連携・協力しつつ、関連情報を提供していきます。

■ 高年齢者就職支援セミナーの開催

雇用・就労や社会参加などを希望する高年齢者の方を対象に、ハローワーク熊谷と共催で就職支援セミナーを開催し、高齢者の就労を支援していきます。

	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 8 年度
セミナー実施回数	回	中止	1	1	見込 1	目標 1

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から令和 2 年度は中止しました。

■ 就労に関する情報の提供

国、県と連携し、就労情報の提供や各種施策の周知、市役所 1 階ロビーでのハローワーク求人情報の掲示など、高齢者の就労機会の増大を図るための情報を様々な媒体や機会を通して提供していきます。

	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 8 年度
求人情報掲示回数 (市役所 1 階ロビー)	回	24	24	24	見込 24	目標 24

■ シルバー人材センターへの助成

高齢者の意欲と能力、ライフスタイルに合わせた多様な就労機会の確保により福祉の増進を図るシルバー人材センターに対し、その運営を支援するため補助金を支出します。

	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 8 年度
登録会員数	人	1,224	1,220	1,144	見込 1,140	目標 1,140

第3節 生涯学習・生涯スポーツの推進

高齢者が、健康で生きがいを持って暮らしていくことができるよう、高齢者の学習ニーズや生涯スポーツについて、高齢者自らの意欲や能力に応じた活動を選択し、仲間づくりや生きがいづくりのできる環境の整備を推進します。

1 生涯学習の推進

【現況と課題】

高齢者に対する学習機会の提供の場として、各公民館で生涯学習講座の開設や、中央公民館による「直実市民大学」、妻沼中央公民館による「けやき大学」を開校しています。

また、各地域において、文化祭等を開催し、活動成果の発表の場及び鑑賞機会を提供しています。

市民の学習ニーズは多様化してきており、それらに応えられるよう、講座内容を充実していくことが課題となっています。

【施策の方向】

今後も、各公民館等において多彩な学習機会の提供と、主体的な学習活動の支援を図り、生涯にわたり生きがいを持ち、豊かな人生を送ることができるよう、高齢者のニーズに応じた講座等を開設するとともに、学習成果を発表する場を確保し、更なる生きがいづくりにつなげます。

また、高齢者が持つ知識や能力を、地域の生涯学習や体験活動等に生かす機会の充実を図ります。

■ 高齢者芸能大会

高齢者が日頃から取り組んでいるダンスや郷土芸能等の文化活動の成果を発表する場を提供することで、高齢者が持っている潜在能力を生かし、生きがいとしての趣味や文化活動に対する参加の促進を図ります。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度
参加者数	人	中止	中止	中止	236	目標 250
団体数	団体	中止	中止	中止	23	目標 25

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から令和2年度から令和4年度は中止しました。

■ 高齢者趣味の作品展

高齢者が趣味や技能を生かして創作した絵画、書、写真、俳句等の作品発表の場を提供することで、高齢者の生きがいを高めるとともに、創作意欲の向上を目指します。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度
出品数	点	149	126	112	見込 120	目標 120

■ 直実市民大学等との連携

中央公民館による「直実市民大学」、妻沼中央公民館による「けやき大学」及び公益財団法人いきいき埼玉による「埼玉未来大学」と、本市には、高齢者のための学習の場が設けられています。高齢になっても学習に対する意欲は高く、学習を通じて心身の健康を培うとともに、社会参加により生きがいを見出し、豊かな人生を歩むことができるよう、関係機関との連携を図っていきます。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度
卒業生数	人	中止	30	38	見込 60	目標 90
共通学習講座数	回	中止	20	28	見込 30	目標 30
クラブ活動講座数	回	中止	14	20	見込 20	目標 20

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から令和2年度は中止しました。

■ 公民館等における各種講座の開催

市民の学習ニーズに対応するため、各公民館で魅力ある講座を展開し、生涯学習の充実と、ともに楽しむ仲間づくりの機会の提供を図ります。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度
講座回数	回	189	296	403	見込 512	目標 582
講座参加者数	人	9,536	19,252	27,911	見込 45,800	目標 46,850

■ 生涯学習の情報提供

多くの高齢者の情報源は、市報や新聞、雑誌、テレビ・ラジオ等の媒体が主なものとなります。高齢者が、情報を入手しやすい方法で周知を図り、生涯学習の参加につながるよう努めます。

また、各地域における文化祭等の開催により、活動成果の発表や鑑賞の場を提供するとともに、スポーツ・文化村「くまびあ」を拠点として活動する生涯学習活動団体の情報を提供し、生涯学習への参加意欲を喚起するよう図ります。

■ 関係機関の講師の活用

日常的・継続的な生涯学習を推進するために、「熊谷学講師」のような、地域の魅力や可能性を広く市民に語れる講師のほか、市政宅配講座を始め、専門的な内容を分かりやすく伝えられる関係機関等の講師を活用することで、親しみやすく学習者のニーズに応じた講座の提供を図ります。

2 生涯スポーツの推進

【現況と課題】

高齢者が、気軽にスポーツを楽しむ機会として、公益財団法人熊谷市スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という。）、熊谷市レクリエーション協会（以下「レクリエーション協会」という。）等と連携し、ターゲットバードゴルフやリズム体操等の初心者講習会を開催しています。

また、ゲートボールやグラウンド・ゴルフ等、協会加盟団体が大会を実施するなど、高齢者の健康づくりと交流の機会を提供しています。

そのほか、公民館等において体力測定会を実施し、自らの体力を把握する機会を提供しています。

【施策の方向】

引き続き、スポーツ協会、レクリエーション協会等と連携し、いくつになっても生き生きと、心身ともに健康で充実した毎日を過ごすことができるよう、スポーツ・レクリエーションの講習会や大会等の開催により、健康づくりと交流を図っていきます。

■ 高齢者ゲートボール大会

高齢者スポーツの要として、長寿クラブの練習の成果を発揮する機会を提供していきます。

また、長寿クラブや他のゲートボール愛好者との交流も深め、生涯スポーツとして長く親しめるよう継続的な健康づくりを推進していきます。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度
参加者数	人	中止	中止	46	39	目標 40

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から令和2年度及び令和3年度は中止しました。

■レクリエーション種目初心者講習会

熊谷市レクリエーション協会と連携し、ターゲットバードゴルフやリズム体操等の初心者講習会を開催していきます。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度
参加者数	人	中止	28	38	見込 30	目標 35

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から令和2年度は中止しました。

■高齢者体力測定会

高齢者向けの体力測定会を公民館や集会所等を会場に実施し、健康づくりへの取組に役立てます。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度
実施件数	件	中止	4	10	見込 7	目標 12
参加者数	人	中止	41	163	見込 99	目標 240

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から令和2年度は中止しました。

■全国健康福祉祭（ねんりんピック）の開催に向けて

令和8年度に、埼玉県での開催が決定している全国健康福祉祭（ねんりんピック）は、全国から60歳以上の高齢者が集まる地域や世代を超えたスポーツ、文化、芸術の祭典であり、高齢者の健康づくりや生きがいづくり、スポーツによる地域の活性化につながることを期待されています。

また、本県で開催されたラグビーワールドカップ2019™、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーを次世代にしっかり引き継ぎ、子どもから高齢者まで、誰もが楽しめる機会や場を創出し、全国から参加する高齢者と地域や世代を超えた交流を通じて、お互いを理解し、共に支えあう機運を高める絶好の機会であると考えられています。

大会開催に当たり、熊谷市の文化、グルメ、物産など、多彩な地域資源や充実した交通網を生かし、ホスピタリティに富んだおもてなしを行い、全国からの競技者や訪問者、市民にとって気持ちよく心に残る大会となるよう県、県内他市町村及び競技団体等がワンチームとなって取り組んでいく必要があります。

本市においても、競技種目の開催や各種イベントの開催に向けて準備を進めていきます。

第4節 介護予防・健康づくりの推進

高齢者が、自身の状態に応じた介護予防や健康づくりに自主的に、継続的に取り組むことができるよう支援します。

1 介護予防（運動・口腔・栄養）の推進

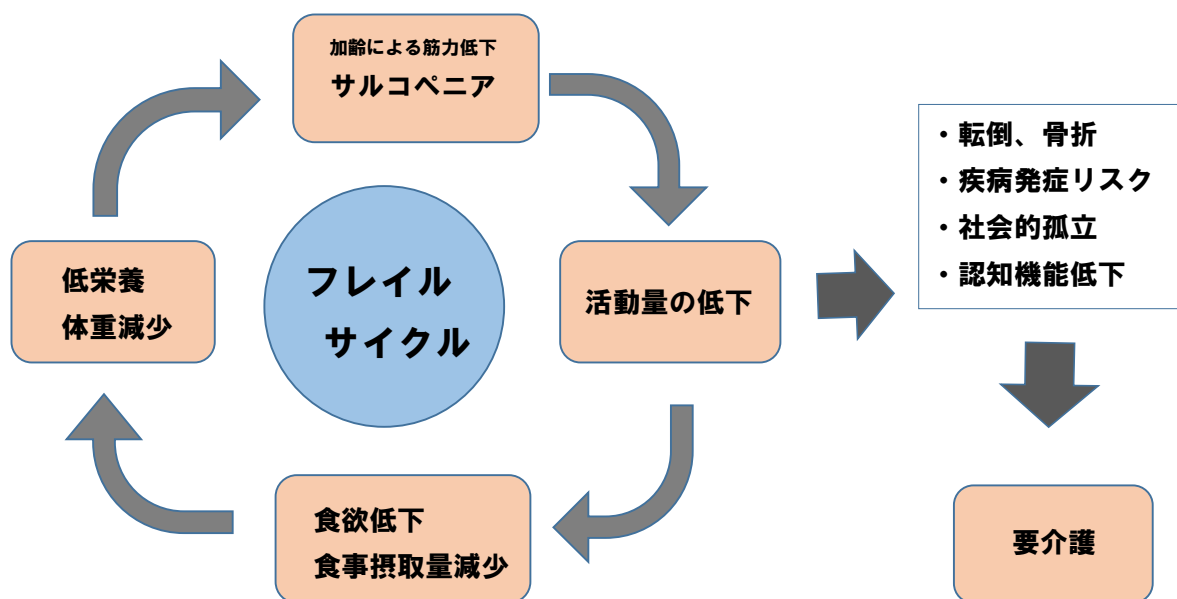
【現況と課題】

多くの高齢者が、健康から要介護状態になるまでに「フレイル（虚弱）」という中間段階を経るといわれています。フレイルの予防とともに、フレイルの考え方についての普及啓発が重要です。

取組の柱として、「ニャオざね元気体操」を推進しています。ニャオざね元気体操は平成28年度から始まり、徐々に活動が広がりました。令和2年度や3年度は、新型コロナウイルス感染症の流行のため活動が停滞しましたが、令和4年度以降は、新規にニャオざね元気体操を行う団体が増え、また休止していた団体が活動を再開しました。

ニャオざね元気体操の活動開始から7年経過しましたが、さくらフィット（ニャオざね元気体操の指導者）や参加者は年を重ねていくため、今後は継続するための対策が必要となります。

今後も高齢者の増加に伴いニーズは多様化していくことから、サービスの充実を図るとともに、誰もが使いやすいサービスを展開していく必要があります。

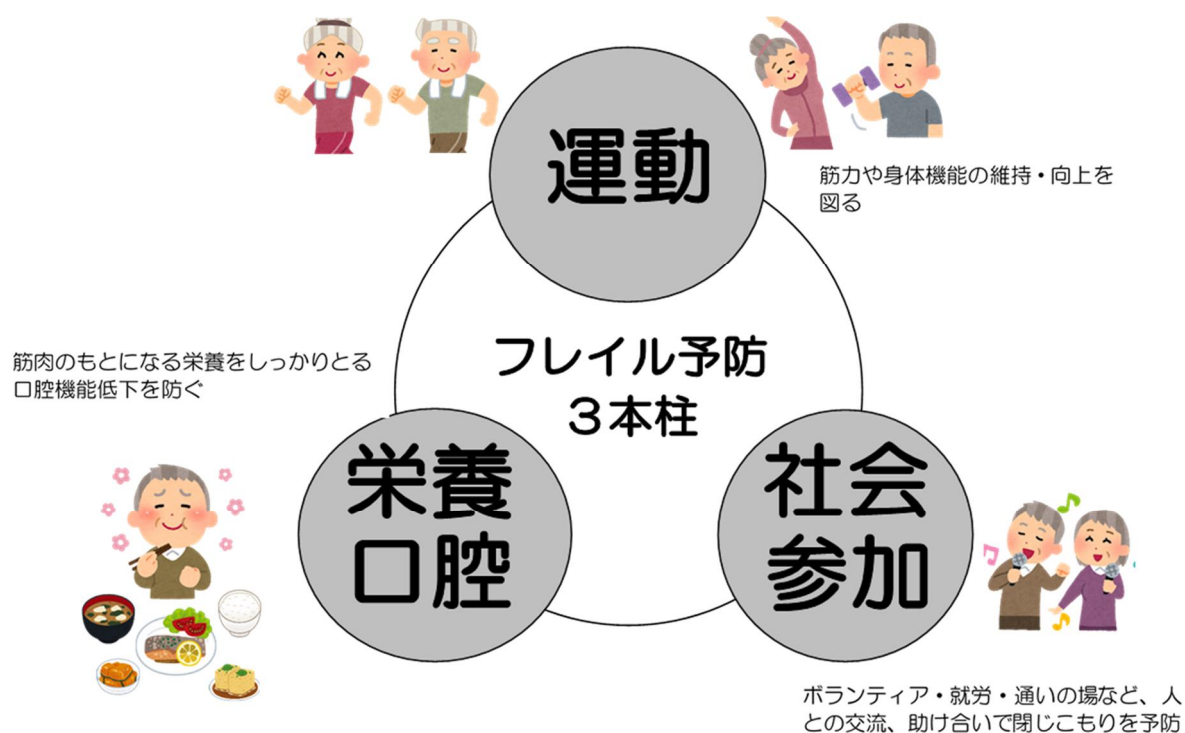


【施策の方向】

ニャオざね元気体操の拡大を推進するとともに、そうした場を活用して、栄養改善や口腔ケアに関する講座を開催するなど、医療と介護の専門職が連携した支援を実施します。

また、歯科健診結果を活用したフレイル対策のように、保険事業と介護予防を一体的に実施する取組について検討を進めます。

引き続き、大里広域市町村圏組合や地域包括支援センターと連携し、特にフレイル予防・介護予防への取組が必要な高齢者を把握し、適切な支援につなげていきます。



■ニャオざね元気体操の推進

ニャオざね元気体操（住民主体の通いの場）に対し、地域包括支援センターとともにその活動を支援し、高齢者の健康づくりを推進します。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度
会場数	か所	41	44	54	見込 64	目標 80

■さくらフィット（介護予防サポーター）の活動支援

ニャオざね元気体操の立ち上げや活動を支援するため、さくらフィットを養成します。さらに、さくらフィットの地域での活動を支援するため、理学療法士、管理栄養士、歯科衛生士を派遣します。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度
実施回数	回	32	19	27	見込 40	目標 100

■ シナプソロジー実践講座の開催

脳活性化を促す動作やゲームを交え、認知症予防の手法を学ぶシナプソロジー実践講座を開催します。受講者は学んだことを通いの場等で披露し、ほかの参加者に広めることで、地域の健康づくりに寄与することを目的としています。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度
実施回数	回	中止	1	1	1	目標 1

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2年度は中止しました。

■ 健康いきいきサポーター

登録された民間団体（企業、社会福祉法人、NPO法人等）により、高齢者の介護予防をサポートする多彩な取組を実施します。また、登録団体を増やし、介護予防メニューを充実していきます。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度
介護予防メニュー数	団体	25	25	25	21	目標 25

■ 訪問型サービス

訪問型サービスについては、従来の介護予防訪問介護に相当するサービス（ホームヘルプサービス）を実施しています。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度
利用件数	件	3,971	4,095	4,084	見込 4,000	目標 4,100

■ 短期集中予防訪問型サービス

要支援1又は2の方と基本チェックリストにより運動・栄養・口腔機能に低下が見られる方で、本人が改善したいという意向が明確な方に対して、その方の自宅等へ専門職（理学療法士、管理栄養士、歯科衛生士）を派遣し、短期集中でその自立を支援します。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度
利用件数	件	2	3	2	見込 2	目標 8

■通所型サービス

通所型サービスについては、従来の通所介護に相当するサービス（デイサービス、デイケア）を実施しています。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度
利用件数	件	9,093	8,903	9,003	見込 9,340	目標 9,400

■短期集中予防通所型サービス

短期集中予防訪問型サービスと同様の支援を通所により行う事業について、実施を検討します。

■介護予防ケアマネジメント

要支援者に対し、総合事業によるサービスが適切に提供できるように地域包括支援センターがアセスメントを行い、その状態や置かれている環境等に応じて目標を設定し、本人が自立した生活を送ることができるよう、ケアプランを作成します。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度
ケアプラン作成件数	件	8,515	8,147	7,999	見込 7,999	目標 8,800

■地域リハビリテーション支援事業

高齢者や介護支援専門員からの要望に基づき、理学療法士が地域に出向き介護予防に関する技術的な助言を行います。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度
利用件数	件	—	1	9	5	目標 60

■歯科健診結果を活用したフレイル対策

健康長寿歯科健診（対象者は前年度に75歳及び80歳に達した被保険者）の結果から、フレイルの兆候が疑われる対象者について、フレイル予防についての情報提供や個別指導を行います。75歳未満の人については、熊谷保健センターにおいて、歯と口の健康診査の実施や出前健康教育を通して、高齢期につながるフレイル予防の知識の普及啓発を行っています。

■高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

保険年金課、健康づくり課、熊谷保健センター、長寿いきがい課が連携し、埼玉県後期高齢者医療広域連合と協力して、高齢者が地域で健康的な生活を送るため、後期高齢者の保健事業について、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施していく取組を行います。

2 日常的、継続的な健康づくりの推進

【現況と課題】

高齢者の健康づくりについては、健康増進法に基づいて「熊谷市第4次健康増進計画」を策定し、市民の主体的な健康づくりへの取組を支援しています。

また、介護保険制度の中では、65歳以上の元気な高齢者を対象として、基本チェックリストを利用し、早期に介護予防事業につなげる取組が行われています。関係機関がこれまで以上に連携し、高齢者の健康を支えていく必要があります。

このほか、高齢者の健康づくりを支援するサービスとして、マッサージや公衆浴場、熊谷さくら運動公園屋内プール（アクアピア）等の利用に対して助成を行っています。

各種サービスに関しては、高齢者の健康づくりに寄与しているものの、地域や状況によって利用しにくい場合があるため、対象者や実施方法等を検討していく必要があります。

【施策の方向】

高齢者の健康づくりを支援するサービスに関しては、有効かつ公平性を保つ観点から、提供対象や実施方法等について検討しながら実施していきます。

また、生活習慣病やこころの健康対策など、「熊谷市第4次健康増進計画」についても、広く市民に周知しながら推進し、ねたきり防止、認知症予防及びフレイルの身体的要因であるサルコペニア（加齢性筋肉減少症）の予防のための市民の自主的な取組を支援していきます。

■ 敬老マッサージ・鍼灸サービス事業

鍼灸院などでマッサージや鍼灸が受けられる利用券を発行しています。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度
利用者数	人	368	353	362	見込 370	目標 390

■ 健康入浴事業

高齢者の健康と衛生を保持し、福祉の増進を図るため、公衆浴場の入浴料金の一部を助成しています。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度
年間利用者数（延べ）	人	8,025	7,010	5,409	見込 5,420	目標 5,460

※公衆浴場が1か所閉業したことにより、令和4年度は年間利用者数が前年度より少なくなっています。

■ アクアピア・健康スポーツセンター無料利用券交付事業

高齢者の健康づくりに資することを目的として、アクアピア及び健康スポーツセンターの無料利用券を交付しています。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度
申請者数 (アクアピア)	人	103	148	202	見込 250	目標 400
申請者数 (健康スポーツセンター)	人	165	224	303	見込 360	目標 540

■ 熊谷市第4次健康増進計画の推進

令和2年に策定された計画の内容を周知し、市民一人一人の主体的な健康づくりへの取組を推進するとともに、関係機関・団体等と連携しながら、生活習慣の改善等について実践していくための支援を行っていきます。

また、計画に基づいて高齢者の健康づくりに焦点を当てた取組を強化するとともに、適切な栄養摂取や運動機能の維持・向上により生活機能の自立を確保する取組を推進するほか、高齢者の活動機会を増やすことにより社会参加を促します。

熊谷市第4次健康増進計画の骨子

基本理念	健康で安全・安心に暮らせるまちくまがや
基本目標	① 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底 ② 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口の健康に関する生活習慣の改善 ③ 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上 ④ 社会環境の整備

■ 高齢者への熱中症対策

民生委員・児童委員の協力により、単身高齢者台帳登録者を対象に、夏季の見守り活動を兼ねて、熱中症予防グッズの配布を行っています。夏季の深刻な暑さが問題となる中で配布数が伸び悩んでいるため、民生委員児童委員協議会等を通じ、単身高齢者台帳への登録を積極的に促します。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度
熱中症予防 グッズ配布数	人	2,662	2,597	2,467	2,471	目標 2,500

第5節 コミュニティ意識の醸成

全ての市民が、地域福祉に関心を持ち、福祉に対する理解の促進を図るための福祉教育を推進するとともに、様々な交流の中から相手を思いやる心、みんなで支え合い、助け合う「共に生きる社会」という視点から、市民のコミュニティ意識の醸成を図っていきます。

1 福祉教育の充実

【現況と課題】

今後の更なる高齢化に対応するためには、子どもたちの高齢者に対する理解を深めていくことが大切です。

そのため、本市では、福祉教育の一環として、市内小・中学校が社会福祉協力校となり、高齢者疑似体験を始め、車椅子体験、アイマスク体験、手話体験、点字体験等の福祉体験を通じた福祉教育を行っています。

また、養護老人ホームを訪問し、見学や介助体験を行うなど、各校で創意工夫した学習活動を展開し、高齢社会に対する関心を高めています。

【施策の方向】

引き続き、各小・中学校が社会福祉協力校として、社会福祉体験を教育課程に位置付けるなど、積極的な福祉教育の充実と推進を図ります。

また、様々な高齢者を題材とする教材の学習を通して、高齢者への理解を深め、高齢社会への関心を高めていきます。

■福祉体験学習の充実

高齢者に温かい思いやりをもって接するためには、幼少期から福祉に触れることができる環境づくりが重要なものになります。車椅子体験を始めとする体験学習を通して福祉教育の充実を図っていきます。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度
協力校	校	45	-	-	見込 44	目標 42
認知症サポーター講座実施校	校	5	10	16	見込 17	目標 16

※協力校について、令和3年度、令和4年度については多くの体験学習等が中止となったため、詳細な成果が不確かなため「-」とします。

また、令和8年度においては、小学校統廃合により協力校の上限が42校となる見込です。

2 地域福祉活動支援の充実

【現況と課題】

地域には、社会福祉協議会や民生委員・児童委員を始め、ボランティア団体等様々な機関や団体が、要援護高齢者を支援するための活動を行っています。これらの活動を支援していくとともに、関係機関・団体との連携又は団体同士の交流により、ネットワーク化を促進し、事業推進を図っています。引き続き「熊谷市地域福祉計画・熊谷市地域福祉活動計画」に基づき、計画的に地域福祉活動の推進を図っていく必要があります。

【施策の方向】

熊谷市地域福祉計画・熊谷市地域福祉活動計画に基づき、地域で活動する各種機関・団体等が行う活動に対して様々な視点から支援を行い、活動の活性化を図るとともに、各種機関・団体同士のネットワークづくりの促進と連携体制の強化を図ります。

■ 社会福祉協議会の活動支援

地域福祉の中核的役割を担っている社会福祉協議会は、各種在宅福祉サービスを提供するとともに、ボランティアセンターを設置し、ボランティア活動の推進を行っており、今後も引き続き必要な活動支援や助成を行い、自主的な活動の充実を図るとともに、連携を緊密にしていきます。

■ 民生委員・児童委員の活動支援

地域の高齢者への見守り活動の中で、相談や助言、各種福祉サービスに関する情報提供や、市が実施する事業等への協力も行っている民生委員・児童委員に対し、その活動に必要な情報について研修会・説明会等を通して提供していきます。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度
民生委員・児童委員の活動件数（一人当たりの月平均）	人	7.27	8.73	9.13	見込 9.40	目標 9.67
民生委員・児童委員の訪問・連絡調整回数（一人当たりの月平均）	日	17.04	18.77	18.44	見込 18.68	目標 19.91

■ 地域福祉活動ネットワークの構築

自治会、長寿クラブ、婦人会など地域の各種団体が行う、地域の高齢者が安心して暮らしていくことができるための自主的な活動に対して、以下の支援を行い、その活性化を図ります。

- (1) 地域福祉基金の活用
- (2) 民生委員児童委員協議会との連携
- (3) 地域住民への認知症やその予防に関する知識の普及・啓発等

■ 熊谷市地域福祉計画・熊谷市地域福祉活動計画の推進

熊谷市地域福祉計画・熊谷市地域福祉活動計画について、その着実な推進を図ります。

また、その内容について市民や関係機関・団体に対して周知し、地域全体で高齢者を支えるために主体的に行動する気運の醸成と活動の活性化を促します。

令和5年度の見直しから、熊谷市成年後見制度利用促進計画も包含し策定することとなりました。

熊谷市地域福祉計画・熊谷市地域福祉活動計画の骨子

■ 基本理念

人から人へ 心つながる共生都市 くまがや

～一人ひとりが いきいきと 安心して暮らせる福祉のまち～

■ 計画の目標

- 1 市民参加によって地域福祉を推進します
- 2 地域ネットワークを育て支え合いの仕組みを構築します
- 3 福祉サービスの適切な利用を促進します
- 4 誰もが安全で安心できる生活環境を実現します

3 世代間交流機会の拡大

【現況と課題】

高齢者と子どもとの交流機会として、小・中学校では、地域の高齢者を招待した季節の行事や昔遊び等の交流事業を実施し、高齢者と子どもたちとの共通体験の機会を設けています。

今後は、より幅の広い世代間交流機会を創出していく必要があります。

【施策の方向】

地域福祉の基本は、人と人とのつながりです。幼児や小・中学生等と地域の高齢者との交流機会の拡大を図り、相手を思いやる心の醸成を図ります。

また、今日まで築いてきた地域とのつながりを大切に、自治会や長寿クラブ、各種サークル等と連携を図りながら、様々な行事や地域の伝統文化の承継等を通じた世代間交流機会を創出していきます。

■ 世代間交流グラウンド・ゴルフ大会（36 ページ）〔再掲〕

長寿クラブ会員と、世代を超えたグラウンド・ゴルフ愛好者との交流を深め、仲間づくりを図ることで、健康で生きがいのある生活を目指します。

	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 8 年度
参加者数	人	中止	中止	中止	見込 248	目標 300

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から令和 2 年度から令和 4 年度は中止しました。

4 地域におけるつながりの強化

【現況と課題】

自治会等の地域活動団体では、その活動を牽引するリーダー層の高齢化や固定化が進んでいます。これらの層を中心に、より幅広い年齢層の参加による地域活動を通じて、コミュニティ意識の醸成とつながりの強化を図っていく必要があります。

【施策の方向】

最も身近なコミュニティ組織である自治会や校区連絡会を中心とした団体の活動を支援し、子どもの見守り、防犯活動や自主防災組織等の活動を通じたコミュニティ意識の醸成と近隣同士のつながりの強化を図ります。

■ 自治会や校区連絡会等の活動支援

引き続き、自治会や校区連絡会等の活動を支援していくとともに、様々な世代の人の加入と活動への参加を通じて、地域活動の活性化を図っていきます。

	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 8 年度
地域計画事業 実施校区	実施校区数 /全 30 校区	6/30	6/30	6/30	見込 7/30	目標 8/30

■ コミュニティ活動の拠点としての地域資源施設の活用

老人福祉センターや老人憩の家を始めとした地域の既存施設を適正に管理していくとともに、コミュニティ活動の拠点として一層有効活用できるよう、引き続き検討していきます。

■ 敬老会主催者への支援等

地域の高齢者を敬い、長寿を祝うため、自治会、公民館、地区社会福祉協議会及び施設等の敬老会を主催する各地区主催者に対し、敬老会実施費用の一部を助成しています。

第6節 ボランティア活動の促進

ボランティア活動が円滑かつ活発に展開され、一人暮らしの高齢者等が安心して生活できるよう、福祉ボランティアの育成を推進するとともに、ボランティアに携わる人や団体等の活動支援を行います。

1 福祉ボランティアの育成

【現況と課題】

ボランティア活動の推進については、社会福祉協議会がボランティアセンターを設置するとともに活動の場を提供し、ボランティアをしたい人と支援が必要な人とのコーディネーターとしての役割を果たすほか、活動における心構えや、活動方法等について学ぶ講習会の開催や指導等を行っています。

また、活動を支援するため、社会福祉協議会では、地域福祉活動を行う団体等に対して助成を行うなど、活動の活性化に向けた支援を行っています。

ボランティア活動やNPO法人の活動を活性化するためには、活動に関する新たな情報提供が重要であり、また幅広い活動の担い手の確保が必要となっています。

【施策の方向】

社会福祉協議会が設置しているボランティアセンターの活動を支援し、潜在的なボランティアの掘り起こしとその育成、支援を推進します。

■ 社会福祉協議会が実施するボランティア講座等

社会福祉協議会では、夏のボランティア体験プログラム事業として、福祉施設での現場体験及びボランティア団体や企業等が企画した様々なプログラムを提供しているほか、ボランティアの養成及びスキルアップの講座を開催しています。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度
夏のボランティア体験プログラム事業参加人数	人	290	1,096	615	見込 1,025	目標 1,100
ボランティア講座参加人数	人	36	61	224	見込 150	目標 170

2 地域に密着したボランティア活動等の支援

【現況と課題】

ボランティア活動は、その主体や活動内容が多様化しており、NPOや有償ボランティア等により、様々な活動が行われています。

また、ボランティア活動を含めた市民活動を支援するため、市では平成20年3月に、市民活動支援センターを開設し、活動拠点として大きな役割を果たしています。

地域の中で福祉活動の必要性が生じたとき、それを実現するために意欲のある市民を確保し、ボランティア活動に結び付ける支援が必要です。

このため、ボランティア団体とNPO法人等との連携及び役割分担により、市民による地域に密着した、多様で主体的なボランティア活動等の支援を推進していくことが必要です。

【施策の方向】

社会福祉協議会と連携しながら、ボランティア活動に関する情報提供や活動の機会・拠点の提供、財政面などで、ボランティア団体やNPO法人等が行う活動を支援します。

また、福祉施設や企業も含め様々な分野の活動主体が、連携・協働して活動する機会の創出を検討していきます。

3 市民協働の促進

【現況と課題】

福祉分野に関しては、市民の多くが関心を寄せていますが、ボランティア活動を継続して実施していくためには、高いモチベーション（動機付け）が必要です。市民が、何らかのモチベーションを次の活動に結びつけることができるような仕組みづくりが重要です。

【施策の方向】

共助の仕組みや、ボランティア活動に対するモチベーションを創出する制度など、市民協働「熊谷の力」事業を中心に、地域の実情に即した地域支え合いの仕組みづくりを推進します。

■ 市民協働「熊谷の力」事業等の実施

協働のまちづくりを推進するため、市民協働「熊谷の力」事業の実施や熊谷市民公益活動促進事業はじめの一步助成金の交付を行っています。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度
協働事業の提案数	件	4	4	5	1	目標 5

第2章 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちをつくる

第1節 生活支援サービスの充実

介護や医療の必要性があっても、高齢者が、住み慣れた家庭や地域で生活を続けられるよう、在宅での自立支援と介護者の支援を行い、また、一人暮らしの高齢者等の安否確認を目的とした、生活支援サービスの充実を図ります。

1 一人暮らし高齢者等に対する支援サービスの充実

【現況と課題】

本市における一人暮らし高齢者世帯や高齢者のみ世帯は年々増加し、全世帯に占める割合も増加してきています。現在、高齢者の生活支援と合わせて安否確認を目的として各種サービスを展開していますが、高齢者の増加に伴って支援が必要な高齢者の増加が予想されることから、民間事業所等の協力を得ながら、サービス提供体制の確保が課題となります。

【施策の方向】

民生委員・児童委員を始め関係機関や宅配等を行う民間事業者等と連携し、日常の安否確認や支援が必要な高齢者の把握に努めながら、適切なサービス提供ができる体制を確保していきます。

■あんしんコール事業（緊急時通報システム）

在宅で生活する高齢者に対して、緊急ボタンを押すと外部と連絡が取れ、救急活動が受けられる通報機器を貸し出すことで、急病又は事故等の緊急事態への対処など生活の安全を確保するとともに、日常生活における不安の解消を図ります。また、相談機能により、利用者の健康や介護相談等に対応します。

今後は事業の周知を図るほか、必要に応じ対象者の拡大も検討します。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度
新規登録台数	台	57	28	36	見込 50	目標 80
設置累計台数	台	295	304	317	見込 330	目標 360

■救急医療情報キット（あんしんくまがや 119）の配布

一人暮らしの高齢者の緊急の事態に備え、また適切で迅速な救急医療活動ができるよう、かかりつけの医療機関の情報等を記入するキットを単身高齢者台帳登録者に配布しています。

また、配布対象者以外の方も利用できるよう、ホームページでキットの作成方法を紹介しています。

市内でのイベント等での配布など、今後は単身高齢者以外への配布も検討していきます。

	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 8 年度
配布数	個	197	181	200	見込 210	目標 230

■ハートフル収集

家庭ごみを集積所まで運ばない高齢者等の自宅を訪問し、安否確認を兼ね定期的に訪問収集を行うサービスを実施しています。

	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 8 年度
登録者数(累計)	人	253	266	297	見込 339	目標 400

■配食サービス

一人暮らし及び高齢者のみの世帯の高齢者に栄養バランスのとれた食事（昼食）を提供して、自立と生活の質の向上を図るとともに日常の安否を確認します。

今後も利用者及び配食数は増加していくと思われるため、配食業者と連携して対応します。

	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 8 年度
利用者数	人	130	138	144	見込 164	目標 241
配食数(延べ利用者数)	食	18,553	19,946	21,899	見込 24,268	目標 36,100

■ふとん乾燥サービス

ねたきり高齢者及び一人暮らし高齢者を対象に、専門業者に委託してふとん乾燥を行うことにより、保健衛生の向上を図ります。

利用希望者が少ない現状に対し業務可能な業者も少なく、物価高騰の影響もあることから、今後はサービスの継続の検討を行っていきます。

	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 8 年度
登録者数	人	35	33	33	見込 31	目標 33

■ 軽度生活援助

在宅で生活する高齢者に対して、軽易な日常生活の支援を行うことにより、在宅で自立した生活の継続を可能にするとともに、要介護状態への移行又はその進行を防止します。

なお、高齢者の就労支援も兼ね、シルバー人材センターに業務委託して実施します。

利用状況が横ばいなこともあり、今後は継続的な利用について周知します。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度
延べ利用者数	人	1,154	1,198	1,177	見込 1,100	目標 1,180
延べ利用時間	時間	3,130	3,241	3,106	見込 2,950	目標 3,106

2 介護者支援サービスの充実

【現況と課題】

高齢化の進展に伴い、介護が必要な高齢者が増加していますが、いつまでも住み慣れた地域で暮らしていくためには、介護予防に対する自主的な取組や、支援が必要になったときの地域や家族による見守りが必要となります。

しかし、在宅で介護する家族も高齢化が進み、介護者の身体的、精神的、経済的負担が大きくなっています。

現在、ねたきり高齢者等を在宅で介護している家族に対し、支援や報奨を行っていますが、今後は、大里広域市町村圏組合と連携し、介護保険の枠組みの中で、介護者の負担軽減を図っていく必要があります。

【施策の方向】

高齢者が、住み慣れた地域での生活を継続していくことができるよう、在宅で介護する家族等に対する支援を継続していきます。

■ 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置

高齢になっても自分のまちで暮らすことができるように、住民との協働により地域づくりを推進する役割を担った生活支援コーディネーターを配置します。

配置については、市全域（第1層）のほかに、地域性などにより区分された8つの日常生活圏域（第2層）を設け、それぞれの圏域に生活支援コーディネーターを配置することで、よ

り地域の实情に合った地域資源の把握や活用が行いやすい体制を整えます。

また、関係団体との情報共有を行うための協議体を設置し、企業や法人等の地域資源を含めた関係者間の連携強化を図ります。

■ 家族介護支援事業

介護保険制度における地域支援事業の任意事業として、9か所の市内社会福祉法人に委託し家族介護教室を開催しています。

さらに、地域包括支援センターと連携しながら、在宅で高齢者を介護する家族等の相談に対応し、精神的負担の軽減を図ります。

■ 介護者サロン

常時介護を必要とする家族等の介護を行っている方の身体的、精神的、経済的負担は大きく、同じ悩みを抱える方たちのコミュニティの場として、また専門的知識の収集の場として、より有益な介護者サロンの開催について、今後も社会福祉法人やNPO法人との連携を深めます。

■ 紙おむつ給付事業への補助

在宅の高齢者等を介護する家族の経済的負担を軽減するため、社会福祉協議会が実施する紙おむつ給付事業に対して補助金を交付します。

■ 在宅ねたきり老人等介護者手当支給事業

ねたきりの高齢者等を在宅で介護する家族を支援します。対象者が在宅かつより重度の方に限られるため、民生委員・児童委員やケアマネージャー等への事業の周知を行うことで申請者数の増加を図ります。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度
受給者数	人	215	226	214	見込 210	目標 230

第 2 節 認知症高齢者対策の推進

認知症高齢者の増加に対応するため、認知症に関する知識の普及・啓発を行い、正しい理解を進めながら、地域全体で認知症高齢者を見守る体制を整備します。

1 認知症に関する知識の普及・啓発

【現況と課題】

認知症高齢者は、今後も増加することが予想され、認知症高齢者の権利と尊厳を守るため、また介護する家族等の負担を軽減するためには、地域全体で認知症高齢者とそれを支える家族の支援ができるよう、認知症に対する正しい理解の普及・啓発を行っていくことが必要です。そのため、現在、認知症の正しい理解の普及活動として、認知症サポーター養成講座を実施しています。

また、「地域包括支援センター」、「認知症地域支援推進員」、「認知症とあゆむ熊谷家族の会」等と連携を図りながら認知症に関する知識の普及・啓発に努めています。

【施策の方向】

国においては、令和 6 年 1 月に認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行されました。

今後、国で認知症施策推進計画が策定される予定となっており、本市でも、市町村認知症施策推進計画の策定に向けて必要な手続を行ってまいります。

また、地域全体で認知症を支えることができるよう、医療機関等と連携を図りながら、認知症に対する理解を深めるための普及・啓発活動を推進するとともに、市民だけではなく、企業や事業所に対する認知症サポーターの養成を促進し、「認知症になっても安心して暮らせるまちづくり」を目指します。

■ 認知症サポーター養成講座

認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを進めるため、認知症を正しく理解し、認知症高齢者や家族を支援する「認知症サポーター」の養成講座を、キャラバン・メイトの方を講師として開催していきます。市政宅配講座として開催するほか、学校教育における認知症の人を含む高齢者への理解の推進を図るため、市内の小・中学校でも養成講座を開催し、認知症サポーター数の増加を目指します。

	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 8 年度
サポーター数（累計）	人	23,742	24,205	25,058	見込 26,294	目標 33,000

■ 認知症キャラバン・メイト養成研修への参加促進

市職員及び市内の関係機関、事業所等に対し、県等が実施する「認知症キャラバン・メイト養成研修」への参加を促し、認知症サポーター養成を推進するキャラバン・メイトの確保に努めます。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度
キャラバン・メイト数	人	69	69	68	見込 73	目標 90

■ サポーター・タグ普及事業

外出時の認知症等介護者に対する周囲の理解と、協力意識の拡大のため、介護中であることの目印である腕章「サポーター・タグ」を作成し、介護者に貸し出すことで、介護者に対する支援と、要介護者や介護者が安心して暮らせる環境づくりに努めます。

また、腕章を事業所等へ設置してもらい、来所した介護者に貸し出します。

■ 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の推進

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が令和6年1月に施行されたことを受け、今後、本市においても認知症施策推進基本計画の策定（努力義務）について検討します。

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の概要

1 目的

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう認知症施策を総合的かつ計画的に推進。認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会(共生社会)の実現を推進。

2 基本理念

- ① 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。
- ② 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができる。
- ③ 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができる。
- ④ 認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される。

- ⑤認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができる。
- ⑥共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備する。
- ⑦教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われる。

3 国・地方公共団体等の責務等

国・地方公共団体は、基本理念にのっとり、認知症施策を策定・実施する責務を有する。

国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深め、共生社会の実現に寄与するよう努める。

政府は、認知症施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他措置を講ずる。

※その他保険医療・福祉サービス提供者、生活基盤サービス提供事業者の責務を規定

4 認知症施策推進基本計画等

政府は、認知症施策推進基本計画を策定

(認知症の人及び家族等により構成される関係者会議の意見を聴く。)

都道府県・市町村は、それぞれ都道府県計画・市町村計画を策定

(認知症の人及び家族等の意見を聴く。)(努力義務)

5 基本的施策

- ①認知症の人に関する国民の理解の増進等
- ②認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進
- ③認知症の人の社会参加の機会の確保等
- ④認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護
- ⑤保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等
- ⑥相談体制の整備等
- ⑦研究等の推進等
- ⑧認知症の予防等

※その他認知症施策の策定に必要な調査の実施、多様な主体の連携、地方公共団体に対する支援、国際協力

6 認知症施策推進本部

内閣に内閣総理大臣を本部長とする認知症施策推進本部を設置。基本計画の案の作成・実施の推進等をつかさどる。

※基本計画の策定に当たっては、本部に、認知症の人及び家族等により構成される関係者会議を設置し、意見を聴く。

2 認知症の予防と早期発見・対応の推進

【現況と課題】

アンケート調査によると、認知症について何らかの知識を持っている方が多いものの、実際に認知症の方を支える対応については分からないと答えた方も3割弱に上ることが分かります。認知症に対する不安軽減のためにも、認知症予防についての周知を図るとともに、症状の早期発見に努め、対応していく必要があります。

【施策の方向】

地域包括支援センター、各関係機関等と連携しながら、認知症予防に向けた教室を開催していきます。

また、認知症予防の取組が特に必要とされる高齢者の把握に努め、認知症予防プログラムへとつなぐよう努めます。

■ 認知症簡易チェックサイト

認知症かどうか気になる本人や家族が、パソコンやスマートフォンからその方の状態を簡単にチェックできるよう、市ホームページに認知症簡易チェックサイトを開設しています。チェック後、その結果とともに相談先を表示するため、認知症の早期発見・早期治療に役立ちます。

■ もの忘れ検診

70歳の方を対象に、もの忘れ検診（認知症検診）を実施します。この検診により、認知機能に低下がみられるかどうかを判断し、認知症の早期発見と専門医への受診へつなげ、介護度の重度化予防及び要支援状態の予防を図ります。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度
受診率	%	8.91	7.62	7.98	見込 10	目標 15

3 認知症の人とその家族に対する支援の推進

【現況と課題】

認知症の人ができる限り住み慣れた地域で暮らし続け、状況に応じた適切なサービスを利用できるよう、また、認知症の人やその家族が安心できるように支援する必要があります。

【施策の方向】

認知症の容態の変化に応じ、必要な医療・介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人に対して効果的な支援が行われる体制を構築するため、認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員を配置します。

■ 認知症初期集中支援チームの配置

認知症になってもできるだけ本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、複数の専門職が家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行うことにより、かかりつけ医と連携しながら早期診断・早期対応に向けた支援体制の拡充に努めます。

■ 認知症地域支援推進員の配置

地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や相談業務等を行うために、認知症地域支援推進員を配置し、認知症の人やその家族の支援に努めます。

■ オレンジカフェ

認知症の人と家族、地域住民、専門職等が集い、孤立しがちな患者と家族に地域社会とのつながりを提供し、住民同志で支え合う意識の醸成を図る場として、オレンジカフェ（認知症カフェ）の開催を支援します。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度
開催箇所数	か所	12	12	11	見込 12	目標 13

■ チームオレンジ

認知症と思われる初期の段階から、心理面・生活面の支援として、市町村がコーディネーターを配置し、地域において把握した認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組みであるチームオレンジの設置に努めます。

■^{はいかい}徘徊高齢者探索サービス

認知症により徘徊行動のある高齢者に発信機を所持してもらい、行方不明時に家族からの依頼を受け、探索を行うサービスです。

介護保険事業における地域支援事業の任意事業として、大里広域市町村圏組合と連携を図りながら取り組みます。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度
新規申込件数	件	7	5	9	見込7	目標11

■あんしん見守りシール

認知症により徘徊行動のある高齢者の早期発見、保護、身元確認に役立てるよう、靴のかかと等に貼り付けるシールを配布するサービスです。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度
新規申込件数	件	13	8	1	見込8	目標10

第3節 高齢者虐待防止の推進

高齢者虐待に対する早期の発見と対応、養護者への支援による虐待の防止に取り組み、高齢者の尊厳と権利の保持のための意識啓発とそのための体制整備を図ります。

1 高齢者虐待防止についての意識啓発

【現況と課題】

平成18年4月に施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者の支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止法」という。）では、高齢者に対する虐待の防止及び養護者への支援が、また、平成30年4月には、児童、高齢者及び障害者に対する虐待を一元的に規定し、虐待予防の啓発を行う「埼玉県虐待禁止条例」が施行されました。また、同年10月からは、「埼玉県虐待通報ダイヤル#7171」の運用が開始され、24時間体制で相談を受けています。

高齢者虐待防止法及び埼玉県虐待禁止条例では、市民及び養介護施設従事者の責務として、虐待を発見した場合は速やかに市町村に通報しなければならない義務を負うことなどが示されていますが、認知度は低く、更に周知を図っていく必要があります。

高齢者の虐待防止については早期発見、早期対応が重要なことから、公的機関や地域包括支援センター、民生委員・児童委員、警察、保健所とともに安全確保を優先し、本人と養護者の両面への支援を行っています。

【施策の方向】

広報やパンフレットの配布等を通じて、高齢者虐待防止法及び埼玉県虐待禁止条例、埼玉県虐待通報ダイヤル#7171を周知していきます。

あわせて、虐待に当たる行為や虐待の原因等について周知を図り、高齢者虐待に対する市民の意識を高めるとともに、地域包括支援センターや民生委員・児童委員等身近な相談環境の整備に努めます。

2 早期発見・早期対応できる体制整備

【現況と課題】

「要介護高齢者支援ネットワーク」と「高齢者虐待防止ネットワーク」については、ネットワーク

の役割やメンバーが重複するところがあるため、両ネットワークを一元化することにより総合的な支援が行える体制を構築します。

【施策の方向】

高齢者虐待を早期に発見し、早期に対応するためには、関係機関との更なる連携強化が重要であることから、相談体制及び緊急対応の整備を強化するとともに、市民の通報努力義務の周知により、早期発見・早期対応に取り組む体制づくりを進めます。

3 養護者の負担軽減

【現況と課題】

「高齢者虐待防止法」及び「埼玉県虐待禁止条例」では、認知症高齢者等を養護する家族等への支援についても規定しています。「市町村は、養護者の負担軽減のための相談、指導及び助言等を講ずるものとする。」と規定しています。

現在、高齢者虐待に関する相談は、市及び地域包括支援センターで受け付けていますが、関係機関との連携により適切な対応に努めています。

【施策の方向】

認知症に対する正しい知識の普及や対応方法の習得支援等により、介護負担の軽減等に努め、高齢者を養護する家族等の負担軽減を図り、虐待防止につなげます。

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」

高齢者虐待の防止に向け、虐待の発見、通報、保護等に加え、養護者に対する支援も盛り込まれています。市民には、虐待を発見した場合は速やかに市町村に通報しなければならない努力義務が課され、市町村には、関係機関との連携強化や職員研修、市民への啓発等の責務が示されています。

■ 高齢者虐待の例

- ・身体的虐待… 暴力的行為などで、身体に傷やアザ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為
- ・介護・世話の放棄放任（ネグレクト）… 意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話をを行っている家族が、その提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。
- ・心理的虐待… 脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的に苦痛を与えること。
- ・性的虐待… 本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要
- ・経済的虐待… 本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

「埼玉県虐待禁止条例」

（目的）

この条例は、児童、高齢者及び障害者（以下「児童等」という。）に対する虐待の禁止並びに虐待の予防及び早期発見その他の虐待の防止等（以下「虐待の防止等」という。）に関し、基本理念を定め、県及び養護者の責務並びに関係団体及び県民の役割を明らかにするとともに、虐待の防止等に関する施策についての基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって児童等の権利利益の擁護に資することを目的とする。

（基本理念）

虐待は、児童等の人権を著しく侵害するものであって、いかなる理由があっても禁止されるものであることを深く認識し、その防止等に取り組まなければならない。

虐待の防止等は、特定の個人又は家族の問題にとどまるものではないことから、社会全体の問題として、県、県民、市町村、関係団体等の地域の多様な主体が相互に連携を図りながら取り組まなければならない。

虐待の防止等に関する施策の実施に当たっては、児童等の生命を守ることを最も優先し、児童等の最善の利益を最大限に考慮しなければならない。

擁護者（施設等養護者及び使用者である養護者を除く。以下この項において同じ。）に対する支援は、それが虐待の予防に資するものであることに鑑み、養護者が虐待を行うおそれがないと認められるまで切れ目なく行わなければならない。

第4節 地域の見守りネットワークの推進

認知症高齢者の増加に対応するため、認知症に関する知識の普及・啓発を行い、正しい理解を進めながら、地域全体で認知症高齢者を見守る体制を整備します。

また、高齢者虐待の早期発見と早期対応をするため体制整備の推進に努めます。

1 地域の見守りネットワークの推進

【現況と課題】

現在、認知症高齢者を見守る取組として、前述の認知症サポーター養成のほか、徘徊行動のある高齢者の早期発見・保護・身元確認のためのサービスを提供しています。

また、地域包括支援センター等の関係機関と連携しながら、認知症に関する相談を電話や窓口等で受け付けています。

認知症高齢者を介護する家族の負担は大きく、虐待につながるケースも見られることから、引き続き、関係機関との連携を強化しながら、認知症に関する相談支援、徘徊高齢者の早期発見、早期保護、迅速な身元確認等に努めるとともに、民間事業者等の地域見守り活動への参加を働きかけ、見守りネットワークの推進を図る必要があります。

【施策の方向】

関係機関の連携強化により、認知症に対する相談支援、徘徊高齢者の早期発見、早期保護等、また民間事業者等の見守り活動への協力依頼により地域全体で見守りのできる体制の充実を図ります。

また、認知症患者等の介護者支援事業を推進し、安心して日常生活を営めるよう、市民や事業者に対する認知症の正しい知識の普及と啓発に努めていきます

■相談支援体制の強化

これまでと同様に関係機関と連携しながら、各相談窓口のほか、電話相談や健康相談等において個別に相談に応じるとともに、介護者に対応の仕方や居宅サービスの利用方法等をアドバイスしていきます。

■ 埼玉県徘徊高齢者SOSネットワークとの連携

認知症の高齢者等が徘徊により行方不明となった際の早期発見・保護・身元確認を目的に、市内の関係機関だけでなく、県内市町村の高齢福祉担当部署と相互に連絡調整事務を円滑に行うため、埼玉県徘徊高齢者SOSネットワークを活用し、その連携を図ります。

■ 徘徊高齢者探索サービス（66ページ）〔再掲〕

認知症により徘徊行動のある高齢者に発信機を所持してもらい、行方不明時に家族からの依頼を受け、探索を行うサービスです。

介護保険事業における地域支援事業の任意事業として、大里広域市町村圏組合と連携を図りながら取り組みます。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度
新規申込件数	件	7	5	9	見込7	目標11

■ あんしん見守りシール（66ページ）〔再掲〕

認知症により徘徊行動のある高齢者の早期発見、保護、身元確認に役立てるよう、靴のかかと等に貼り付けるシールを配布するサービスです。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度
新規申込件数	件	13	8	1	見込8	目標10

■ 見守り協定の締結

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、さりげない見守りのネットワークを構築するため、市内外の民間事業所と「高齢者見守り活動に関する協定」等を締結し、見守り体制の強化を図ります。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度
締結件数（累計）	件	6	6	7	見込8	目標11

■ 熊谷市消費者安全確保推進会議への参加

高齢者虐待防止法に定める「財産上の不当取引の防止等」のため、熊谷市消費者安全確保推進会議を活用し、消費生活センター等関係機関と連携を図ります。

第5節 成年後見制度に基づく権利擁護

国では、平成29年3月24日、成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「促進法」という）に基づく成年後見制度利用促進基本計画（以下「国計画」という）を閣議決定し、市はこれに基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策について、基本的な計画の策定に努めることとされています。

このため、認知症高齢者を始めとした判断能力の不十分な高齢者の権利を守るため、平成30年3月に策定した熊谷市高齢社会対策基本計画に併せ、熊谷市成年後見制度利用促進基本計画を策定しました。

令和3年3月にも熊谷市高齢社会対策基本計画の見直しに併せ、熊谷市成年後見制度利用促進基本計画を改訂しましたが、成年後見制度利用に関しては、高齢者だけでなく障害者も対象となるため、今回の改訂から上位計画である熊谷市地域福祉計画・熊谷市地域福祉活動計画と一体的に策定することとしました。熊谷市地域福祉計画・熊谷市地域福祉活動計画においては、5年間の計画として策定しますが、本計画においては計画期間が3年間となりますので、3年間の内容に関する概要及び高齢者の関係する個別の施策について掲載します。

1 熊谷市成年後見制度利用促進基本計画の推進

【現況と課題】

成年後見制度の利用状況については、家庭裁判所によれば、市内の令和2年、令和3年、令和4年それぞれの12月末日の法定後見の利用者数は、321件、318件、306件です。そして、後見・保佐・補助と3つの類型がある中で、後見型の利用者が全体の約8割を占めています。

そのような中、令和元年度から社会福祉協議会に成年後見センターを設置し、成年後見制度の普及・啓発や相談受付等を行っており、更に令和4年4月から中核機関に位置付けています。

また、厚生労働省は、65歳以上の高齢者のうち、認知症高齢者が占める割合は、平成24年の約15%から令和7年には約20%になると推計しており、認知症高齢者や高齢者のみの世帯の増加に併せ、成年後見制度のニーズは加速度的に拡大が見込まれます。

このため、引き続き、成年後見制度の適切な理解と普及に努め、市民への周知と併せて、市民後見人の育成について支援を行うとともに、制度のニーズの把握に努め、適切な利用を促進していく必要があります。

【施策の方向】

市では、促進法及び国計画に基づき、総合的かつ計画的に成年後見制度の利用促進に向けた取組を推進します。

具体的には、協議会等の合議体の設置や、中核機関の運用内容（マッチング及び成年後見人支援等の拡充）について検討、協議していきます。

また、今後、社会福祉協議会や関係機関との連絡調整を図り、前期計画期間中から開始された取組を生かしながら、成年後見制度の利用促進を図ります。

■ 地域連携ネットワークの構築

成年後見制度の利用が必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携ネットワークの整備に努めます。

このネットワークにおけるチーム及び専門職団体による支援体制などの整備に当たっては、各地域における地域ケア会議、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく協議会、あるいは熊谷市地域福祉計画・熊谷市地域福祉活動計画に基づき地域活動を行う各種機関・協議会等、地域福祉や地域包括ケア等既存の資源・仕組みを活用し、連携を図りつつ進めます。

■ 中核機関の設置

令和 4 年度に市からの委託により、社会福祉協議会に地域連携ネットワークのコーディネーターを行う中核機関を設置しています。今後の運営について協議していきます。

■ 成年後見制度の普及・啓発

市民向けの講演会及び医療・介護等関係者向けの研修会を開催し、制度についての普及・啓発を進めます。各年度で市民向けと専門職向けのセミナーを交互に実施します。

■ 相談体制の整備（成年後見センター）

利用者が安心して利用できる成年後見制度の相談窓口を定期的に開設します。

	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 8 年度
成年後見センター 相談件数	件	一般 44 専門 9	一般 42 専門 24	一般 57 専門 12	見込一般 60 見込専門 20	目標一般 70 目標専門 30

■ 担い手の育成・活動の促進

市民後見人養成講座を開催します。また、講座修了者の実務経験を重ねる場としての役割が期待できる法人後見業務を行う社会福祉協議会の、法人後見受任体制の整備を支援します。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度
法人後見受任案件	件	1	1	1	見込 2	目標 5
市民後見人養成講座修了者数	人	5	5	7	見込 11	目標 20

■ 成年後見制度利用支援事業

重度の認知症により判断能力が不十分で、2親等内の親族がいない、成年後見等開始審判申立を行う者がいない又は成年後見人等がいないために介護サービス等の利用に支障がある方の成年後見等開始の審判申立を市長が行い、被後見人の資力に応じて申立費用及び成年後見人等への報酬費用の助成を行います。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度
市長申立件数	件	3	3	3	見込 8	目標 20
報酬費用の助成件数	件	1	2	8	見込 8	目標 24
成年後見制度利用者数	回	326	323	309	見込 316	目標 334

■ 福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）の利用促進

判断能力が不十分な方に対し、社会福祉協議会が行うサービス（福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理、書類等の預かり等）について、周知を図り、サービス利用へとつなげていきます。

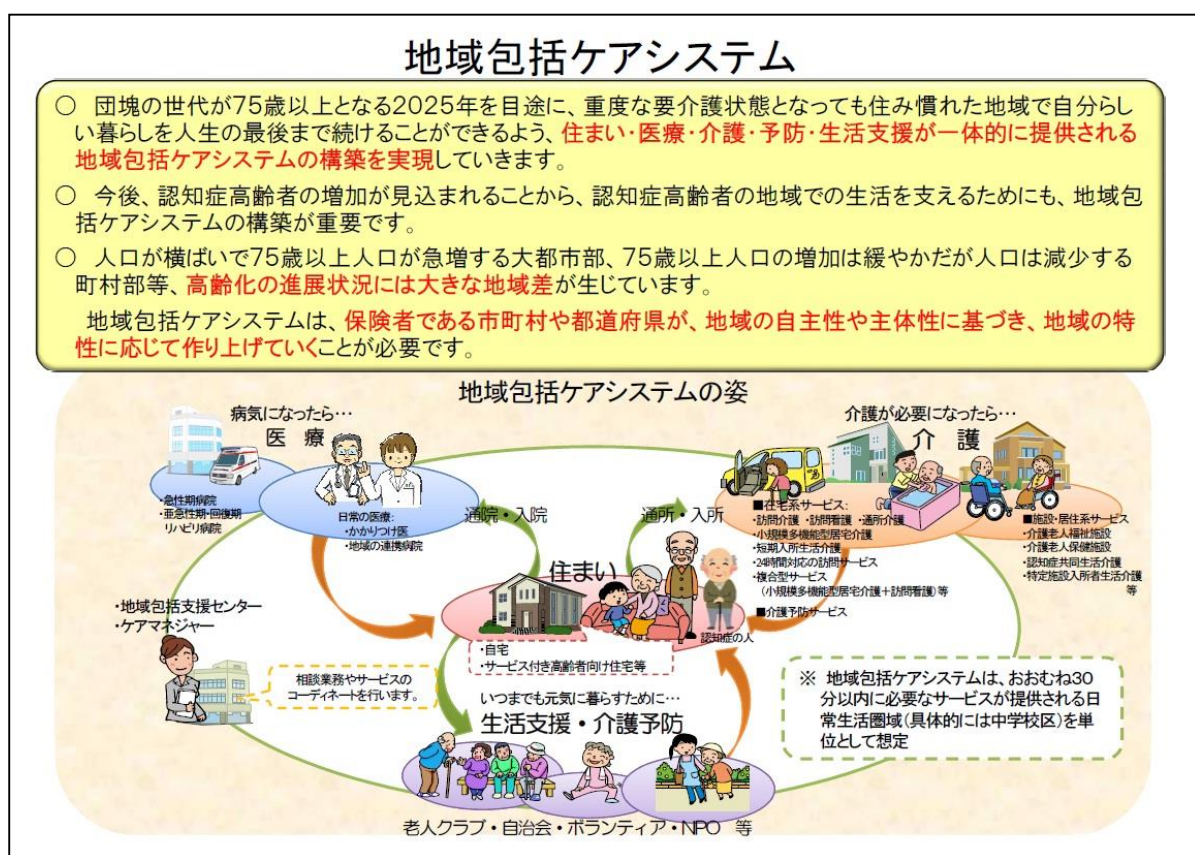
また、判断能力の低下の程度等に応じて、成年後見制度への移行を図ります。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度
契約件数	件	28	26	29	見込 34	目標 40
生活支援員配置数	人	13	13	13	見込 13	目標 20

第6節 地域包括ケアシステムの推進

高齢になっても住み慣れた地域で、自立した尊厳ある暮らしを継続できるよう、地域社会全体で高齢者を支える総合的な地域包括ケアシステムを推進します。

また、高齢、障害、子ども・子育て、生活困窮等の制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができる共生社会の実現を目指します。



資料：厚生労働省のホームページから

1 相談機能・情報提供の充実

【現況と課題】

支援を必要とする高齢者やその家族が抱える諸問題については、民生委員・児童委員や地域包括支援センター、生活支援コーディネーター、認知症地域支援推進員の連携等により対応しています。主な相談窓口となっている地域包括支援センターを知らない市民が依然として多いため、今後もその周知が必要です。

情報提供については、市報等が主な媒体となっており、また近年ではホームページや SNS 等デジタルメディアについても新たな媒体として活用されています。

一方、これらの媒体を利用することができない高齢者も多く、必要な情報を提供し、適切なサービスや制度の利用へとつなげていくためにも、援護が必要な高齢者の把握に努め、積極的に情報提供していく体制が必要です。

【施策の方向】

支援を必要とする高齢者やその家族等が、気軽に相談できる相談窓口の周知を図ります。また、地域包括支援センターを中心に、高齢者やその家族等における様々な問題に対し、迅速に対応できる体制整備を推進していきます。

このほか、多様な主体による生活支援サービスの提供に高齢者の社会参加を進め、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍することにより、生きがいや介護予防につなげます。

■ 地域包括支援センター等との連携

大里広域市町村圏組合は、現在、地域包括支援センターを市内に 8 か所設置しています。今後も、地域包括ケアの中核機関として機能の充実を図るよう運営支援していくとともに、市民に対して様々な媒体・機会を通してその存在や機能について周知していきます。

また、定期的な連絡会や地域ケア会議等を開催し、連携を強化しながら、要援護高齢者やその家族を支援していきます。

■ 地域ケア会議の開催

高齢者個人に対する充実した支援と、それを支える関係者のネットワーク構築や地域づくりを目的に、介護職だけでなく地域の多様な専門職が協働する地域ケア会議を開催します。

特に、改善と重度化防止の観点から、要支援 1、2 の方を対象に、自立支援型の地域ケア会議を開催し、自立した生活の支援と生活の質の向上を図ります。

■ 高齢者データベースの活用

各種高齢者福祉サービスや単身高齢者台帳など、紙ベースで管理している情報について、個人情報保護等に十分配慮しながら、データベース化を進めるとともに、「高齢者支援システム」等を活用しながら、一人一人の高齢者の状況に応じ、必要なサービスにつなげることができるよう、その機能の充実を図ります。

■ 社会資源の見える化と共有

医療機関・介護事業所・通いの場等のインフォーマルサービスをデータベース化し、「熊谷市地域資源情報サイト くまねっとナビ」として公開しています。今後も内容の充実を進めます。

2 地域支援事業の実施

【現況と課題】

被保険者が要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態になった場合でも、できる限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域の実情に応じた地域支援事業を円滑に進めていく必要があります。

【施策の方向】

「第9期介護保険事業計画」を踏まえ、大里広域市町村圏組合と連携して実施します。
また、市民の多様なニーズに対応するため、サービスの充実を図ります。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

要支援認定を受けた方や基本チェックリスト該当者に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供する訪問型サービスや機能訓練、憩いの場などの支援を行う通所型サービス、その他の生活支援サービス等を提供します。

■ 訪問型サービス（47 ページ）〔再掲〕

訪問型サービスについては、従来の介護予防訪問介護に相当するサービス（ホームヘルプサービス）を実施しています。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度
利用件数	件	3,971	4,095	4,084	見込 4,000	目標 4,100

■ 短期集中予防訪問型サービス（47 ページ）〔再掲〕

要支援 1 又は 2 の方と基本チェックリストにより運動・栄養・口腔機能に低下が見られる方で、本人が改善したいという意向が明確な方に対して、その方の自宅等へ専門職（理学療法士、管理栄養士、歯科衛生士）を派遣し、短期集中でその自立を支援します。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度
利用件数	件	2	3	2	見込 2	目標 8

■通所型サービス（48 ページ）〔再掲〕

通所型サービスについては、従来の通所介護に相当するサービス（デイサービス、デイケア）を実施しています。

	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 8 年度
利用件数	件	9,093	8,903	9,003	見込 9,340	目標 9,400

■短期集中予防通所型サービス（48 ページ）〔再掲〕

短期集中予防訪問型サービスと同様の支援を通所により行う事業について、実施を検討します。

■介護予防ケアマネジメント（48 ページ）〔再掲〕

要支援者に対し、総合事業によるサービスが適切に提供できるように地域包括支援センターがアセスメントを行い、その状態や置かれている環境等に応じて目標を設定し、本人が自立した生活を送ることができるよう、ケアプランを作成します。

	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 8 年度
ケアプラン作成件数	件	8,515	8,147	7,999	見込 7,999	目標 8,800

（2）一般介護予防事業

第 1 号被保険者（65 歳以上の方）全ての人を対象に、介護予防普及啓発事業や地域介護予防活動支援事業、一般介護予防事業評価事業、地域リハビリテーション活動支援事業等を行います。

■ニャオざね元気体操の推進（46 ページ）〔再掲〕

ニャオざね元気体操（住民主体の通いの場）に対し、地域包括支援センターとともにその活動を支援し、高齢者の健康づくりを推進します。

	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 8 年度
会場数	か所	41	44	54	見込 64	目標 80

■ さくらフィット（介護予防サポーター）の活動支援（46 ページ）〔再掲〕

ニヤオだね元気体操の立ち上げや活動を支援するため、さくらフィットを養成します。さらに、さくらフィットの地域での活動を支援するため、理学療法士、管理栄養士、歯科衛生士を派遣します。

	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 8 年度
実施回数	回	32	19	27	見込 40	目標 100

■ 地域リハビリテーション支援事業（48 ページ）〔再掲〕

高齢者や介護支援専門員からの要望に基づき、理学療法士が地域に出向き介護予防に関する技術的な助言を行います。

	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 8 年度
利用件数	件	—	1	9	5	目標 60

■ シナプソロジー実践講座の開催（47 ページ）〔再掲〕

脳活性化を促す動作やゲームを交え、認知症予防の手法を学ぶシナプソロジー実践講座を開催します。受講者は学んだことを通いの場等で披露し、ほかの参加者に広めることで、地域の健康づくりに寄与することを目的としています。

	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 8 年度
実施回数	回	中止	1	1	1	1

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和 2 年度は中止しました。

■ 認知症簡易チェックサイト（64 ページ）〔再掲〕

認知症かどうか気になる本人や家族が、パソコンやスマートフォンからその方の状態を簡単にチェックできるよう、市ホームページに認知症簡易チェックサイトを開設しています。チェック後、その結果とともに相談先を表示するため、認知症の早期発見・早期治療に役立ちます。

(3) 包括的支援事業

地域ケア会議を始め、医療・介護の両方を必要とする高齢者への一体的なサービスの提供や、認知症の方やその疑いのある方への総合的な支援のほか、本市の実情に合わせたサービスの創出に取り組みます。

■ 生活支援コーディネーターの配置（59 ページ）〔再掲〕

高齢になっても自分のまちで暮らすことができるように、住民との協働により地域づくりを推進

する役割を担った生活支援コーディネーターを配置します。

配置については、市全域（第1層）のほかに、地域性などにより区分された8つの日常生活圏域（第2層）を設け、それぞれの圏域に生活支援コーディネーターを配置することで、より地域の実情に合った地域資源の把握や活用が行いやすい体制を整えます。

また、関係団体との情報共有を行うための協議体を設置し、企業や法人等の地域資源を含めた関係者間の連携強化を図ります。

■ 認知症初期集中支援チームの配置（65ページ）〔再掲〕

認知症になってもできるだけ本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、複数の専門職が家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行うことにより、かかりつけ医と連携しながら早期診断・早期対応に向けた支援体制の拡充に努めます。

■ 認知症地域支援推進員の配置（65ページ）〔再掲〕

地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や相談業務等を行うために、認知症地域支援推進員を配置し、認知症の人やその家族の支援に努めます。

■ オレンジカフェ（65ページ）〔再掲〕

認知症の人と家族、地域住民、専門職等が集い、孤立しがちな患者と家族に地域社会とのつながりを提供し、住民同志で支え合う意識の醸成を図る場として、オレンジカフェ（認知症カフェ）の開催を支援します。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度
開催箇所数	か所	12	12	11	見込 12	目標 13

■ チームオレンジ（65ページ）〔再掲〕

認知症と思われる初期の段階から、心理面・生活面の支援として、市町村がコーディネーターを配置し、地域において把握した認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組みであるチームオレンジの設置に努めます。

■ 地域ケア会議の開催（76ページ）〔再掲〕

高齢者個人に対する充実した支援と、それを支える関係者のネットワーク構築や地域づくりを目的に、介護職だけでなく地域の多様な専門職が協働する地域ケア会議を開催します。

特に、改善と重度化防止の観点から、要支援 1、2の方を対象に、自立支援型の地域ケア会議を開催し、自立した生活の支援と生活の質の向上を図ります。

■在宅医療・介護連携推進事業

多職種連携による在宅医療支援体制の構築を図り、在宅医療と在宅介護の連携を進めるために推進会議を設置します。推進会議では、下記事項について課題の整理を行い、具体的な対応策を検討します。

①現状分析・課題抽出・施策立案

- ・ 地域の医療・介護の資源の把握
- ・ 在宅医療・介護連携の課題の抽出
- ・ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

②対応策の実施

- ・ 在宅医療・介護関係者に関する相談支援
- ・ 地域住民への普及啓発
- ・ 医療・介護関係者の情報共有の支援
- ・ 医療・介護関係者の研修

③対応策の評価・改善

■ACP普及啓発事業

人生の最終段階において自らの意思を反映し選択できるよう、自分自身が望む医療やケアを事前に考え、日頃から家族や医療・介護従事者と繰り返し話し合い、共有するプロセスであるACP（アドバンス・ケア・プランニング）の普及啓発を行います。

在宅療養や看取り等を含むACPへの理解を深めるため、地域の高齢者グループや各種団体等に向けた出前講座の開催や市報・市ホームページ等の広報媒体を通じて、市民への普及啓発の推進や医療に対する意識の醸成に取り組みます。

■多職種連携研修

医療・介護の関係者に、在宅医療に関する研修を実施します。

■在宅医療連携拠点

在宅で療養を希望する患者と医療・介護の関係職種をつなぐコーディネート業務や在宅療養に関して医療介護従事者や住民からの相談支援を行うために、在宅医療連携拠点を設置します。

(4) 任意事業

市の判断により地域の実情に応じて行う介護予防サービスで、家族介護の支援事業、認知症高齢者の見守り事業、配食事業、成年後見制度の援助事業等を行います。

■配食サービス（58 ページ）〔再掲〕

一人暮らし及び高齢者のみの世帯の高齢者に栄養バランスのとれた食事（昼食）を提供して、自立と生活の質の向上を図るとともに日常の安否を確認します。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度
利用者数	人	130	138	144	見込 164	目標 241
配食数(延べ利用者数)	食	18,553	19,946	21,899	見込 24,268	目標 36,100

■家族介護支援事業（60 ページ）〔再掲〕

介護保険制度における地域支援事業の任意事業として、9 か所の市内社会福祉法人に委託し家族介護教室を開催しています。

さらに、大里広域市町村圏組合及び地域包括支援センターと連携しながら、在宅で高齢者を介護する家族等の精神的負担の軽減を図ります。

■介護者サロン（60 ページ）〔再掲〕

常時介護を必要とする家族等の介護を行っている方の身体的、精神的、経済的負担は大きく、同じ悩みを抱える方たちのコミュニティの場として、また専門的知識の収集の場として、より有益な介護者サロンの開催について、今後も社会福祉法人やNPO法人との連携を深めます。

■認知症サポーター養成講座（61 ページ）〔再掲〕

認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを進めるため、認知症を正しく理解し、認知症高齢者や家族を支援する「認知症サポーター」の養成講座を、キャラバン・メイトの方を講師として開催していきます。市政宅配講座として開催するほか、学校教育における認知症の人を含む高齢者への理解の推進を図るため、市内の小・中学校でも養成講座を開催し、認知症サポーター数の増加を目指します。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度
サポーター数（累計）	人	23,742	24,205	25,058	見込 26,294	目標 33,000

■ 認知症キャラバン・メイト養成研修への参加促進（62 ページ）〔再掲〕

市職員及び市内の関係機関、事業所等に対し、県等が実施する「認知症キャラバンメイト養成研修」への参加を促し、認知症サポーター養成を推進するキャラバンメイトの確保に努めます。

	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 8 年度
キャラバン・メイト数	人	69	69	68	見込 73	目標 90

■ サポーター・タグ普及事業（62 ページ）〔再掲〕

外出時の認知症等介護者に対する周囲の理解と、協力意識の拡大のため、介護中であることの目印である腕章「サポーター・タグ」を作成し、介護者に貸し出すことで、介護者に対する支援と、要介護者や介護者が安心して暮らせる環境づくりに努めます。

また、腕章を事業所等へ設置してもらい、来所した介護者に貸出しを行います。

■ 成年後見制度利用支援事業（74 ページ）〔再掲〕

重度の認知症により判断能力が不十分で、2 親等内の親族がいない、成年後見等開始審判申立を行う者がいない又は成年後見人等がいないために介護サービス等の利用に支障がある方の成年後見等開始の審判申立を市長が行い、被後見人の資力に応じて申立費用及び成年後見人等への報酬費用の助成を行います。

	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 8 年度
市長申立件数	件	3	3	3	見込 8	目標 20
報酬費用の助成件数	件	1	2	8	見込 8	目標 24
成年後見制度利用者数	回	326	323	309	見込 316	目標 334

3 在宅医療と在宅介護の連携

【現況と課題】

高齢になった時の、健康と介護に多くの方が不安を感じています。

高齢者が病気になっても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるように、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的に必要なサービスを提供していくことが必要です。

【施策の方向】

医師会、歯科医師会、薬剤師会、介護事業所等の関係機関と緊密に連携しながら、在宅医療と在宅介護を一体的に提供できる体制づくりを進めます。

■在宅医療・介護連携推進事業（81 ページ）〔再掲〕

多職種連携による在宅医療支援体制の構築を図り、在宅医療と在宅介護の連携を検討するために推進会議を設置します。推進会議では、下記事項について地域における課題の整理を行い、具体的な対応策を検討します。

①現状分析・課題抽出・施策立案

- ・ 地域の医療・介護の資源の把握
- ・ 在宅医療・介護連携の課題の抽出
- ・ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

②対応策の実施

- ・ 在宅医療・介護関係者に関する相談支援
- ・ 地域住民への普及啓発
- ・ 医療・介護関係者の情報共有の支援
- ・ 医療・介護関係者の研修

③対応策の評価・改善

■ACP普及啓発事業（81 ページ）〔再掲〕

人生の最終段階において自らの意思を反映し選択できるよう、自分自身が望む医療やケアを事前に考え、日頃から家族や医療・介護従事者と繰り返し話し合い、共有するプロセスであるACP（アドバンス・ケア・プランニング）の普及啓発を行います。

在宅療養や看取り等を含むACPへの理解を深めるため、地域の高齢者グループや各種団体等に向けた出前講座の開催や市報・市ホームページ等の広報媒体を通じて、市民への普及啓発の推進や医療に対する意識の醸成に取り組みます。

■多職種連携研修（81 ページ）〔再掲〕

医療・介護の関係者に、在宅医療に関する研修を実施します。

■在宅医療連携拠点（81 ページ）〔再掲〕

在宅で療養を希望する患者と医療・介護の関係職種をつなぐコーディネート業務や在宅療養に関して医療介護従事者や住民からの相談支援を行うために、在宅医療連携拠点を設置します。

第 7 節 介護保険事業の円滑な推進

介護保険事業については、平成 15 年度から大里広域市町村圏組合が保険者となり、介護サービスの需要の増大や、多様化する住民ニーズに応えるため、深谷市、寄居町と協力し、事業を行っています。高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに考慮し、サービスを必要とする方に、必要なサービスが提供されるような取組を進めていくことが求められています。

このため、保険者が円滑な運営を推進できるよう、緊密な連携を図りながら、介護保険事業の推進を図っていきます。

1 介護サービスの質の確保・向上

【現況と課題】

団塊の世代が後期高齢者になり、介護の需要が今後さらに増加することが見込まれており、その担い手である介護職員の確保も喫緊の課題です。また、給与等の処遇や仕事に対する満足度、充実感を感じられるような体制づくりが重要です。

一方で、高齢者が住み慣れた場所で自立した生活を送るためには、高齢者を地域で支える「地域包括ケアシステム」の更なる充実が必要になります。

国は、介護保険事業の第 9 期介護保険事業計画において、以下の 3 点を基本指針としています。

- ・ 介護サービス基盤の計画的な整備
- ・ 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組
- ・ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

今後も、質の高いサービスの提供と適切な制度運営が図られるよう、保険者と緊密に連携しながら、事業を実施していく必要があります。

【施策の方向】

高齢者人口の増加に伴い、介護サービスの増大、多様化が見込まれることから、質の高いサービスを切れ目なく提供できるよう、保険者が行う地域密着型サービス事業者の公募や居宅支援事業所の指定について連携しながら、必要な介護サービスの確保に努めます。また、運営指導や集団指導を実施するほか、各種研修会などの情報提供を行い、質の向上に努めます。

■介護給付の適正化

介護保険事業を適正に運営していくため、介護保険事業計画に基づいた介護給付等の適正化に向け、保険者と一層の取組を推進していきます。

- (1) 要介護認定の適正化（認定調査状況チェック）
- (2) ケアプラン点検及び住宅改修・福祉用具点検
- (3) 医療情報との突合・縦覧点検
- (4) その他
 - ① 国保連適正化システムによる給付実績の活用
 - ② 運営指導・集団指導
 - ③ 介護給付費通知
 - ④ 県や大里広域市町村圏組合が実施する実地指導への同行
 - ⑤ サービス提供事業所の自主点検
 - ⑥ 第三者行為求償事務の適正化
 - ⑦ 介護保険制度の周知

第 8 節 入所施設の確保

何らかの理由で介護が必要になったり、環境的な要因や、経済的困窮に陥ったりといった介護以外の理由から居宅での生活が困難となった高齢者の生活の場としての入所施設について、高齢者が安心して暮らすことができる住まいの確保に努めます。

1 居住系サービスの確保

【現況と課題】

介護を必要とする方の入所施設については、団塊ジュニア世代の方が65歳以上の高齢者となる令和22年を見据えながら、中・長期的な視点からの検討が必要です。

また、保険者である大里広域市町村圏組合が策定する「介護保険事業計画」におけるサービス見込み量に基づいて、質・量ともに適正な確保が必要であることから、今後とも同組合及びその構成市町である深谷市、寄居町との連携が必要です。

一方で、環境的な要因や経済的な困窮といった、介護以外の理由により居宅において生活することが困難な高齢者の生活の場として、本市にはそうした高齢者の「養護」を目的とした養護老人ホームが設置され、必要に応じて入所措置を行っています。

社会環境の変化や家族環境の変化に伴って、身寄りのない一人暮らし高齢者が増加し、また虐待による緊急保護的な対応が必要なケースも増えてきており、高齢者の状況に応じて安心して過ごすことのできる生活拠点の確保は欠かせません。

高齢者仕様の賃貸住宅をはじめ、多様な高齢者施設が整備されてきている現状の中で、適切な入所施設の選択は、生活の安定確保の重要な条件のひとつです。

【施策の方向】

介護を必要とする方の入所施設については、引き続き、大里広域市町村圏組合及びその構成市町との連携によりその適正な確保に努めます。

また、環境的、経済的な理由から居宅において生活することが困難な高齢者の生活の場となる入所施設の確保と、必要に応じた入所措置に努めます。

■養護老人ホーム

環境や経済的な理由等により、居宅で生活することが困難な高齢者等を入所措置します。

2 施設の運営主体である社会福祉法人等への指導等

【現況と課題】

各種施設への指導については、埼玉県が実施する運営指導に同行し、その種別や規模に応じて実施しています。

また、平成 25 年度の権限移譲により、主たる施設が市内に所在し、かつ、市内のみでその施設を運営する社会福祉法人に対して、市が指導監査事務を実施しています。

【施策の方向】

今後も、埼玉県や大里広域市町村圏組合等関係機関と連携しながら、施設運営を行っている社会福祉法人等に対し、法人の自主性・自律性を基本としつつ、運営面や財政面から指導・助言を行うことにより、各種施設の水準の向上や、より良い施設運営ができるようサポートしていきます。

第3章 安全で快適に暮らせるまちをつくる

第1節 安心・安全の確保

東日本大震災や令和元年台風第19号などの教訓を踏まえ、高齢者が地域で安全かつ安心して生活できるよう、関係機関との連携を図りながら、防災に関する正しい知識の普及と意識啓発、いざというときの支援体制の充実を図るとともに、多発する高齢者の消費者被害対策や交通安全対策を推進します。

1 災害時における避難支援体制の確立

【現況と課題】

東日本大震災以降、令和3年熱海市伊豆山土石流災害や令和6年能登半島地震など各地で豪雨による水害や大地震等が頻発しており、市民の防災意識は高まっています。

市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害による被害を最小限にするため、地域の自主防災組織率の向上、災害ボランティア活動の促進、自主的な防災訓練による防災知識の普及、地域住民や関係機関との連携により高齢者、障害者などの要配慮者に対する支援体制の充実等、私たちの住むまちを災害に強いまちに変えていく必要があります。

【施策の方向】

災害時等に支援が必要な高齢者の状況把握に努め、地域住民が地域の避難行動要支援者を支援できる体制と、自主防災組織の結成及び活動の支援を図るとともに、関係機関及び地域住民との連携・協力を得ながら、迅速に避難できる体制の確立を図ります。

また、防災意識の啓発や情報伝達体制の整備により、高齢者が災害時に適切な判断と迅速な避難行動等が取れるよう、地域の防災訓練を推進し、避難所での生活が困難な要配慮者を受け入れるため、社会福祉法人等との災害時の応援協定等の締結を進めています。

そして、平成29年6月19日に施行された改正水防法に基づき、市の地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等については、施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画の作成や避難訓練の実施に向けた啓発を行います。

■避難行動要支援者への支援

民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織等の関係機関と連携し、個人情報保護に配慮しながら、災害発生時における要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、避難行動要支援者名簿の作成及び要支援者一人一人の支援方法を定めた「個別計画」を策定しています。

引き続き、関係機関及び地域住民と連携し、協力を得ながら、計画の策定について、周知、啓発に努めます。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度
名簿情報の事前提供の同意者数	人	6,556	6,746	6,586	見込 6,800	目標 7,000
同意者の個別計画策定率	%	39	42	43	見込 44	目標 45

■自主防災組織への支援

自主防災組織が結成されていない地域の組織化を促進し、結成時にかかる防災用資機材整備費の助成を引き続き行います。

また、既存組織については、活動において中心的な役割を担うリーダーの育成、訓練の指導等を行うとともに、防災訓練実施にかかる消耗品や資機材整備費（直近5年間に年1回以上の訓練を3年間実施した組織に限る。）の助成を行います。

また、令和元年度に地区における防災活動の計画策定を支援するために、地区防災計画策定事業補助金を新設しました。

さらに、洪水ハザードマップ及び地震ハザードマップ等を活用し、防災講演等により地域の危険性、避難所、災害情報取得方法などの周知、啓発に努めます。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度
自主防災組織組織率	%	79.7	79.7	79.6	見込 81.4	目標 85
地域防災訓練実施数	件	52	72	111	見込 111	目標 260

■情報伝達網の整備

災害時に市民へくまなく情報を伝達するため、防災行政無線（固定系）受信所を増設するほか、平成29年度にデジタル方式に更新しました。

また、災害発生時の電話が繋がらない場合などに備えて、衛星携帯電話等を整備しています。

さらに、市のホームページ、防災メール「防災無線情報」、クマぶら防災コンテンツ、Lアラート

や、コミュニティラジオ防災アプリ、ケーブルテレビ等を活用した防災情報の発信を行うとともに、高齢者に配慮した多様な情報伝達手段を検討していきます。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度
防災行政無線（固定系）の受信所数	基	257	260	261	見込 262	目標 270
防災メール登録者数	人	18,282	19,984	20,910	見込 21,163	目標 25,500

■ 要配慮者利用施設における洪水時の避難確保計画の策定

施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、平成29年6月19日に施行された改正水防法に基づき、市の地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内にある市内の要配慮者利用施設について、令和3年度に避難確保計画の策定率100%を達成しました。引き続き避難訓練の実施に向けた啓発を行います。

2 防犯対策の推進

【現況と課題】

近年、街頭における犯罪や住宅へ侵入しての窃盗など、身近なところで犯罪が多発しているほか、振り込め詐欺の手口も巧みとなり、被害は後を絶たない状況です。地域における防犯意識の高揚や、認識を深めるとともに、高齢者自らも身を守るための意識啓発と、地域ぐるみの対策など啓発活動を更に推進する必要があります。

【施策の方向】

熊谷警察署を始めとした関係機関と連携し、地域で行う防犯活動を、引き続き支援し、高齢者を含めた社会的弱者を守る体制の強化を行います。

また、高齢者自らが犯罪から身を守ることができるよう、啓発活動や防犯教育の推進にも努めます。

■ 防犯教室・講習会の実施

高齢者を犯罪から守るため、警察と協力しながら、高齢者を対象とした防犯教室を実施するなど、防犯意識の高揚や認識を深めるための取組を行います。開催機会を増やすため、自治会等に周知します。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度
防犯教室開催回数/人数	回/人	2/50	4/96	0/0	見込 5/100	目標 10/200

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2年度から令和4年度の開催数に影響がありました。

3 消費者被害の防止

【現況と課題】

スマートフォンやSNSの普及などにより、高齢者を狙った悪質商法や消費生活に関するトラブルは多様化・複雑化しています。

アンケート調査によると、悪質商法に対して不安を感じる高齢者はほぼ半数に上り、実際に被害に遭ったり、勧誘されたりしたことがある人は、前回よりもわずかに増加し、約9.3%に上ります。ただし、実際の被害を認知していない高齢者も少なからず存在することから、アンケート調査以上に被害に遭っている高齢者数は多いものと推測されます。特殊詐欺等高齢者を対象とした悪質な犯罪については、関係機関と連携し撲滅を図っていきます。

現在、消費者被害対策として、消費生活センター（市民相談室内）において消費生活相談を実施しているほか、消費生活相談員等による消費生活講座の開催や、市報・ホームページ等での広報活動を行っています。

また、令和元年度に設置した熊谷市消費者安全確保推進会議を活用し、関係機関と消費生活センターが連携して相談体制の強化を図っています。

【施策の方向】

商品やサービスの質、消費者と事業者との間で起こった契約トラブル、悪質商法、製品事故、多重債務等についての苦情や相談に対し、専門の資格を持った消費生活相談員が引き続き対応し、トラブル解決のために助言やあっせんを行います。

そのほか、消費生活講座の開設や講師の派遣により、消費生活に関する知識の普及に努めるとともに、引き続き、悪質商法等に対する注意喚起、啓発に努めます。

■消費生活講座の開催

市政宅配講座等において、「悪質商法の被害とその対処法」などの講座を開催し、消費生活に関する知識の普及や注意喚起を行います。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度
消費生活講座参加人数	人	62	48	105	見込 400	目標 1,000

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2年度から令和4年度は規模を縮小して開催しました。

4 高齢者の交通安全対策の強化

【現況と課題】

高齢者人口の増加に伴い、高齢者が関わる交通事故が多く発生しています。
また、高齢者が交通事故の被害者となるばかりでなく、加害者となるケースが増加しています。
そのため、長寿クラブ等に対して交通安全教室を開催し、交通安全意識の高揚を促進していますが、こうした活動に参加できない高齢者への対策に取り組むことも必要となっています。

【施策の方向】

高齢者が交通事故に巻き込まれないよう、高齢者の交通安全意識の高揚、交通マナーの習得と向上を図るとともに、高齢者が加害者にならないよう、引き続き、高齢者の参加する団体や地域に対し交通安全教室を開催していきます。

さらに、地域とのつながりの少ない高齢者に対して、高齢者交通安全教育指導者や交通安全母の会による高齢者世帯訪問を行い、交通事故防止の啓発に努めます。

■交通安全教室の実施

市内の公民館、長寿クラブ等で自転車の正しい乗り方の実技講習や、講話等の交通安全教室を実施し交通安全意識の高揚を促進します。

また、高齢者の関係する交通事故が増えていることから、交通マナーの習得・向上のため、高齢者を対象とする交通安全教室を開催します。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度
交通安全教室 開催回数	回	3	3	3	見込5	目標10

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2年度から令和4年度の開催数に影響がありました。

第2節 高齢者にやさしいまちづくりの推進

ノーマライゼーションの理念の周知や意識の啓発などに取り組むとともに、ハード面においては、道路や公共施設等のユニバーサルデザインの導入など、高齢者に優しいまちづくりを推進します。

また、移動手段の少ない高齢者の生活を支援できるようなサービスについて検討するほか、デジタル情報を得ることの難しかった高齢者に対し、講習会の開催等を通じてデジタル・デバイドの解消に努めていきます。

1 人に優しい道路や公園等の整備

【現況と課題】

高齢者等の移動における利便性と安全性向上を目的として、歩道等の段差解消や、車椅子での通行を容易にするためのユニバーサルデザインブロックの設置、道路側溝の蓋掛けにより、歩行空間の安全性の向上を図っています。

また、公園・緑地の出入口、水飲み施設及び多機能トイレの設置や、高齢社会を迎え、健康遊具の設置などを進めています。

自宅に引きこもりがちな高齢者に対し、公園が地域の交流拠点となり、外出することが楽しみとなるような施設整備が必要です。

また、公園の管理については、公園サポーター制度を活用するなど、地域と一体となる組織作りが必要です。

なお、バリアフリー化事業の推進においては財政的負担が大きいため、費用対効果や優先順位等を検討した上で、計画的に推進していく必要があります。

【施策の方向】

高齢者等が、安全で快適に利用できる歩行空間の確保を図るため、引き続き、歩道の通行を阻害する放置自転車の撤去や、自転車通行環境整備等により、交通安全に配慮するなど、交通環境の整備を進めます。

また、公園については、健康遊具を設置するほか、公園サポーター制度の推進により、公共空間の適正な管理を進め、市民の使いやすい公園づくりなど、人に優しい環境整備を進めます。

■ユニバーサルデザインブロックの設置

高齢者等が、車椅子での移動を容易にできるよう、ユニバーサルデザインブロック（熊谷UDブロック）の設置を行います。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度
新規設置数	か所	0	4	2	見込1	目標5

■側溝蓋掛けの計画的な実施

高齢者等の移動の安全性を向上するため、側溝蓋掛けを計画的に行います。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度
実施距離	m	381	331	477	見込300	目標300

■人に優しい公園等の整備

子どもから高齢者まで幅広い世代の方に公園を利用してもらえるよう整備を進めていきます。

なお、整備する場合には、バリアフリー化、健康遊具等の設置をします。また、地域の緑化や環境美化に市民や事業者が参加できるシステムを整備します。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度
公園入口の改修	か所	0	0	1	見込0	目標1
便益施設の改修等	か所	2	0	3	見込0	目標1
公園サポーター（割合）	%	74.6	75.1	75.0	見込75.5	目標90.0

2 交通手段の確保

【現況と課題】

高齢者等の移動手段の確保と、公共施設利用者、来訪者等の利便性の向上を図るため、市全体の公共交通について検討を重ね、市内循環バス路線の拡大を図ってきました。

今後の高齢化とともに、交通手段の確保ができない一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯も増えることが予想される中、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正を踏まえ、生活の安定確保のため、地域の多様な輸送資源としての福祉輸送である介護タクシーなど、移動支援サービスの検討が必要になります。

【施策の方向】

熊谷市地域公共交通計画等に基づき、本市の人口減少及び少子高齢化に対応した公共交通ネットワーク形成を総合的かつ一体的に推進します。

市内循環バスについては、地域公共交通会議において運行について評価検証するとともに、利用者拡大や PR を図り、移動ニーズに対応するため、見直しを進めています。

今後は熊谷市地域公共交通計画と福祉施策を連携させた新たな外出支援サービスについても検討します。

■市内循環バス（ゆうゆうバス）の運行

民間バス路線を補完し、高齢者や子どもなどの移動手段を確保するため、市内循環バス（ゆうゆうバス）の運行を行っています。

このほか、70 歳以上の運転免許所持者が自主的に運転免許を返納した場合に、ゆうゆうバスに無料で乗車できる乗車証を発行していますが、平成 30 年 4 月からは、年齢要件を撤廃し、警察署で発行する「運転経歴証明書」によっても無料で乗車できるよう、利用者の利便性の向上を図りました。

また、民間路線バスにおいても、70 歳以上の方が安価に乗車できるシニアパスを発売し、市から免許返納者に対し購入額の 1/3 の補助を行っています（1 年定期：定価 36,000 円のところ、返納者に対し 24,000 円で販売）。

今後高齢化が進行していく中で、高齢者等への外出支援サービスのニーズが高まっていくことが想定されることから、熊谷市地域公共交通計画においては福祉施策との連携等高齢者の外出支援と連動した公共交通サービスの拡充を図っていきます。

	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 8 年度
ゆうゆうバス利用者数	人	175,005	201,422	222,217	見込 225,000	目標 230,000
「まちづくり市民アンケート調査」における公共交通に満足している市民の割合	%	46.6	43.7	41.8	見込 50.0	目標 55.0

3 公共施設のバリアフリー化とユニバーサルデザインの導入促進

【現況と課題】

「埼玉県福祉のまちづくり条例」では、ノーマライゼーション、バリアフリーの理念のもとに、全ての住民が安心して生活し、かつ等しく社会参加することができる豊かで住みよい地域社会の実現を目指し、施設のバリアフリー化の整備基準を定めています。

また、本市も熊谷市バリアフリー基本構想に基づいて各施設のバリアフリー化を推進しています。

【施策の方向】

既存の公共施設については、段差の解消やスロープ、手すりの設置などを進めます。

また、公共施設の新築等に当たっては、「埼玉県福祉のまちづくり条例」の整備基準に適合するよう努めます。

4 高齢者向け住宅の適正確保

【現況と課題】

多様な生活ニーズを持つ高齢者が、安全で安心して暮らせる住まいの選択肢を増やすため、居住の安定確保に資する制度や、多様な高齢者向けの住宅についての情報提供や啓発を行っています。

また、高齢者等が、心身の安全のための住宅整備を真に必要とする場合の改修に対し、必要な資金の貸付けや、介護保険事業での住宅改修などの制度について周知を行っています。

アンケート調査では、一人暮らしの世帯、夫婦のみの世帯及び本人とその他の高齢者のみの世帯が 59.7%を占め、これらのうち、60 歳以上の方で、日常的に行き来する親族がいないとする方が 33%を超えています。

【施策の方向】

「高齢者の居住の安定確保に関する法律」が改正され、県において、一人暮らし高齢者等の世帯が居住できるサービス付き高齢者向け住宅の事業の登録により、高齢者のニーズや福祉サービスの状況を踏まえた地域バランスに配慮した多様な住まいの普及が進められています。

この普及を促進するとともに、市営住宅の整備等高齢者の居住の安定確保に取り組みます。

■ 高齢者及び障害者住宅整備資金貸付事業

高齢者や障害者が専用の住宅や居住環境の改善により、住みやすく、安全な生活が送れるようにするために、増築、改築又は改造する場合に必要な改修資金の貸付けを行います。

■ 三世帯同居等のための新築・増改築の支援

高齢者の孤立防止や子育て支援により、家族のきずなの再生を図ることを目的として、親（高齢者）世帯と子（子育て）世帯が市内で同居等をしてお互いに支援し合うための、住宅の新築、購入又は増改築した場合に、その費用の一部を補助します。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度
補助件数	件	195	216	176	見込 200	—

※事業の実施要綱は令和6年度末まで

■ 市営住宅の整備

単身高齢者の入居応募率が増加傾向にあることから、単身高齢者向け住宅の募集戸数を増やします。

また、「熊谷市営住宅等長寿命化計画」に基づき、高齢者でも住みやすい住宅への改修を図ります。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度
募集戸数	戸	5	7	13	見込 20	目標 30

5 高齢者のデジタル・デバイドの解消

【現況と課題】

令和2年度に内閣府が実施した「情報通信機器の利活用に関する世論調査」の回答から、スマートフォンを利用していない高齢者の多くは、どのように使えばよいか分からない方と、そもそも必要性を感じていない方の2つのパターンに属しているものと考えられます。

そのため、「どのように使えばよいか分からない」以前の「そもそも必要性を感じていない」高齢者を含めて、スマートフォンの利便性や魅力を知ってもらうためには、まずは実際に操作を体験していただき、あわせて使い方について初めての方でも安心して利用できるような基本的な操作から丁寧にサポートしていくことが必要であると考えています。

【施策の方向】

高齢者向けスマートフォン貸与事業を令和5年10月から令和6年7月にかけて実施し、実証結果を検証した後に、今後の事業展開について検討します。

また、既にスマートフォンをお持ちの方については、10人以上の市民グループを対象とした市政宅配講座において操作方法に関する講座を開催し、デジタル・ディバイドの解消に努めていきます。

■ 高齢者向けスマートフォン貸与事業

スマートフォンを所有していない高齢者にスマートフォンを一定期間（6か月）貸与し、基本的な操作を講習会等で習得できるよう支援することにより、スマートフォンの利便性を伝えるとともに普及を進め、高齢者のデジタル・ディバイドの解消を目指すことを目的としています。

■ 自治会長スマホ体験講座

市が事務局を務める熊谷市自治会連合会の事業で、スマートフォンを活用した地域コミュニティの活性化を目的とし、自治会長（自治会役員）を対象とした初心者向けのスマホ講座を実施します。

第4章 計画の推進体制

第1節 推進体制の整備

計画の円滑な推進を図るため、庁内推進体制を確立するとともに、広域行政及び国・県との連携及び役割分担を行っていきます。

1 庁内推進体制の確立

本計画は、保健福祉分野を中心に労働、教育、市民活動、建設、消費者行政など、多くの分野が関連していることから、高齢福祉担当部署を核として、全庁的な計画調整会議、高齢者の保健・医療・福祉・介護にかかる部門間の計画推進会議、個別計画に対応したプロジェクトチームによる会議等を開催し、総合的・専門的な庁内推進体制を確立します。

2 関係機関等との連携強化

本計画の推進に当たっては、多くの関係機関や地域で活動する組織・団体等による連携・協力が不可欠です。

高齢化が進んでいる現状に即した対応が図れるよう、それぞれの立場や役割の中で、互いに連携しながら推進していくために、交流や情報交換の機会を充実するとともに、市又は関係機関から積極的に、協働による事業展開が企画・提案され、実践される体制づくりを進めます。

- (1) 関係機関・団体間ネットワークの充実強化
- (2) 意見交換会の実施
- (3) 市民協働型事業の推進

3 市民の主体的な活動の促進

市報、市ホームページ等を通じて、計画の趣旨及び内容等についての周知と理解を促進するとともに、地域社会活動に関する情報等を提供していき、「いきいきあんしん 元気で長寿のまち くまがや」の実現に向けた幅広い市民の主体的な取組・参加を促進します。

4 合理的な行財政運営

本計画と他部門の計画との調整を図り、限られた財源の重点的かつ効率的な配分、補助制度の有効活用等、計画的・合理的財政運営を推進します。

また、利用者に対しては、適正な費用負担についての理解を求めていくとともに、保健福祉サービスにかかる行政と民間との役割分担を明確にした行財政運営を図ります。

5 調査・研究と職員資質の向上

高齢化が進む現在、高齢者の地域や社会活動に対する考えは多様化しています。

社会経済状況の変化や、高齢者の多様なニーズ等諸課題に対する調査・研究を進めるとともに、それに基づく既存サービス・施設の見直しや、新たなサービスのあり方を、現状の行政主体の対応にとどまらず、高齢者がいかに自主的・自発的に取り組んで、住み慣れた地域で元気にいきいきと安心して生活していけるかについて、調査・研究します。

また、高齢社会や保健福祉サービスへの理解を深めるための専門研修への派遣や研修会の開催等を通じて、職員の意識と資質の向上を図ります。

第2節 計画の進捗管理

1 計画の公表

本計画の推進を図る上では、目指すべき高齢社会の将来像や取組について、高齢者を始めとする計画に関わる全ての人々が共通認識を持つことが必要です。

そのため、市のホームページ等を活用し、広く市民に公表するとともに、本計画の趣旨、制度の改正等について普及・啓発に努めます。

また、シルバーガイド（高齢者福祉サービスのしおり）を作成し、事業の周知に努めます。



2 進捗状況の点検・評価

本計画に基づく施策を推進するに当たっては、関係機関・団体の相互の連携・調整を図り、定期的に計画の進捗状況の把握・点検、進行管理及び評価に努めます。

また、その実施に当たっては、市、大里広域市町村圏組合及び社会福祉協議会等と連携し、取り組むことができるよう、お互いの情報共有を図っていきます。

第 3 部 資料編

熊谷市高齢社会対策基本計画の策定経過

年 月 日	経 過
令和5年4月25日～5月26日	○「高齢社会に関するアンケート」実施 ・対象：熊谷市在住の要介護認定を受けていない40歳以上の方を無作為に2,500人抽出
令和5年9月1日	○「現行計画掲載の各課関連事業進捗状況」について確認 ・対象：関係各課
令和5年9月27日	●熊谷市高齢社会対策審議会（第1回） ・会長・副会長互選 ・熊谷市高齢社会対策基本計画策定スケジュールについて ・現行計画掲載の各課関連事業について
令和5年10月10日	○「熊谷市高齢社会対策基本計画（各論部分・素案）」について確認 ・対象：関係各課
令和5年10月31日	●熊谷市高齢社会対策審議会（第2回） ・アンケート調査集計報告 ・計画の素案について
令和5年11月2日	○「現行計画掲載の各課関連事業の評価」について確認 ・対象：関係各課
令和5年11月28日	●熊谷市高齢社会対策審議会（第3回） ・計画素案掲載事業に対する評価及び修正について ・パブリックコメントについて
令和5年12月26日	○「熊谷市高齢社会対策基本計画（案）」について確認 ・対象：経営戦略会議委員
令和6年1月23日	○「熊谷市高齢社会対策基本計画（案）」について報告 ・対象：市議会全員協議会
令和6年1月24日～2月19日	○パブリックコメント実施
令和6年2月26日	●熊谷市高齢社会対策審議会（第4回） ・第3回会議以降の修正について ・パブリックコメントの結果について
令和6年3月	●市長に対し熊谷市高齢社会対策基本計画を答申 ○計画を市議会へ報告

熊谷市高齢社会対策審議会条例（平成 17 年条例第 144 号）

（設置）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、市長の諮問に応じ、本市の高齢社会対策基本計画の策定に関し、必要な事項を審議するため、熊谷市高齢社会対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第 2 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 学識経験を有する者
- （2） 市議会の議員
- （3） 関係団体、関係行政機関の代表者
- （4） 市民の代表

（委員の任期）

第 3 条 委員の任期は、計画の答申の日までとする。

（会長及び副会長）

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見聴取等）

第 6 条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴くこと又は資料の提出を求めることができる。

（守秘義務）

第 7 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（委任）

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

熊谷市高齢社会対策審議会委員名簿（敬称略）

区分 (条例第2条第2項)	委員氏名	役職名等
1号委員 ◎	芝田 英昭	立正大学 社会福祉学部特任教授
2号委員	腰塚 菜穂子	熊谷市議会議員
	山下 一男	熊谷市議会議員
3号委員 ○	西山 秀木	熊谷市医師会 副会長
	三橋 守泰	熊谷市歯科医師会 副会長
	富岡 伸夫	熊谷薬剤師会 副会長
	飯田 朋宏	埼玉県北部福祉事務所 所長
	大野 伸廣	熊谷市民生委員・児童委員協議会 副会長
	寺田 治子	熊谷市社会福祉協議会 副会長
	井口 宣子	熊谷市シルバー人材センター 監事
	中村 淳	埼玉県老人福祉施設協議会大里支部 特別養護老人ホーム立正たちばなホーム 施設長
4号委員	川田 雄一	熊谷市自治会連合会 副会長
	藤野 銀三	熊谷市長寿クラブ連合会 会長
	渡辺 和敏	公 募
	加藤 英明	公 募

◎印は会長、○印は副会長を示す。

第9期 介護保険事業計画（抜粋）

大里広域市町村圏組合

1 計画策定の背景と趣旨

高齢者介護を社会全体で支える介護保険制度は、施行後 25 年目を迎え、サービス利用は倍増するなど、我が国の高齢者介護に肝要な制度として定着しました。

その間、介護保険事業計画では、第5期より、認知症施策、医療との連携、高齢者の居住に係る施策との連携、生活支援サービスなどの地域包括ケアシステムの推進に取り組んできました。

しかし、令和7年には、いわゆる団塊の世代といわれる全ての方が75歳以上となることや、令和22年には、団塊ジュニア世代が高齢者となることを受け、高齢者福祉、介護予防の推進など、サービスの在り方も大きな変革期を迎えることとなります。

こうした状況を踏まえ、引き続き、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体化して提供する地域包括ケアシステムを推進し、重度な要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において自分らしい暮らしを人生の最後まで継続できるような取組が必要とされています。

また、今後の介護保険事業計画では、今まで行ってきた取組を発展させ、地域支援事業では、在宅医療・介護連携の推進及び認知症施策の推進、介護離職問題などに積極的に取り組むなど、組合及び市町が主体となり地域づくり、まちづくりを進めることが必要となります。

また、新型コロナウイルス感染拡大に伴う「新しい生活様式」の浸透により地域社会も変化しているため、これらの変化に対応できる新しい地域づくりが求められます。

組合においては、3年を1期とする「介護保険事業計画」を策定しており、令和5年度で、第8期介護保険事業計画の計画期間（令和3年度～令和5年度）が終了することから、これまでの施策の実施状況や効果を検証した上で、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年を見据えた、「地域包括ケアシステム」の深化、推進に向け、「第9期介護保険事業計画」（以下、「本計画」という。）を作成します。

2 国が示す基本指針の主な内容

国が示す「第9期介護保険事業計画の基本指針（大臣告示）」においては、主に以下の事項について記載の充実が図られています。

1 介護サービス基盤の計画的な整備

- ①中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性
- ②医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化
- ③サービス提供事業者を含め、地域の関係者とサービス基盤の整備の在り方を議論することの重要性
- ④居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性
- ⑤居宅要介護者の在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- ⑥居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実について

2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- ①総合事業の充実化、第9期計画に集中的に取り組む重要性
- ②地域リハビリテーション支援体制の構築の推進
- ③認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組
- ④地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備等
- ⑤重層的支援体制整備事業などによる障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進
- ⑥認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進
- ⑦高齢者虐待防止の一層の推進
- ⑧介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進
- ⑨地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性
- ⑩介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報基盤を整備
- ⑪地域包括ケアシステムの構築状況を点検し、結果を第9期計画に反映。国の支援として点検ツールを提供
- ⑫保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めるための評価指標等の見直しを踏まえた取組の充実
- ⑬給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化、介護給付費の不合理な地域差の改善と給付適正化の一体的な推進

3 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

- ①ケアマネジメントの質の向上及び人材確保
- ②ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進
- ③外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備
- ④介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性
- ⑤介護の経営の協働化・大規模化により、サービスの品質を担保しつつ、人材や資源を有効に活用
- ⑥文書負担軽減に向けた具体的な取組（標準様式例の使用の基本原則化、「電子申請・届出システム」利用の原則化）
- ⑦財務状況等の見える化
- ⑧介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組の推進

出典：社会保障審議会 介護保険部会資料より（令和5年7月10日、第107回）

本組合における第9期介護保険事業計画においては、主に以下の項目について取り組めます。

- ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズ調査結果を参考に地域の実情に応じた事業の実施（1-①）
- ・在宅医療・介護連携の更なる強化とACPの普及啓発の実施（1-②）
- ・地域密着型サービス等事業者の指定及び適正な事業実施のための運営指導・集団指導の実施（1-⑤）
- ・介護予防・生活支援サービス（訪問介護・通所介護）及び多様なサービス（訪問型サービスC）の実施（2-①）
- ・一般介護予防を中心とした地域支援事業の充実、強化（2-②）
- ・認知症高齢者及び家族介護者（ケアラー等）支援の強化（2-③）
- ・地域包括支援センターとの更なる連携強化及び研修会などの実施（2-④）
- ・生活支援（第2層）コーディネーター及び認知症地域支援推進員の配置の継続（2-④）
- ・認知症サポーター養成講座の実施（2-⑥）
- ・認知症の早期発見及び本人、家族などへの支援、関係機関との連携強化（2-⑥）
- ・介護支援専門員などに対する研修会及び地域ケア会議などの実施（3-①）
- ・ケアプランデータ連携システムの推進（3-④）
- ・電子申請・届出システムを導入し介護事業所の事務負担の軽減化（3-⑥）
- ・認定業務の電子化の推進（3-⑧）

3 日常生活圏域の状況

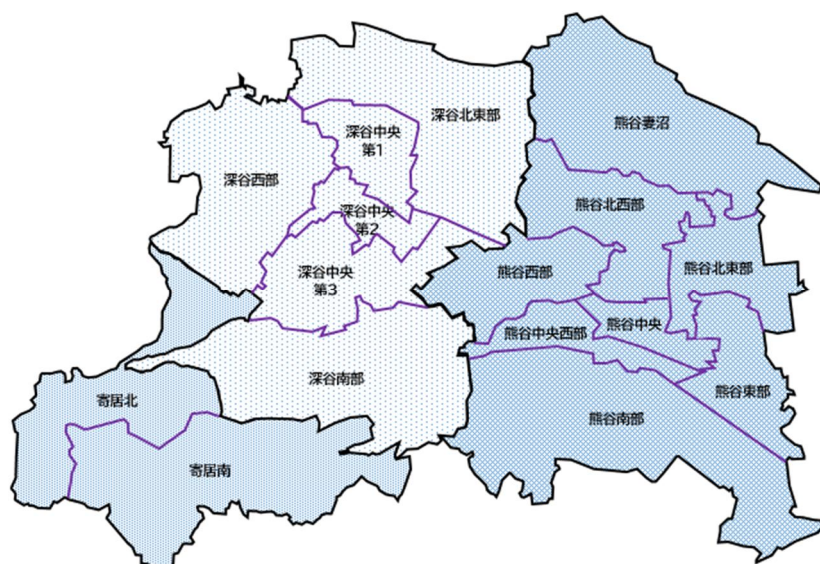
(1) 日常生活圏域の設定

組合の地域性や諸条件に基づき、本計画期間は引き続き16の日常生活圏域に区分します。
(深谷市圏域で一部見直しがあります。)

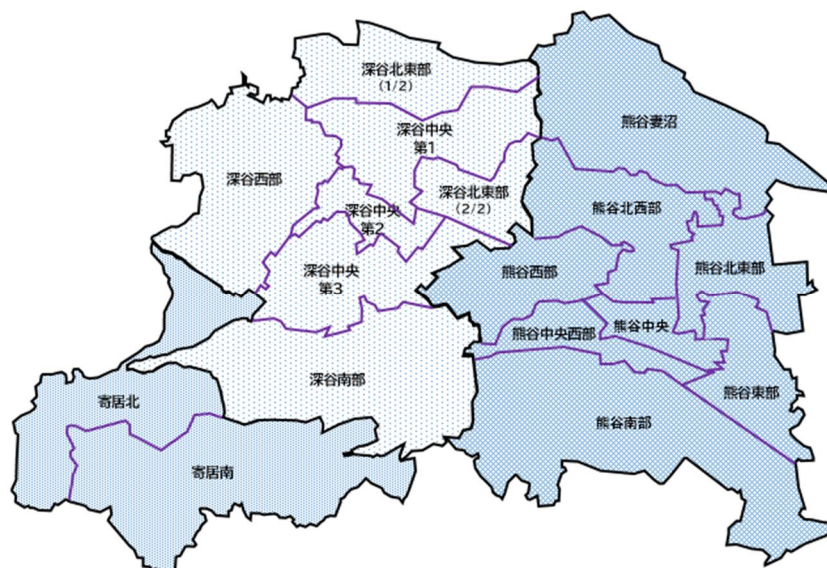
本計画では、日常生活圏域毎に高齢者、世帯、認定者の状況、サービスの利用及び施設の整備状況を整理した上で、地域密着型サービスをはじめとする介護保険サービスの提供体制の確保について方向性を定めています。

■日常生活圏域 区域図

令和7年3月31日までの区域



令和7年4月1日からの区域



■日常生活圏域の設定

圏域名	住所区分
熊谷妻沼	妻沼、妻沼中央、妻沼東 1 丁目～5 丁目、弥藤吾、男沼、出来島、間々田、妻沼小島、妻沼台、妻沼西 1 丁目～2 丁目、飯塚、市ノ坪、上江袋、道ヶ谷戸、永井太田、原井、八木田、江波、上須戸、上根、善ヶ島、田島、西城、西野、八ツ口、大野、葛和田、俵瀬、日向、弁財
熊谷北西部	柿沼、代、新島、原島、上奈良、四方寺、下奈良、中奈良、奈良新田、下増田、西別府、東別府、別府 1 丁目～5 丁目
熊谷西部	久保島、高柳、新堀、玉井、玉井 1 丁目～5 丁目、玉井南 1 丁目～3 丁目、拾六間、新堀新田、御稜威ヶ原、三ヶ尻、美土里町 1 丁目～3 丁目、籠原南 1 丁目～3 丁目
熊谷北東部	箱田、箱田 1 丁目～7 丁目、肥塚、肥塚 1 丁目～4 丁目、上川上、上之の一部、中西 1 丁目～2 丁目、中西 3 丁目の一部、中西 4 丁目の一部、今井、大塚、小曾根、上中条、池上、下川上、中央 1 丁目～5 丁目
熊谷中央西部	赤城町 1 丁目～3 丁目、月見町 1 丁目～2 丁目、伊勢町、榎町、見晴町、宮本町、曙町 1 丁目～5 丁目、河原町 1 丁目～2 丁目、桜木町 1 丁目～2 丁目、万平町 1 丁目～2 丁目、宮前町 1 丁目～2 丁目、大麻生、川原明戸、小島、広瀬、武体、瀬南
熊谷中央	仲町、本町 1 丁目～2 丁目、鎌倉町、星川 1 丁目～2 丁目、弥生 1 丁目～2 丁目、宮町 1 丁目～2 丁目、未広 1 丁目～3 丁目、未広 4 丁目の一部、筑波 1 丁目～3 丁目、銀座 1 丁目～7 丁目、本石 1 丁目～2 丁目、石原、石原 1 丁目～3 丁目、平戸の一部、円光 1 丁目～2 丁目、大原 1 丁目～4 丁目、桜町 1 丁目～2 丁目
熊谷東部	未広 4 丁目の一部、上之の一部、中西 3 丁目の一部、中西 4 丁目の一部、佐谷田、戸出、問屋町 1 丁目～4 丁目、平戸の一部、太井、久下、久下 1 丁目～4 丁目
熊谷南部	平塚新田、万吉、村岡、楊井、上恩田、吉所敷、屈戸、小泉、下恩田、高本、津田新田、手島、中恩田、中曾根、沼黒、相上、青山、小八林、玉作、津田、船木台 1 丁目～5 丁目、箕輪、向谷、押切、上新田、成沢、樋春、御正新田、三本、江南中央 1 丁目～3 丁目、板井、小江川、塩、柴、須賀広、千代、野原
深谷西部	岡、普濟寺、岡部、岡里、榛沢、後榛沢、山崎、榛沢新田、沓掛、西田、本郷、今泉、針ヶ谷、山河、櫛挽、岡 1 丁目～2 丁目
深谷中央第 1	深谷、深谷町、仲町、本住町、稻荷町 1 丁目～3 丁目、稻荷町北、田所町、天神町、西島、西島町 1 丁目～3 丁目、西島 4 丁目～5 丁目、緑ヶ丘、田谷、東大沼、栄町、西大沼、曲田、伊勢方、寿町、上敷免、高畑、内ヶ島、矢島、大塚島、起会、谷之、戸森、明戸、宮ヶ谷戸、上増田、蓮沼、藤野木、堀米、江原、石塚、沼尻、新井、前小屋 (R7.4.1 から)
深谷北東部	東方の一部、原郷、常盤町、国濟寺、東方町 1 丁目～5 丁目、国濟寺町、本田ヶ谷、幡羅町 1 丁目、血洗島、南阿賀野、北阿賀野、横瀬、町田、上手計、下手計、大塚、中瀬、新戒、高島、成塚、明戸、宮ヶ谷戸、上増田、蓮沼、藤野木、堀米、江原、石塚、沼尻、新井、前小屋 (R7.3.31 まで)
深谷中央 2	萱場、見晴町、宿根、上野台の一部、桜ヶ丘、秋元町、上柴町西 1 丁目～7 丁目
深谷中央 3	人見、柏合、榎合、櫛引、大谷、境、折之口、上野台の一部、上柴町東 1 丁目～7 丁目、東方の一部
深谷南部	本田、畠山、上原、田中、長在家、菅沼、武川、瀬山、川本明戸、白草台、武蔵野、小前田、荒川、黒田、永田、北根、緑台、花園
寄居北	寄居、藤田、末野、金尾、風布、桜沢、用土
寄居南	折原、立原、秋山、三品、西ノ入、鉢形、露梨子、三ヶ山、保田原、小園、富田、赤浜、牟礼、今市、鷹巣、西古里

*「深谷北東部圏域」の「明戸、宮ヶ谷戸、上増田、蓮沼、藤野木、堀米、江原、石塚、沼尻、新井、前小屋」は、令和 7 年 4 月 1 日から「深谷中央第 1 圏域」に変更となります。

(2) 地域包括支援センターについて

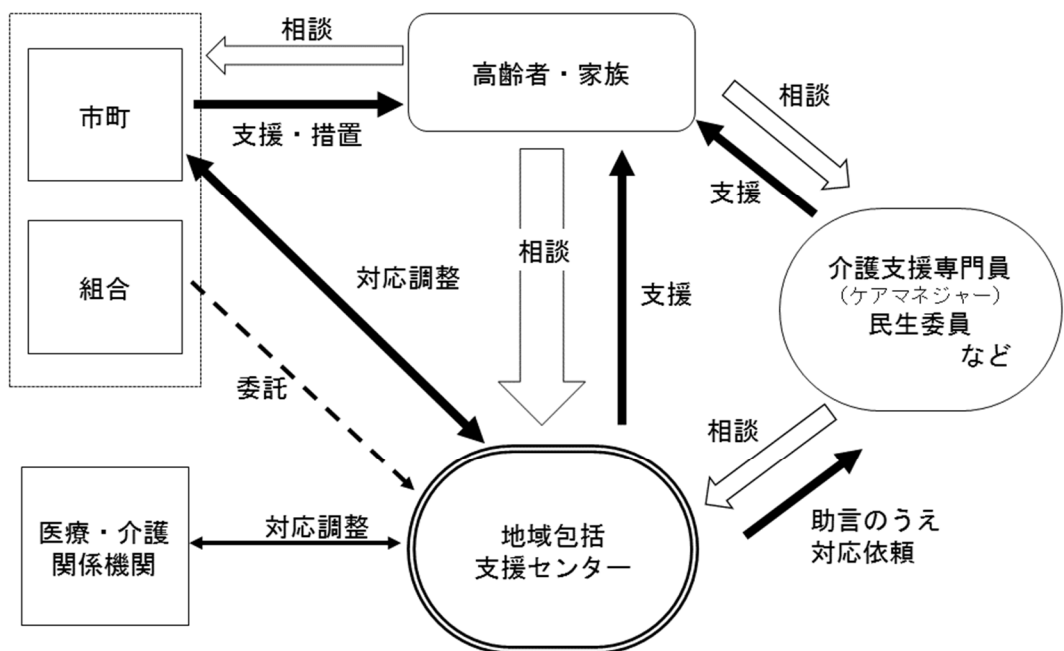
地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、包括的・継続的な支援を行う地域包括ケアを実現するための中核施設となるものであり、組合では平成 28 年度から日常生活圏域毎に 16 箇所の地域包括支援センターを整備しています。

地域包括支援センターは、組合から委託を受けた社会福祉法人などが運営しており、厚生労働省が定める職員配置基準に沿って保健師（または経験のある看護師）、社会福祉士、主任介護支援専門員の三職種を配置するほか、令和 4 年度からは地域の高齢者の社会参加を促進するための第 2 層生活支援コーディネーター及び、認知症の方やその家族を支援するための認知症地域支援推進員を配置しています。

地域包括支援センターの業務は、「高齢者や家族に対する総合相談支援業務」、「高齢者に対する虐待防止等の権利擁護業務」、「包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」、「介護予防ケアマネジメント事業」が主なもので、その他に「介護予防支援事業（要支援者の介護予防計画作成）」を行っています。

今後、さらに高齢化の進展が見込まれるとともに、複雑化、複合化した支援ニーズに対応するため、その役割はますます重要なものとなっています。高齢者が安心して地域で暮らしていけるよう、組合、市町及び地域包括支援センターの連携強化を図りながら、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け取り組んでいきます。

■地域包括支援センター連携図



(3) 日常生活圏域の状況

■日常生活圏域人口、高齢者数及び高齢化率等（令和5年7月1日現在）

項目 \ 圏域	熊谷市							
	熊谷妻沼	熊谷北西部	熊谷西部	熊谷北東部	熊谷中央西部	熊谷中央	熊谷東部	熊谷南部
人口（人）	23,241	22,744	34,420	18,932	18,595	27,243	21,965	25,840
高齢者数（人）	8,645	7,164	8,502	6,245	5,300	7,678	6,509	8,446
高齢化率	37.2%	31.5%	24.7%	33.0%	28.5%	28.2%	29.6%	32.7%
高齢者を含む世帯の割合 （対世帯数比）	55.9%	48.7%	36.8%	49.8%	40.9%	41.1%	45.0%	49.3%
うち 高齢者のみ世帯の割合	16.5%	15.0%	10.4%	14.9%	10.6%	10.7%	13.5%	14.0%
うち高齢独居世帯の 割合	17.6%	17.1%	13.5%	17.1%	17.4%	17.4%	15.8%	17.4%
認定率 （対高齢者数比）	18.5%	19.3%	20.5%	20.4%	21.8%	22.2%	19.1%	18.2%
軽度認定率 （※1）	13.0%	13.6%	14.3%	13.7%	15.4%	16.1%	13.9%	12.0%
重度認定率 （※2）	5.4%	5.7%	6.2%	6.6%	6.5%	6.1%	5.2%	6.3%
施設入所者の割合 （対認定者数比）	17.9%	15.1%	13.8%	17.2%	14.9%	11.5%	11.0%	20.1%
居宅サービス利用者の割合 （対認定者数比）	52.7%	55.3%	57.1%	52.4%	55.1%	56.2%	56.1%	50.7%

（※1）要支援1～要介護2の対高齢者数比

（※2）要介護3～要介護5の対高齢者数比

項目 \ 圏域	深谷市						寄居町	
	深谷西部	深谷中央第1	深谷北東部	深谷中央第2	深谷中央第3	深谷南部	寄居北	寄居南
人口（人）	18,056	20,174	31,422	27,165	19,642	24,926	15,445	16,664
高齢者数（人）	5,709	6,295	9,146	7,550	6,063	7,836	5,209	5,992
高齢化率	31.6%	31.2%	29.1%	27.8%	30.9%	31.4%	33.7%	36.0%
高齢者を含む世帯の割合 （対世帯数比）	50.4%	47.5%	46.4%	41.4%	48.4%	50.4%	50.1%	54.0%
うち 高齢者のみ世帯の割合	14.3%	13.0%	12.8%	12.1%	13.6%	13.2%	12.8%	15.9%
うち高齢独居世帯の 割合	15.7%	17.3%	15.5%	14.9%	16.7%	17.1%	18.9%	18.4%
認定率 （対高齢者数比）	18.4%	22.0%	19.9%	19.2%	17.8%	19.7%	21.0%	18.1%
軽度認定率 （※1）	12.1%	16.1%	13.9%	13.9%	11.9%	13.1%	14.2%	12.8%
重度認定率 （※2）	6.3%	5.9%	6.0%	5.3%	5.9%	6.5%	6.8%	5.3%
施設入所者の割合 （対認定者数比）	19.2%	12.6%	16.2%	12.2%	19.3%	21.0%	14.9%	12.5%
居宅サービス利用者の割合 （対認定者数比）	51.1%	55.0%	53.0%	52.8%	55.4%	52.6%	52.2%	58.0%

資料：組合介護保険課データ

■圏域内に立地する介護保険事業所等（令和5年12月現在）

単位：施設/事業所

圏域 事業所等	熊谷市								深谷市					寄居町		
	熊谷妻沼	熊谷北西部	熊谷西部	熊谷北東部	熊谷中央西部	熊谷中央	熊谷東部	熊谷南部	深谷西部	深谷中央第1	深谷北東部	深谷中央第2	深谷中央第3	深谷南部	寄居北	寄居南
介護老人福祉施設	2	1	3	2	1		1	3	3		5		2	4	2	1
介護老人保健施設	1		1	1		1		1			1		3		1	1
特定施設入居者生活介護			2		1	3	1	1	1	1	2	1	1		2	
住宅型有料老人ホーム	5	3	2	1	1	1	1	2	4	2	2	3	4	10	3	4
サービス付き高齢者向け住宅	3	3	2	1	2		2	5	3	2	3	3	7	7	3	4
訪問介護	6	5	10	2	2	5	5	5	5	5	1	5	8	9	4	5
訪問入浴介護		1	2	1	2				1				1	1		
訪問看護	2	1	3	2	3	4	2	1	2	5	4	7	4	4	2	2
訪問リハビリテーション			1	1		1							1			1
通所介護	10	8	6	3	8	2	6	7	12	6	10	5	17	15	7	9
通所リハビリテーション	2		1	1		1	1	1			2	1	2		1	1
短期入所生活介護	3	1	5	2	4		2	4	5		6		3	5	2	1
短期入所療養介護	1		1	1		1		1			1		2		1	1
認知症対応型共同生活介護	4	① ※1	2	1	1	1	1	3	1	3	5	1	1	2	2	2
居宅介護支援	5	7	9	7	6	10	7	10	6	6	12	8	11	9	6	8
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			1													
認知症対応型通所介護				1			1		1			1				1
小規模多機能型居宅介護	2	① ※1	1	1	1		1	1		1	① ※2	1	1	1		1
定期巡回・随時対応型訪問介護看護					1		1						① ※3			1
看護小規模多機能型居宅介護												1				
地域密着型通所介護		4	4	2	1		5	5	5	5	7	9	2	6	4	2
福祉用具貸与	1	2	8	2	2	3	1			2	2	2	1	2	1	1
特定福祉用具販売	1	2	7	2	2	2	1			1	2	2	1	2	1	1

*介護医療院及び地域密着型特定施設入居者生活介護は、圏域内の施設・事業所がありません。また、休止中の事業所は除いています。

※1：令和6年4月開設予定 ※2：令和7年3月開設予定 ※3：令和6年10月開設予定

4 介護保険サービスの見込み

(1) 居宅・介護予防サービス

可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、要介護者(要支援者)の日常生活を支援するなど、心身機能の維持回復、社会的孤立感の解消のほか、家族の介護負担軽減などを図るためのサービスです。

居宅サービスには、訪問介護(ホームヘルプサービス)、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売があります。

居宅サービスは、居宅療養管理指導などの一部のサービスを除き、要介護度ごとに1か月当たりの利用限度額が決められています。

また、これらとは別に住宅改修費の支給制度もあります。

① 訪問介護(ホームヘルプサービス)

介護福祉士や訪問介護員(ホームヘルパー)が家庭を訪問し、要介護者に、食事・排泄・入浴などの介護(身体介護)や、掃除・洗濯・買い物・調理などの生活の支援(生活援助)をします。また、通院などを目的とした乗車・移送・降車の介助サービスを提供する事業所もあります。

② 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

看護師や介護職員が移動入浴車などで家庭を訪問して、持参した浴槽で入浴の介護を行い、要介護者(要支援者)の身体の清潔の保持、心身機能の維持回復などを図ります。

③ 訪問看護・介護予防訪問看護

病状が安定期にある要介護者(要支援者)について、訪問看護ステーションや病院、診療所の看護師などが家庭を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。サービス提供は主治医との密接な連携及び指示のもとに行い、療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図ります。

④ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などが家庭を訪問して、要介護者(要支援者)の心身機能の維持回復を図るとともに、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行います。

⑤ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

通院が困難な要介護者(要支援者)について、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養

養士などが家庭を訪問し、心身の状況、置かれている環境などを把握して、療養上の管理や指導を行い、療養生活の質の向上を図ります。

⑥ 通所介護

デイサービスセンターなどへの通所により、食事・排泄・入浴などの介護その他の日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練及び口腔機能向上サービスなどを日帰りで提供し、心身機能の維持回復とともに、社会的孤立感の解消や家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

⑦ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設、病院、診療所などへの通所により、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練及び口腔機能向上サービスなどを日帰りで提供します。心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。

⑧ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設などに短期間入所し、当該施設において、食事・排泄・入浴などの介護その他の日常生活上の介護や支援、機能訓練などを提供します。心身機能の維持回復、社会的孤立感の解消のほか、家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

⑨ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設や介護医療院などに短期間入所し、医学的管理下において、介護・看護、機能訓練その他の必要な医療及び日常生活上の介護や支援を提供し、療養生活の質の向上とともに、家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

⑩ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

介護保険法に基づく指定を受けた有料老人ホームや軽費老人ホームなどに入居している要介護者(要支援者)について、特定施設サービス計画(ケアプラン)に基づき、食事・排泄・入浴などの介護、生活などに関する相談、助言、機能訓練、療養上の支援を行います。

⑪ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

要介護者(要支援者)の心身の状況や希望、生活環境をふまえ、指定を受けた事業者が適切な福祉用具の選定援助・取付け・調整などを行い貸与することで、日常生活上の便宜を図り、機能訓練に資するとともに、家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

対象となる福祉用具は、工事を伴わない手すり・スロープ、歩行器、歩行補助つえ、車いす、

車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排泄処理装置です。

⑫ 特定福祉用具・特定介護予防福祉用具購入

要介護者(要支援者)の心身の状況や希望、生活環境をふまえ、指定を受けた事業者が、適切な特定福祉用具の選定援助・取付け・調整などを行い販売することで、日常生活上の便宜を図り、機能訓練に資するとともに、家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

対象となる福祉用具は、腰掛便座、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分、自動排泄処理装置の交換部品、排泄予測支援機器です。

⑬ 住宅改修・介護予防住宅改修

在宅の要介護者(要支援者)が生活しやすいように、自宅の設備を整えるため、手すりの取付けや段差の解消などに要した費用のうち、20万円を上限として住宅改修費を支給します。

⑭ 居宅介護支援・介護予防支援

要介護者(要支援者)の居宅サービスの適切な利用が可能となるよう、要介護者(要支援者)の心身の状況、置かれている環境、意向などを勘案して、介護支援専門員(ケアマネジャー)が、居宅サービス計画(ケアプラン)の作成や当該ケアプランに基づく居宅サービスの提供を確保するためのサービス事業者との連絡調整や介護保険施設に入所を希望する場合の施設への紹介などを行います。

また、特定のサービスや事業所に偏ることがないよう公正中立に行うこととされています。

(2) 施設サービス

様々な事情で在宅での生活が困難な方に対して、次の施設でサービスが提供されています。

① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護を必要とし、家庭での生活が困難な要介護者が入所する施設で、食事・排泄・入浴などの介護その他の日常生活上の支援や機能訓練、健康管理及び療養上の介護や支援を行います。

なお、今後も「介護離職ゼロ」及び「地域医療構想の実現」に向けて、需要の伸びに応じた安定的なサービス提供が図れるよう市町や関係機関と連携を密にしていきます。

■介護老人福祉施設介護度別入所者の推計

事業		実績		見込	計画			推計		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
入所者数	人/月	1,956	1,953	1,977	2,059	2,120	2,130	2,342	2,477	2,566
要介護1	人/月	24	17	15	15	16	16	16	17	18
要介護2	人/月	84	68	62	64	65	65	68	70	72
要介護3	人/月	549	532	519	530	544	545	627	644	675
要介護4	人/月	769	787	812	846	870	875	951	981	1009
要介護5	人/月	530	549	569	604	625	629	680	765	792

資料：見える化システム

■介護老人福祉施設の現状と整備予定

施設・定員数	現状	整備予定		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設数（箇所）	29	0	0	0
熊谷市	14	0	0	0
深谷市	12	0	0	0
寄居町	3	0	0	0
定員数（人）	2,253	35	66	0
熊谷市	1,210	30	0	0
深谷市	894	0	60	0
寄居町	149	5	6	0

② 介護老人保健施設

在宅復帰を目指す方などで、病状が安定し、リハビリテーションを中心とする医療ケアと介護を必要とする場合に入所する施設で、要介護者に、看護、医学的管理下での介護、機能訓練その他必要な医療及び日常生活上の介護や支援を行います。

③ 介護医療院

比較的長期にわたって療養を必要とする場合に入所する施設で、可能な限り自立した日常生活を送れるよう、要介護者に、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護、機能訓練などの必要な医療及び日常生活に必要な支援を行います。

また、入所者の意識や人格を尊重し、常に入所者の立場に立って支援を行います。

(3) 地域密着型サービス

住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう身近な生活圏内において提供される、地域に密着したサービスで、具体的なサービスの種類は次のとおりです。

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

要介護者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回と随時の対応を行うサービスです。

【サービス確保の方向】

事業者の動向や利用者ニーズの把握に努め、出来るだけ身近な場所でサービス提供が受けられるよう、公募により整備を行いサービス提供体制の確保に努めます。整備を行う日常生活圏域は以下のとおりです。

- ・熊谷市 6圏域

{	熊谷妻沼、熊谷北西部、熊谷西部
	熊谷北東部、熊谷中央、熊谷南部

 に2施設
- ・深谷市 全圏域（深谷市内）に1施設
- ・寄居町 1圏域（寄居北）に1施設

② 夜間対応型訪問介護

夜間等の時間帯に、定期的な巡回又は緊急時などに訪問介護を提供するサービスです。
なお、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を指定しているため、当計画では「夜間対応型訪問介護」の指定はせず、サービス利用も見込みません。

③ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症の方を対象に通所介護サービスを提供します。

【サービス確保の方向】

事業者の動向や利用者ニーズの把握に努め、未整備の日常生活圏域においてサービス提供体制の確保に努めます。

④ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心に、利用者の状況に応じて、訪問や宿泊を組み合わせた介護サービスを提供します。

【サービス確保の方向】

事業者の動向や利用者ニーズの把握に努め、出来るだけ身近な場所でサービス提供が受けられるよう、公募により整備を行いサービス提供体制の確保に努めます。整備を行う日常生活圏域は以下のとおりです。

- ・熊谷市 1 圏域（熊谷中央）に1 施設
- ・深谷市 全圏域（深谷市内）に1 施設
- ・寄居町 1 圏域（寄居北）に1 施設

⑤ 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の状態にある要支援2 から要介護5 までの認定者について、グループホームに入所し、家庭的な環境と地元住民との交流のもとで、食事・排泄・入浴などの介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受けるサービスです。

【サービス確保の方向】

未整備の圏域はなく、現在の利用状況を勘案し、新たな施設整備による当サービスの利用は見込みません。

⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員29人以下の介護専用の有料老人ホームなどで、特定施設サービス計画（ケアプラン）に基づき、食事・排泄・入浴などの介護その他の日常生活上の介護や支援、機能訓練及び療養上の介護や支援を行います。

【サービス確保の方向】

当サービスは、小規模（定員 29 人以下）な特定施設入居者に対するサービスですが、現在、指定はありません。通常規模（定員 30 人以上）の施設整備状況を勘案し、新たな整備による当サービスの利用は見込みません。

⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、食事・排泄・入浴などの介護その他の日常生活上の介護や支援、機能訓練、健康管理及び療養上の介護や支援を行います。

【サービス確保の方向】

当サービスは、小規模（定員 29 人以下）な介護老人福祉施設入所者に対するサービスですが、定員 30 人以上の広域型介護老人福祉施設の整備が予定されていることから、新たな施設整備による当サービスの利用は見込みません。

⑧ 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせ提供するサービスです。利用者は、医療ニーズに対応した小規模多機能型サービスを柔軟に受けられます。また、サービス提供事業者にとっても、柔軟な人員配置が可能になり、ケア体制が構築しやすくなります。

【サービス確保の方向】

事業者の動向や利用者ニーズの把握に努め、出来るだけ身近な場所でサービス提供が受けられるよう、公募または小規模多機能型居宅介護からの転換により整備を行いサービス提供体制の確保に努めます。整備を行う日常生活圏域は以下のとおりです。

- ・熊谷市 3 圏域（熊谷妻沼、熊谷北西部、熊谷西部）に 2 施設
3 圏域（熊谷北東部、熊谷中央西部、熊谷中央）に 2 施設
1 圏域（熊谷南部）に 1 施設
- ・深谷市 全圏域（深谷市内）に 1 施設
- ・寄居町 全圏域（寄居町内）に 1 施設

⑨ 地域密着型通所介護

定員18人以下の小規模な通所介護施設で、要介護者に対して、通所介護サービスを提供します。

【サービス確保の方向】

通常規模（定員 19 人以上）の施設整備状況を勘案し、新たな整備による当サービスの利用は見込みません。

5 地域支援事業

地域支援事業は、地域で生活する高齢者が要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも、可能な限り、社会に参加しつつ、住み慣れた地域でできるだけ自立した生活が送れるよう支援することを目的としています。

また、令和5年6月に公布された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の基本理念に基づき、認知症施策の推進を図ります。

地域支援事業は、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」の3つに分かれています。

地域支援事業は、熊谷・深谷・寄居介護保険事務所がそれぞれ地域の実情に合わせ、企画・立案し、事業を実施しています。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

「介護予防・日常生活支援総合事業」は、これまで全国一律の予防給付として提供されていた介護予防訪問介護（ホームヘルプ）・介護予防通所介護（デイサービス）を、市町村が取り組む地域支援事業に段階的に移行し、多様なサービスを提供できるようにするものです。要支援者、介護予防・生活支援サービス事業対象者（基本チェックリストを用いた簡易な形で要支援者に相当する状態などと判断された者）を対象とする「介護予防・生活支援サービス事業」と、すべての高齢者を対象とする「一般介護予防事業」があります。

① 介護予防・生活支援サービス事業

要支援者などに対して、従来の専門的なサービスに加え、住民、NPO法人などの多様な主体によるサービスなどを提供することにより、介護予防を推進し、地域での自立した生活の支援へつなげます。

①-1 訪問型サービス

要支援者などの居宅を訪問し、食事や入浴の介助、掃除、洗濯などのサービスを提供します。

【実績と見込み】

■訪問介護相当サービスの実施状況と見込み

単位：件

事業	実績		見込	計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問介護相当サービス	7,186	6,882	7,200	8,400	8,480	8,560

■訪問型サービスCの実施状況と見込み

単位：人

事業	実績		見込	計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問型サービスC	13	5	9	52	63	74
熊谷市	3	2	2	25	30	35
深谷市	9	1	6	18	24	30
寄居町	1	2	1	9	9	9

【取組と目標】

訪問型サービスについては、従来の介護予防訪問介護に相当するサービスや専門職により支援される訪問型サービスC（短期集中予防サービス）を実施します。

①-2 通所型サービス

要支援者などを対象に、日常生活上の支援や生活行為向上のための支援を行います。

【実績と見込み】

■通所介護相当サービスの実施状況と見込み

単位：件

事業	実績		見込	計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
通所介護相当サービス	18,027	17,764	18,500	22,000	22,200	22,400

【取組と目標】

通所型サービスについては、従来の介護予防通所介護に相当するサービスを実施します。

①-3 介護予防ケアマネジメント

要支援者などに対し、総合事業によるサービスなどが適切に提供され自立支援につながるようケアマネジメントを行います。

【実績と見込み】

■介護予防ケアマネジメントの実施状況と見込み

単位：件

事業	実績		見込	計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防ケアマネジメント	15,535	14,909	15,600	16,700	16,900	17,000

【取組と目標】

自立支援に向け地域ケア会議なども有効に活用しながら、効果的な実施を図ります。

②一般介護予防事業

高齢者を年齢や心身の状況などによって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、要介護状態になっても、生きがい・役割を持って生活できる地域づくりを進めます。

②-1 介護予防普及啓発事業

介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するためのパンフレットなどの作成及び配布や、有識者による講演会の開催、専門職による介護予防教室を開催します。

【実績と見込み】

■介護予防普及啓発事業の実施状況と見込み

事業		実績		見込	計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
熊谷市	介護予防教室等 開催回数	4	59	140	335	360	385
	同 参加人数	50	492	1,200	2,750	3,000	3,250
深谷市	介護予防教室等 開催回数	36	107	81	82	82	82
	同 参加人数	412	2,095	1,951	2,280	2,280	2,280
寄居町	介護予防教室等 開催回数	7	18	28	147	147	147
	同 参加人数	59	210	540	3,975	3,975	3,975
(計) 組合	介護予防教室等 開催回数	47	184	249	564	589	614
	同 参加人数	521	2,797	3,691	9,005	9,255	9,505

【取組と目標】

介護予防に関する知識を普及啓発させる講演会などを通じて、高齢者が要介護状態にならないよう、普及・啓発に努めます。

②-2 地域介護予防活動支援事業

住民主体の通いの場などの活動充実に向け、介護予防に関するボランティアなどの人材育成研修や、介護予防に資する多様な地域活動組織の育成及び支援を行います。

【実績と見込み】

■地域介護予防活動支援事業の実施状況と見込み

事業		実績		見込	計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
熊谷市	サポーター養成研修開催回数	25	28	24	16	16	16
	通いの場活動箇所数	44	54	64	70	75	80
深谷市	サポーター養成研修開催回数	12	12	12	12	12	12
	通いの場活動箇所数	26	32	44	50	56	62
寄居町	サポーター養成研修開催回数	0	1	3	6	6	6
	通いの場活動箇所数	10	10	12	13	16	19
組合(計)	サポーター養成研修開催回数	37	41	39	34	34	34
	通いの場活動箇所数	80	96	120	133	147	161

【取組と目標】

身近な場所で、住民同士が健康づくりを効果的に行えるようにするため、介護予防に資する住民主体の通いの場の立ち上げ及び継続を支援します。

また、リハビリテーション専門職の支援を受け、介護予防サポーターの養成研修を行います。

②-3 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組を機能強化するため、リハビリテーション専門職が地域包括支援センターと連携して、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民主体の通いの場などにおける技術的助言やケアマネジメント支援を行います。

【実績と見込み】

■地域リハビリテーション活動支援事業（専門職の派遣）の実施状況と見込み

単位：件

事業		実績		見込	計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
熊谷市	通いの場派遣支援	19	26	35	165	185	195
	訪問派遣支援	1	9	5	60	60	60
深谷市	通いの場派遣支援	0	0	19	50	56	62
	訪問派遣支援	0	4	44	72	72	72
寄居町	通いの場派遣支援	0	7	9	50	56	62
	訪問派遣支援	0	0	1	30	30	30
(計) 組合	通いの場派遣支援	19	33	63	265	297	319
	訪問派遣支援	1	13	50	162	162	162

【取組と目標】

リハビリテーション専門職の関与を促進し、住民が介護予防に関する技術的助言を受けられる機会を設けます。

また、地域ケア会議などへリハビリテーション専門職の派遣を行い、自立支援に資する取組を推進します。

②-4 介護予防把握事業

民生委員など地域住民からの情報提供による把握など、地域の実情に応じて効果的、効率的に収集した情報を活用して、閉じこもりなどの何らかの支援を必要とする者を早期に把握し、介護予防活動につなげられるよう市町と地域包括支援センターが連携して取り組みます。

(2) 包括的支援事業

包括的支援事業は、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助、支援を行うことにより、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として実施する事業です。包括的支援事業は、地域包括支援センターと市町が組合と緊密な連携を図りながら実施します。

ア 総合相談支援業務

地域住民から介護や健康、福祉、医療など様々な相談を受けつけ、的確な状況把握を行い、地域における適切な保健・医療・福祉サービスの利用につなげるなど、高齢者や家族の支援を行います。

地域の高齢者に対し、介護保険サービスにとどまらない様々な形での支援を可能とするため、次の業務を行います。

- ① 地域における様々な関係者とのネットワーク構築
- ② ネットワークを通じた高齢者の心身の状況や家庭環境などについての実態把握
- ③ サービスに関する情報提供などの初期相談対応や継続的・専門的な相談支援（支援方針に基づく様々なサービスや制度などの利用へのつなぎ）

【実績と見込み】

■総合相談支援業務の実施状況と見込み

単位：件

市 町	実績		見込	計画		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
熊谷市	8,417	9,020	10,700	11,000	11,700	12,400
深谷市	4,842	5,217	4,900	5,200	5,500	5,800
寄居町	3,341	2,777	2,600	2,800	3,000	3,200
組合（計）	16,600	17,014	18,200	19,000	20,200	21,400

【取組と目標】

地域包括支援センターは、市町との連携を図りながら自治会などの地域関係者、関係機関（民生委員・医療機関・警察など）との協力体制を確立します。

なお、ニーズ調査の結果から、地域包括支援センターの役割が、未だ十分に周知されているとはいえない状況があります。地域包括支援センターの役割について、広く地域住民への周知を図ります。

イ 権利擁護業務

地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できないなどの困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活ができるよう高齢者の権利擁護において必要なサービスや関係機関につ

なぐなどの支援を行います。特に、権利擁護の観点から支援が必要と判断した場合には、次の取組に努めます。

- ① 成年後見制度の活用促進
- ② 老人福祉施設などへの措置の支援
- ③ 高齢者虐待への対応
- ④ 困難事例への対応
- ⑤ 消費者被害の防止

【実績と見込み】

■権利擁護相談の実施状況と見込み

単位：件

市 町	実績		見込	計画		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
熊谷市	233	239	470	480	490	500
深谷市	303	240	320	330	340	350
寄居町	113	137	180	190	200	210
組合（計）	649	616	970	1,000	1,030	1,060

【取組と目標】

地域包括支援センターは、措置などの法的実施責任を有する市町の指導を仰ぎ、市町と連携を図りながら関係機関（民生委員・医療機関・警察など）との協力体制の確立・強化に努めます。

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（地域ケア会議の実施を含む）

在宅・施設を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、主治医、介護支援専門員などとの多職種協働や地域の関係機関などと連携し、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援などを行います。

また、専門職をはじめ地域の多様な関係者により構成される地域ケア会議を実施し、地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援などを推進します。

業務内容は、次の5項目です。

- ① 地域の連携・協力体制を整備し、包括的・継続的なケア体制を構築
- ② 地域における介護支援専門員のネットワークの活用
- ③ 介護支援専門員の日常的業務の個別指導、相談対応、情報提供など
- ④ 介護支援専門員が抱える支援困難事例などへの助言・指導
- ⑤ 地域ケア会議の実施

【実績と見込み】

■地域ケア会議の実施状況と見込み

単位：件

市 町	実績		見込	計画		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
熊谷市	45	52	55	96	96	96
深谷市	156	162	150	144	144	144
寄居町	41	39	29	24	24	24
組合（計）	242	253	234	264	264	264

【取組と目標】

地域包括支援センターは、地域の関係機関などとの連携体制を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関との連携を支援します。

また、地域の介護支援専門員に対する事例検討会などの実施や情報提供を行うとともに、自立支援型地域ケア個別会議でケアマネジメントの支援を行い、地域の介護支援専門員の資質向上を図ります。

なお、市町において、自立支援型地域ケア個別会議により抽出された地域課題の解決に向けて地域ケア会議（地域ケア推進会議）を実施し、地域づくりや社会資源開発などに役立てます。

エ 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要です。

このことから、市町が中心となり、地域の医師会などと連携しながら、多職種協働による在宅医療・介護を一体的に提供できる体制の構築を推進します。

また、次の内容を中心にP D C Aサイクルに沿った取組を実施します。

- ① 現状分析・課題抽出・施策立案
 - ・ 地域の医療・介護の資源の把握
 - ・ 在宅医療・介護連携の課題の抽出
 - ・ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- ② 対応策の実施
 - ・ 在宅医療・介護関係者に関する相談支援
 - ・ 地域住民への普及啓発
 - ・ 医療・介護関係者の情報共有の支援
 - ・ 医療・介護関係者の研修
- ③ 対応策の評価・改善

【実績と見込み】

■在宅医療・介護連携に関する相談支援の実施状況と見込み

単位：件

市 町	実績		見込	計画		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
熊谷市	385	469	470	480	490	500
深谷市	410	545	600	650	700	750
寄居町						
組合（計）	795	1,014	1,070	1,130	1,190	1,250

※深谷市と寄居町は、共同で事業を行っているため、市町ごとの区分はありません

【取組と目標】

在宅医療・介護連携を支援する相談窓口として、在宅医療連携拠点と連携しながら、地域の実情に応じた在宅医療と介護の連携体制の構築、充実を図ります。

また、人生の最終段階において、本人の意思に沿った医療・介護が行われるよう、本人が家族や医療・介護の関係者と適切な話し合いを重ねていくACP(アドバンス・ケア・プランニング)について、講演会を実施するなど、広く周知していきます。

オ 生活支援体制整備事業

高齢者世帯や認知症の高齢者が増加する中、医療、介護サービス提供のみならず、地域で暮らす方たちの支え合いが重要です。NPO法人、民間企業、ボランティア、自治会、民生委員、介護サービス事業者、社会福祉協議会などと地域包括支援センター及び市町が連携し、多様な日常生活上の支援体制の充実、強化及び高齢者の社会参加を推進します。

① 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置

生活支援を必要とする高齢者が、ニーズに合った生活支援サービスを利用できるような住民主体の地域づくりを支援するため、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置し、ボランティアなどの生活支援の担い手の発掘・養成及びネットワーク化を行います。

また、それぞれの地域に協議体を設置し、多様な主体間の情報共有・連携強化を図ります。

【実績と見込み】

■生活支援体制整備事業の実施状況と見込み

事業		実績		見込	計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
熊谷市	協議体数	2	2	2	4	9	9
	協議体 開催回数（第1層）	0	1	5	5	5	5
深谷市	協議体数	12	12	12	12	12	12
	協議体 開催回数（第1層）	1	1	1	1	1	1
寄居町	協議体数	8	8	8	8	8	8
	協議体 開催回数（第1層）	2	2	3	4	4	4
組合 （計）	協議体数	22	22	22	24	29	29
	協議体 開催回数（第1層）	3	4	9	10	10	10

【取組と目標】

市町単位で、第1層生活支援コーディネーターを配置します。

また、日常生活圏域を担当する地域包括支援センターに第2層生活支援コーディネーターをそれぞれ配置し、地域資源の把握と開発、ボランティアなどの生活支援の担い手の発掘、地域における支え合いのネットワーク化（協議体）を推進していきます。

また、地域のニーズとサービス提供主体のマッチングの取組などを推進し、生活

支援などサービスの進捗状況を把握しながら、サービス提供に向けた体制整備を推進します。

② 就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）

役割がある形での高齢者の社会参加などを促進する観点から、就労的活動の場を提供できる民間企業・団体などと就労的活動を実施したい事業者とをマッチングし、高齢者個人の特性や希望に合った活動をコーディネートする就労的活動支援コーディネーターの配置を検討します。

カ 認知症総合支援事業

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域における認知症の理解を深める必要があります。

また、認知症を早期に発見し、本人及び家族への支援を行うことにより、認知症ケアの向上を図ります。

- ① 初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活をサポートする、認知症初期集中支援チームの設置
- ② 必要な医療、介護などのサービスを受けられるよう地域の関係機関との連携体制の構築及び認知症に関する相談支援などを行う認知症地域支援推進員の配置
- ③ 多職種の協働研修による認知症対応能力の向上並びに認知症カフェなどの設置

【実績と見込み】

■認知症総合支援事業の実施状況と見込み

事業		実績		見込	計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
熊谷市	初期集中チーム支援申請件数	1	4	5	6	8	10
	認知症カフェ設置数	12	11	12	13	13	13
深谷市	初期集中チーム支援申請件数	3	5	7	12	12	12
	認知症カフェ設置数	9	9	9	9	9	9
寄居町	初期集中チーム支援申請件数	0	0	1	3	3	3
	認知症カフェ設置数	5	6	6	6	6	6
組合 (計)	初期集中チーム支援申請件数	4	9	13	21	23	25
	認知症カフェ設置数	26	26	27	28	28	28

【取組と目標】

認知症初期集中支援チームの関与による認知症の早期診断・早期対応及び認知症地域支援推進員による認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進、認知症の方を支援する関係者の連携支援、相談対応などにより、認知症の方ができる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる地域づくりを推進します。

また、事業の実施にあたっては、地域包括支援センター、認知症疾患医療センタ

ーを含む医療機関、介護サービス事業者などとの連携を図ります。

(3) 任意事業

任意事業のうち、保険者が実施する「介護給付等費用適正化事業」以外の事業は、市町で実施してきた福祉施策事業を、平成 18 年度介護保険制度改正にともない、地域支援事業に位置づけて実施しています。

ア 介護給付等費用適正化事業

第 9 期計画における国の指針に基づき、介護給付適正化計画を「要介護認定の適正化」、「ケアプラン点検及び住宅改修・福祉用具点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」の 3 事業に再編し、介護給付の適正化に取り組んでいきます。

① 要介護認定の適正化（認定調査状況チェック）

認定調査票や主治医意見書を認定審査会前にチェックするとともに、次の研修会を開催して、認定調査の平準化と介護度の適正化を図ります。

- 1) 現任調査員研修会や新任調査員研修会を年数回行い、公平・公正な要介護認定調査を行えるための、資質の向上を図ります。また、埼玉県主催の研修会などの参加を働きかけます。
- 2) 介護認定審査会委員の研修会を行い、要介護認定審査業務の公平性・公正性を図り、審査判定の均質化に努めます。また、埼玉県主催の研修会などへの参加を働きかけます。

② ケアプラン点検及び住宅改修・福祉用具点検

介護サービスの利用内容をチェックし、介護給付の適正化を図ります。

- 1) 介護支援専門員が作成した居宅介護（予防）サービス計画の記載内容について、事業者に資料提出を求め、利用者の状況に応じた適切な計画作成が行われているかを、主治医意見書、認定調査票、給付実績などと照合しながらチェックを行い、個々の受給者が真に必要なサービスの確保とその状態に適合していないサービス提供の改善を行います。
- 2) 改修工事を行おうとする受給者宅の実態確認や工事見積書の点検、竣工時の訪問調査などで施行状況を点検して、受給者の状態にそぐわない不適切又は不要な改修が行われていないか確認します。

また、福祉用具購入・貸与の状況を訪問調査により把握し、不適切 又は不要なものがないか、身体状態に応じた給付が行われているかについて確認を行います。

③ 医療情報との突合・縦覧点検

受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況（請求明細書内容）を確認し、介護保険サービスと医療保険サービスの重複、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数などの点検を行い、請求内容の誤りなどを早期に発見して適切な処

置を行います。

④ その他

1) 国保連適正化システムによる給付実績の活用

国保連適正化システムを活用し、事業者などのサービス内容など給付実績について、点検を実施します。

2) 運営指導・集団指導

地域密着型サービス事業所及び居宅介護支援事業所の状況を把握しながら、定期的に運営指導を行います。また、指定基準に対する通報、苦情などがあつた事業所に対して、口頭又は書面による改善指導を行います。さらに必要に応じて監査を実施します。

また、制度改正や介護給費等対象サービスの取り扱い、介護報酬の内容などについて周知徹底を目的として集団指導を実施します。

3) 介護給付費通知

サービス利用者に対し、利用している介護サービス事業者からの保険請求に基づき、サービスの種類や費用などを通知し、内容を確認することで適切なサービス利用と適正な請求を促します。

4) 埼玉県が実施する運営指導への同行

埼玉県が実施する運営指導に同行し、サービス事業所の実態把握に努めるとともに、併せて現地指導を行います。

5) サービス提供事業所の自主点検

サービス提供事業所において不適切な介護報酬の請求が行われないよう、事業所に対して点検ポイントを示し、自主点検の実施を促します。

6) 第三者行為求償

交通事故などにより介護保険のサービスを利用した場合、本来その介護費用は加害者（第三者）が負担すべきものであるため、第三者行為の発見など求償事務に努めます。

7) 制度の周知

介護支援専門員連絡協議会などにおいて、適正化事業の取組内容、参考事例を説明し、注意喚起を行います。

イ 家族介護支援事業

要介護者などを介護する者（ケアラー）の支援のため、次の事業を行います。

① 介護教室

市町で、介護が必要な高齢者の状態の維持・改善を目的とした適切な介護知識・技術の習得や外部サービスの適切な利用方法の習得などを内容とした教室を開催します。

【実績と見込み】

■介護教室の実施状況と見込み

単位：回

市 町	実績		見込	計画		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
熊谷市	2	1	9	15	15	15
深谷市	11	12	7	12	12	12
寄居町	0	0	4	4	4	4
組合（計）	13	13	20	31	31	31

【取組と目標】

住民のニーズを把握し、ケアラーへの支援として、介護の知識や技術の習得などのほか、介護から一時的に解放するための介護者相互の交流会も併せて実施します。

② 認知症高齢者見守り事業

地域における認知症高齢者の見守り体制を構築するため、認知症に関する広報・啓発活動、徘徊高齢者を早期発見できる仕組みの構築・運用、認知症高齢者に関する知識のあるボランティアなどによる見守りのための訪問などを行います。

【実績と見込み】

■徘徊高齢者探索サービス事業の利用状況と見込み

単位：人

市 町	実績		見込	計画		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
熊谷市	17	16	15	22	28	35
深谷市	3	7	15	25	25	25
寄居町	2	0	2	11	11	11
組合（計）	22	23	32	58	64	71

【取組と目標】

今後、在宅の認知症高齢者が増加していくことが見込まれるため、高齢者の安全確保及び介護する家族などの支援を目的とした事業の周知に努めます。

ウ その他の事業

介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため、次の事業を行います。

① 成年後見制度利用支援事業

低所得の高齢者を対象に、成年後見制度の市町長申立などに要する経費及び成年後見人などの報酬の助成を行います。

【実績と見込み】

■成年後見制度利用支援事業の実施状況と見込み

単位：人

市 町	実績		見込	計画		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
熊谷市	2	8	8	24	24	24
深谷市	11	13	5	30	30	30
寄居町	3	4	5	5	5	5
組合（計）	16	25	18	59	59	59

【取組と目標】

今後、成年後見制度を必要とする高齢者の増加が見込まれることから、事業の普及啓発に努めます。

② 住宅改修支援事業

住宅改修に関する相談・情報提供及び住宅改修費に関する助言を行うとともに、居宅介護支援などを受けていない要介護認定者などのために、介護支援専門員などが「住宅改修が必要な理由書」を作成した場合の経費を助成します。

【実績と見込み】

■住宅改修支援事業の実施状況と見込み

単位：件

市 町	実績		見込	計画		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
熊谷市	3	2	5	20	20	20
深谷市	0	3	5	20	20	20
寄居町	1	0	2	10	10	10
組合（計）	4	5	12	50	50	50

【取組と目標】

住宅改修支援事業の申請を促すため、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所、住宅改修事業者などに周知します。

③ 認知症サポーター養成事業

厚生労働省が推進する認知症サポーターの養成講座を市町で実施します。

【実績と見込み】

■認知症サポーター養成事業の実施状況と見込み

単位：回

市 町	実績		見込	計画		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
熊谷市	25	30	45	54	54	54
深谷市	7	14	12	35	35	35
寄居町	0	2	2	22	22	22
組合（計）	32	46	59	111	111	111

【取組と目標】

今後、認知症高齢者、介護する家族などに対して理解ある地域社会の形成を目指し、正しい認知症知識を習得することを目的とした講座を開催します。

④ 地域自立生活支援事業

高齢者配食サービス事業を実施し、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯に対し、栄養バランスのとれた食事を提供することによって、栄養改善、安否確認とともに自立と生活の質の向上を図ります。

【実績と見込み】

■高齢者配食サービス事業の実施状況と見込み

単位：食

市 町	実績		見込	計画		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
熊谷市	19,946	21,899	24,268	27,700	31,600	36,100
深谷市	37,498	38,198	41,000	44,000	47,200	50,500
寄居町	13,185	12,696	13,500	17,100	18,810	20,690
組合（計）	70,629	72,793	78,768	88,800	97,610	107,290

【取組と目標】

今後、一人暮らしの高齢者が増加していく中、高齢者の日常の安否確認と栄養改善に向け、事業の普及啓発を図ります。

用語解説

あ 行

悪質商法

消費者に困惑又は威迫を与えたり、欺瞞ぎまんに満ちた方法で心理操作をしたり、故意に重要点を隠したりすることによって契約を締結させ、消費者に損害を与える行為のこと。

NPO（えぬぴーおー）

Non Profit Organization の略で、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。なお、「NPO法人」とは、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」のこと。

大里広域市町村圏組合

埼玉県大里地域の熊谷市、深谷市、寄居町の 2 市 1 町で構成される広域市町村圏。広域的な行政組織として、ごみ焼却施設、不燃物処理場の運営管理にかかる事務等の共同処理のほか、平成 15 年 4 月から介護保険事業の運営を行っている。

か 行

介護者サロン

家族の介護に当たる方々に気軽に来ていただいて、日々の困りごとや介護のこと等、何でも語り合える場。

介護予防

要介護状態の発生をできる限り防いだり遅らせたりすること、そして要介護状態にあってもその悪化をできる限り防ぐこと、更には軽減を目指すことを指す。地域包括ケアシステムにおいては、高齢者本人の運動機能や栄養状態といった心身機能の改善だけでなく、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促すといった、高齢者が生きがいや役割をもって生活できるような地域づくりも含む。

介護老人保健施設

病状が安定期にあり、入院治療をする必要がない要介護者に看護やリハビリテーション、日常生活の支援などのサービスを提供し、家庭復帰を目指す施設。

ケアハウス

おおむね 60 歳以上の人で、自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められ、高齢等のため独立して生活するには不安があり、家族による援助を受けることが困難な人が利用する施設。

ケアプラン

介護サービス計画のこと。介護を必要とする高齢者（要介護又は要支援の認定者）が、介護サービスを適切に利用できるよう、心身の状況、生活環境、利用者及びその家族等の希望などを考慮し、提供するサービスの種類と内容、事業者を定めたもの。

ケアマネジメント

生活上の援助を必要とする人のニーズを把握し、状況に応じて適切に保健・医療・福祉サービスを受けられるように調整等を行うこと。基本的にはケアマネージャーが行う。

軽費老人ホーム

自宅で生活することが困難な高齢者が入居する施設。食事付きの A 型、自炊の B 型、高齢者のケアに配慮したケアハウスに分類される。

健康いきいきサポーター事業

社会福祉法人、企業、NPO 法人等が市と協力・連携して、高齢者の介護予防をサポートする取組として実施している事業。

権利擁護

意志能力が十分でないため、生活の様々な場面で権利を侵害されやすい認知症高齢者や知的障害者などが、安心して日常生活を送ることができるよう、その権利の擁護や権利行使に関する専門的な相談・援助を行うこと。

公園サポーター

公園において環境美化活動等を実施するために登録されているボランティア団体等のこと。

高齢化率

総人口に占める 65 歳以上人口（老年人口）の割合。

コミュニティ

地域社会のこと。又は、居住地域を同じくすることからくる連帯感や共同意識による結びつきを指す。

さ 行

サービス付き高齢者向け住宅

高齢者の居住の安定を確保することを目的としたバリアフリー構造等を有し、少なくとも安否確認サービスと生活相談サービスを提供する住宅。

埼玉県徘徊高齢者等 SOS ネットワーク

行方不明者、身元不明者に関する市町村間、近隣都県間の情報照会を円滑に実施するためのネットワーク。

サポーター・タグ普及事業

介護中であることので分かる腕章「サポーター・タグ」を作成し、事業所等へ設置してもらい、介護者に貸し出す事業のこと。



サルコペニア

加齢に伴う骨格筋量の減少をいい、近年では骨格筋量の減少に加え、筋力及び身体機能の低下を含めたものとされている。

自主防災組織

「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯感に基づき、地域住民が自発的に初期消火、救出・救護、集団避難、給水・給食などの防災活動を行う団体（組織）のこと。

指定管理者制度

平成 15 年の改正地方自治法で導入された、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上、経費の削減等を図ることを目的とした制度のこと。

シナプソロジー

昭和大学名誉教授の藤本司氏監修のもと、(株)ルネサンスが開発した脳活性化のためのプログラムで、「シナプス（脳神経細胞同士の結びつき）」と「ロジー（〇〇理論）」を組み合わせた造語。シンプルで簡易な 2 つの動作を同時に行ったり、左右で違う動作をしたりするなど、ふだん慣れない動きで脳に適度な刺激を与えて活性化を図るプログラムのこと。

市民活動支援センター

NPO・ボランティアなどの様々な分野の市民活動団体、非営利で公益的な活動をしている市民や、これから活動しようと考えている市民のための拠点施設。

市民後見人

弁護士や司法書士などの資格は持たないが、成年後見に関する一定の知識や技術・社会規範・倫理性を身に付けた一般市民の第三者後見人のこと。

社会福祉協議会

地域の住民福祉を推進することを目的とした住民主体の自主的な団体であり、当面する福祉の諸問題解決に住民の総参加を求め、関係機関と連携して、住民福祉の向上のための各種事業を実施している。

社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法に基づいて設立された法人。

消費生活相談員

商品やサービスの質、契約トラブル等についての苦情や相談を受け、トラブルの解決のため助言を行う相談員。

シルバー人材センター

高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るための機関で、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに役立つことを目的として事業を推進している。

成年後見制度

従来あった禁治産・準禁治産制度にかわって、平成12年4月1日からスタートした、判断能力が不十分な成年者を保護・支援するためのものであり、自己決定の尊重、残存能力の活用を重視するノーマライゼーションの理念を踏まえた柔軟かつ弾力的な制度のこと。

全国健康福祉祭（ねんりんピック）

スポーツや文化種目の交流大会を始め、健康や福祉に関する多彩なイベントを通じ、高齢者を中心とする国民の健康保持・増進、社会参加、生きがいの高揚を図り、ふれあいと活力ある長寿社会の形成に寄与するため、昭和63年から都道府県単位で毎年開催している。

た 行

団塊の世代

昭和 22（1947）年から昭和 24（1949）年にかけて生まれた世代。作家の堺屋太一が昭和 51（1976）年に発表した小説『団塊の世代』に使用し、広く使われるようになった。

地域サロン

高齢化や単身世帯の増加、地域のつながりの希薄化が進む中、地域のつながりの再構築を図るための集いの場。悩みごと相談・困りごとの発見、孤立・引きこもり防止、参加者同士の見守り・支え合いや介護予防・認知症予防等の効果が期待できる。

地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域でできる限り継続して生活を送れるように支えるために、個々の高齢者の状況やその変化に応じて、介護サービスを中核に、医療サービスを始めとする様々な支援を、継続的かつ包括的に提供する仕組みをいう。

地域包括支援センター

地域住民の保健医療の向上と福祉の増進を包括的に支援することを目的として、地域支援事業のうちの包括的支援事業を地域において一体的に実施する役割を担う中核拠点。保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーが中心となって介護予防に関するケアマネジメントを始めとする高齢者への総合的な支援を行う。

地域密着型サービス

介護が必要となる高齢者が、できるだけ住み慣れた地域で生活できるよう体系化した介護サービス。所在地の市区町村が分類ごとに事業指定を行い、原則としてその市区町村住民のみを利用対象者としている。

長寿クラブ（老人クラブ）

高齢者の心身の健康の増進を図り、老後生活を健全で豊かにすることを目的とした自主的な組織で、一般的には「老人クラブ」と呼ばれる。単位自治会や町会といった規模で同一の小地域に居住する、おおむね 60 歳以上の者を会員として組織される。主な活動内容としては、社会奉仕活動、教養講座、スポーツ活動などが行われている。

デイサービスセンター

在宅生活の高齢者等に対し、日常動作訓練や食事、入浴などの各種サービスを提供する施設。

デジタル・ディバイド

パソコンやインターネット等、情報通信技術を利用できる者と利用できない者の格差。情報格差ともいう。

特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）

常時介護が必要で在宅での生活が困難な要介護者に、介護や日常生活の世話などのサービスを提供する施設。

な 行

日常生活圏域

平成 17 年の介護保険法の改正により、介護保険事業計画において定めることとされた区域。当該市町村の住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件等を総合的に勘案して定めることとされた。熊谷市においては、市内を 8 つの日常生活圏域に区分し、それぞれの圏域に 1 か所ずつ地域包括支援センターが設置されている。

認知症サポーター

認知症サポーター養成講座の受講者で、友人や家族への認知症に関する正しい知識の伝達や、認知症になった人の手助けなどを本人の可能な範囲で行うボランティアをいう。受講者には認知症を支援する目印としてオレンジリングが授与される。

認知症疾患医療センター

認知症に関する専門医療相談や鑑別診断などを行い、地域の保健医療・介護機関と連携を図りながら地域の認知症疾患対策の拠点となる医療機関。

認知症高齢者対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症高齢者等が、住み慣れた環境で、自立した生活を継続できるように、少人数で共同生活を営む住居。

ノーマライゼーション

障害者や高齢者を特別視したり、特別扱いをしたりするのではなく、一般の人と平等に、かつ一般の社会で普通の生活が送れることを趣旨とする考え方。最近では福祉の基本的理念として広く認識されている。

は 行

ハザードマップ

災害予測図。火山噴火・地震・台風などが起きた場合に、一定の時間内にある地域に災害をもたらす可能性のある諸現象を地図上に示したもの。

バリアフリー化

障害等のある人が社会生活をしていく上での障壁（バリア）を除去するという意味。

振り込め詐欺

家族や公的機関等になりすましての電話、架空請求、はがきといった文書などで相手をだまし、お金を振り込ませる犯罪行為のこと。

フレイル

日本老年医学会によって平成 26 年 5 月に提唱された、英語の「Frailty（フレイルティ＝虚弱）」の訳語で、健康な状態と日常生活で支援が必要な介護状態の中間を指す。加齢とともに心身の活動や認知機能などが低下した状態であるが、適切に介入・支援することで生活機能の維持・向上を図ることができる」とされている。

ま 行

民生委員・児童委員

厚生労働大臣の委嘱を受けて、区域を定めて援護を要する人を適切に保護指導し、地域福祉増進の活動を行う民間奉仕者。福祉事務所などの関係行政機関が実施する生活保護、高齢者福祉、障害福祉、児童福祉などの業務に対する協力活動のほか、低所得者世帯や一人暮らし高齢者等の相談援護活動、心配ごと相談活動など幅広い分野の活動を行っている。

や 行

ヤングケアラー

高齢、身体上、精神上の障害または疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話やその他の援助を提供する人（ケアラー）のうち、18歳未満の人。

有料老人ホーム

高齢者向けの居住施設の一つで、食事の提供、洗濯や掃除等の家事の供与、健康管理といった日常生活上必要なサービスのいずれか、又は複数を提供する施設。介護サービスの提供方法によって「介護付き有料老人ホーム（ホームに配置された介護・看護職員が介護サービスを提供）」と「住宅型有料老人ホーム（訪問介護やデイサービス等、入居者自身が選択した外部の介護サービスを利用）」とに大別される。

ユニバーサルデザイン

高齢者、児童、障害者、健常者等の区別なく、誰もが分け隔てなく使えるように、商品、住宅、まち、公園等の設計をするという考え方。

ユニバーサルデザインブロック（熊谷UDブロック）

歩道への接続部分の段差をなくし、車椅子での移動をやすくするように熊谷市が開発したブロック。



要介護度

介護保険制度において、日常生活を送る上で、身体の状態などから支援や介助がどの程度必要かを表す度合のこと。主治医意見書や訪問調査の内容をもとに、医師等の専門家によって構成される審査会で総合的に勘案して決定される。程度の軽い方から要支援 1、2、要介護 1～5 に分けられ、要介護度に応じて利用できるサービスが異なる。

養護老人ホーム

おおむね 65 歳以上の高齢者で、環境上の理由及び経済的理由等により、居宅において養護を受けることが困難な人のための入居施設。

ら 行

老人憩の家

高齢者の心身の健康増進や教養の向上、レクリエーション、社会参加の機会等のニーズに対応した利用施設の一つで、昭和 40 年の厚生省社会局長通知で制度化された。利用者は 60 歳以上の高齢者で、利用料は無料。

老人福祉センター

高齢者の各種相談に応じるとともに、健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に提供する施設。

熊谷市高齢社会対策基本計画

令和6年度～令和8年度

令和6年3月策定

発行／熊谷市

企画・編集／熊谷市福祉部長寿いきがい課

〒360-8601 埼玉県熊谷市宮町二丁目47番地1

電話 048-524-1111 F A X 048-524-8790
